全国児童福祉主管課長

子育て応援特別手当関係課長会議

(総務課 少子化対策企画室)

【目次】

資料 1	児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める	
	政令(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	「行動計画策定指針」新旧対照表(案) ・・・・・・・・・・ 、	5
資料 3	市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準の留意事項に	
	ついて・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	1
資料 4	「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧対照表(案)・・・ 1 1 9	9
資料 5	「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」	
	新旧対照表 (案)・・・・・・・・・・・・・・・16	5

平成 2 1 年 2 月 2 7 日 (金) 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室

資料1 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行 期日を定める政令(案)

とする。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内 閣は、 児童福祉 祉法等 *う* 部を改正する法律 (平成二十年法律第八十五号) 附則第一条第二号の規定に基

づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年三月一日

-3-

資料2 「行動計画策定指針」新旧対照表(案)

行動計画策定指針改正案(新旧対照表)

現行	改正案
- 背景及び趣旨	- 背景及び趣旨
政府においては、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針であ	次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成十五年七月
る「少子化対策推進基本方針」(平成十一年十二月十七日少子化対策推進関	世代育成支援対策推進法」(以下「法」という。)が制定され、地フ
係閣僚会議決定)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画につ	団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支持
いて(新エンゼルプラン)」(平成十一年十二月十九日大蔵・文部・厚生・労 の推進を図ってきたところである。	の推進を図ってきたところである。
働・建設・自治六大臣合意)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	一方、平成十五年七月に制定された「少子化社会対策基本法」に基
(平成十三年七月六日閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、	平成十六年六月に「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)
子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生み育てやすいようにす	議決定された。大綱では、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」
るための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきたところであ	四つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少-

しかしながら、平成十四年一月に発表された「日本の将来推計人口」に 少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力 そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は 今後一層進行すると予想されている。 よれば、従来、

急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な 影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて 国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一 段の対策を進める必要がある。

化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事 平成十四年九月には、厚生労働省において「少子 の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の 見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、 こうした観点から、

Z接対策 月に「次 3方公共

)が閣 基づず、 」等の 四つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社 (子ども・子育 て応援プラン)を踏まえ、様々な対策を実施してきたところである。 会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」

出件 数が一〇六万人及び合計特殊出生率が一・二六と、ともに過去最低を記録 しかしながら、平成十七年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、 するという予想以上の少子化の進行が見られた。 このため、平成十八年六月に少子化社会対策会議で決定された「新しい 強化を図っ 少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、 てきたところである。

二〇五五年にあっても合計特殊出生率は一・二六と示され(出生中位・死 亡中位推計)、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会において また、平成十八年十二月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、 は、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実のかい離に着目

のかい離を生み出している要因が整理された。

%

「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとした。

また、これを踏まえ、平成十五年三月には、少子化対策推進関係閣僚 会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」 を取りまとめた。

あわせて、平成十五年三月には、地方公共団体及び企業における十年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年七月に成立したところである。

以上のような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を 実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成 十九年十二月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦 略」という。)が取りまとめられたところである。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き 方の見直しによる仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現」 とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車 の両輪」として進めていく必要があるとされている。

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成十九年十二月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」(以下「憲章」という。)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)が取りまとめられたところである。

憲章においては、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会会を目指すべきであるとされ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げている。また、行動指針においては、憲章が掲げる三つの社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取組を推進するための社会全体の目標(取組が進んだ場合に達成される水準として十年後の目標値)を設定しているところである。

今後は、憲章及び行動指針の理念を踏まえ、仕事と生活調和の推進に向 けた具体的な取り組みを進めていくことが必要である。 また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、

①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題という二つの課題 ②の課題については、地域や職場における次世代育成支 を第百 同年十二月 援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律案」 七十回国会に提出し、平成二十年十一月二十六日に可決され、 三日に公布されたところである。 が示されており、

9 H 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に 税制改革による財源確保 向けた「中期プログラム」」(平成二十年十二月二十四日閣議決定) を図りながら、検討を速やかに進めることとされたところである。 二〇一〇年代前半の実施に向け、 ①の課題については、 程表において、

法第

計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することとされている。 八条第一項の市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定 することとされ、都道府県にあっては、法第九条第一項の都道府県行動 行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を届 け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が三百人(平成二十三年四 であって、常時雇用する労働者の数が三百人(平成ニ十三年四月一日以 <u>後は、百人)</u>を超えるものにあっては、法第十二条第一項の一般事業主 <u>月一日以後は、百人)</u>以下の一般事業主にあっては、一般事業主行動計 国及び地方公共団体の機関等(以下「特定事業主」という。)にあっては、 画を策定し、その旨を届け出るよう努めることとされている。さらに、 また、国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。 法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)においては、次世代 育成支援対策に関し、市町村にあっては、法第八条第一項の市町村行動 計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することとされ、都道府 県にあっては、法第九条第一項の都道府県行動計画(以下「都道府県行動 計画」という。)を策定することとされている。また、国及び地方公共団 体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する 労働者の数が三百人を超えるものにあっては、法第十二条第一項の一般 事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その 旨を届け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が三百人以下の一般 事業主にあっては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出るよ う努めることとされている。さらに、国及び地方公共団体の機関等(以下 「特定事業主」という。)にあっては、法第十九条第一項の特定事業主行 動計画(以下「特定事業主行動計画」という。)を策定することとされて

法第十九条第一項の特定事業主行動計画(以下「特定事業主行動計画」

いる。このため、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めることとされている。

この行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるものである。

ニ 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。) は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための十年間の 集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しよう とする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるもの

いう。)を策定することとされている。このため、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めることとされている。

この行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般 事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、①次世代育 成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容 に関する事項、③市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童 健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成し ようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準、 ④その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるものであ る。

ニ 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。) は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための十年間の 集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しよう とする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるもの

たする。

3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携

次世代育成支援対策は、市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携を始め、市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。

このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。

(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携

市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である。

とする。

3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働

次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である。その上で、国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。

このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。また、地方公共団体と国との情報の共有化をさらに深めることが重要であり、次世代育成支援対策に関する情報を集約し、地方公共団体と国が相互に情報得共有を図ることができる「少子化対策連携促進サイト」への参加、活用を図ることが必要である。

(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携

市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、<u>例えば、首長を本部長又は責任者として少子化対策推進本部等を設置するなど</u>全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である。

(2) 国及び地方公共団体の連携

法第四条では、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りな がら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう 努めなければならないこととされている

次世代育成支援対策は、「働き方の改革による仕事と生活の調 「仕事と生活の調和推進会議」や「次世代 育成支援対策地域協議会」等の活用により、恒常的な意見交換 を行い、連携・協力して地域の実情に応じた次世代育成支援対 和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を の両輪」として取り組むことが必要であることにかんがみ、 策の推進を図ることが必要である。 及び地方公共団体は、

市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3) 法第十条第一項では、都道府県は、市町村に対し、市町村行 動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助 の実施に努めることとされており、小規模市町村への配慮を含 め、適切に対応することが必要である。

相互にその整合性が図られるよう、互いに密接な連携を図るこ また、市町村及び都道府県は、行動計画の策定に当たって、 とが必要である。 さらに、市町村行動計画の策定に当たっては、必要に応じて 広域的なサービス提供体制の整備等、近隣市町村間での連携・ 協力の在り方について検討することが必要である

国、地方公共団体等と一般事業主との連携 (4)

一般事業主は、一般事業主行動計画の策定やこれに基 法第五条では、事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世 代育成支援対策に協力しなければならないこととされている。 また、

市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (2) 法第十条第一項では、都道府県は、市町村に対し、市町村行 動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助 の実施に努めることとされており、小規模市町村への配慮を含 め、適切に対応することが必要である。

また、市町村及び都道府県は、行動計画の策定に当たって、 相互にその整合性が図られるよう、互いに密接な連携を図る とが必要である。

١J

さらに、市町村行動計画の策定に当たっては、必要に応じて 広域的なサービス提供体制の整備等、近隣市町村間での連携・ 協力の在り方について検討することが必要である。

国、地方公共団体等と一般事業主との連携 (3) 法第五条では、事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世 一般事業主行動計画の策定やこれに基 **代育成支援対策に協力しなければならないこととされている。** 一般事業主は、 また、

づく措置の実施に関する援助業務を行う次世代育成支援対策推進センターによる相談その他の援助を活用することなどにより、適切な一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望ましい。

さらに、地方公共団体及びその区域内に事業所を有する一般事業主は、行動計画の策定に当たって、地域における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、必要に応じて情報交換を行う等密接な連携を図ることが必要である。

4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

法第二十一条第一項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができるとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

なお、地域協議会の形態としては、例えば、次に掲げるものが考え

づく措置の実施に関する援助業務を行う次世代育成支援対策推進センターによる相談その他の援助を活用することなどにより、適切な一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望ましい。

さらに、地方公共団体及びその区域内に事業所を有する一般事業主は、行動計画の策定に当たって、地域における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、必要に応じて情報交換・意見交換を行う等密接な連携を図ることが必要である。

5) 地域の事業主や民間団体等との協働

仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の改革をはじめ、次世代 育成支援対策は、それぞれの地域の企業、子育て支援を行う団体等 が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取 組を進めていく必要がある。

4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

法第二十一条第一項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができるとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

なお、地域協議会の形態としては、例えば、次に掲げるものが考え

られる。

- (1) 市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の 実施に関し、意見交換等を行うため、地方公共団体、事業主、 子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉関係者、 教育関係者、都道府県労働局等の幅広い関係者で構成されるも の
- (2) 一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、情報交換等を行うため、地域の事業主やその団体等で構成されるもの
- (3) 地域における子育て支援サービスの在り方等について検討を行うため、地域の子育て支援事業の関係者等で構成されるもの
- (4) 家庭教育への支援等について検討を行うため、教育関係者等で構成されるもの
- 三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項
- 1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な 視点
- (1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもに かかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請 されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を 受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策 の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最 大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては

られる。

- (1) 市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の 実施に関し、意見交換等を行うため、地方公共団体、事業主<u>、</u> 労働者、子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉 関係者、教育関係者、都道府県労働局等の幅広い関係者で構成 されるもの
- (2) 一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、情報交換等を行うため、地域の事業主やその団体等で構成されるもの
- (3) 地域における子育て支援サービスの在り方等について検討を行うため、地域の子育て支援事業の関係者等で構成されるもの
- (4) 家庭教育への支援等について検討を行うため、教育関係者等で構成されるもの
- 三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項
- 1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な 視点
- (1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもに かかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請 されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を 受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策 の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最 大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては

男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生

されて の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会 いる。

体の運動として進めていくこととされている。こうした取組につい ては、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係 者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地 民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとし 社会全 仕事と生活の調和を実現することは、 て、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても 域の実情に応じた展開を図ることが必要である。 働き方の見直しを進め、

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

屮

子育てと仕事の両立支援のみならず、

すべての子どもと家庭への支援の視点

(2)

次世代育成支援対策は、

育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支

援という観点から推進することが必要である。

育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支 叶 次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず 援という観点から推進することが必要である。

社会的 その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子 養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養 自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進め どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう ることが必要である。 護の推進、

地域における社会資源の効果的な活用の視点

自治会を始めとする様々な地域活動団 体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任 高齢者、障害者等に対するサービ 地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサーク 児童委員等が活動するとともに、 ル、母親クラブ、子ども会、 (9)

高齢者、障害者等に対 体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任 地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサーク ル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団 (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 ・児童委員等が活動するとともに、 茶鼠 児童

子育て支援等を通じた地域 への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境 こうした様々な 地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。 や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、 スを提供する民間事業者等もあるほか、

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十八 条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保 学校施設等を始めとする各種の公 共施設の活用を図ることも必要である。 公民館、 児童館、 育所の活用や、 また、

サービスの質の視点 (7

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために は、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確 材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組 このため、次世代育成支援対策において は、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人 を進めることが必要である。 保することが重要である。

地域特性の視点 (8)

は社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び 必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策におい ては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進め 国 都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、 ていくことが必要である。 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされ Ø

通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊か した様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要 子育て支援等を ١J な自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、 するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、 である。 第四十八条 所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共 の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育 また、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 施設の活用を図ることも必要である。

サービスの質の視点 (8)

材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組 利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために は、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確 このため、次世代育成支援対策において は、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人 を進めることが必要である。 保することが重要である。

地域特性の視点 (6)

IJ

国に は社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び 必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策におい ては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進め 都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、 ていくことが必要である。

市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされ Ø

る手続

(1) 現状の分析

市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」という。)については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。

このため、次世代育成支援対策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。

(2) ニーズ調査の実施

市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。

また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。

(3) 住民参加と情報公開

法第八条第三項及び第九条第三項では、市町村及び都道府県は、 市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あら

る手続

(1) 現状の分析

市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」という。)については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。

このため、次世代育成支援対策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。

(2) ニーズ調査の実施

市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。

 また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。

(3) 多様な主体の参画と情報公開

法第八条第三項及び第九条第三項では、市町村及び都道府県は、 市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あら

かじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である。

かじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、<u>市町村行動計画等に</u>反映させることが必要である。

また、法第八条第四項及び第九条第四項では、市町村及び都道 府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするとき は、あらかじめ、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映 させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとさ れていることから、計画の策定段階において、協議会等を活用し て事業主支援の方策の検討、事業主に求める支援策の検討、協働 で実施をする施策の検討等を行い、説明会の開催等を通じて計画 策定にかかる情報を提供するとともに、事業主、労働者その他の 関係者の意見を幅広く聴取し、市町村行動計画等に反映させるこ とが必要である。

 加えて、法第八条第五項及び第九条第五項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームペー

<u>また</u>、法第八条第四項及び第九条第四項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページ

への掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。

- 3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等
- (1) 計画策定の時期

市町村行動計画等に係る規定は平成十七年四月一日から施行されることから、平成十六年度中に策定することが必要である。

(2) 計画の期間及び見直しの時期

市町村行動計画等は、五年を一期とするものとされているため、一回目に策定される市町村行動計画等(前期計画)については、平成十七年度から平成二十一年度までを計画期間として策定することが必要である。

また、市町村行動計画等は五年ごとに策定するものとされていることから、二回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度まで「行った上で、平成二十二年度から平成二十六年度までを計画期間として策定することが必要である。

ジへの掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが 必要である。

- 3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等
- (1) 計画策定の時期

市町村行動計画等は五年ごとに、五年を一期として策定するものとされている。一回目に策定された市町村行動計画等(前期計画)については、平成十七年度から平成二十一年度までを計画期間としていることから、二回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年度から平成二十六年度まである。

利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

後期計画においては、個別事業の進捗状況 (アウトプット) に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況 (アウトカム) についても点検・評価することが重要である。

次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に

改雕 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検・評価及び 法第八条第六項及び第九条第六項では、市町村及び都道府 く周知し、提供するためにも、自治体の取組状況について比較が可能 これを参考に、市町村及び都道府県において意識 市町村行動計画に基 ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点 その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映 お核にお ける子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等 また、個別事業を束ねた施策の指標に関しては、住民にわかりやす となるよう、共通の指標を設定することが望ましい。国では、共通の づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討 これを変更することその他の 必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされているこ 各種施策が利用者の直面している問題や課題の解消に役立 を確立すること 地域協議会など させる、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、 これら一連の過程が開かれたものとするため、 (Action) O + 4D N (PDCA + 4D N)が参画する場を設けることも考えられる。その際、 定期的に、 調査等に基づき設定することが望ましい。 を加え、必要があると認めるときは、 市町村は、 を活用することも考えられる。 つなげていくことが望まれる。 法第八条第七項では、 検・評価を実施し、 指標例を示すので、 が重要である。 この際、 また、 とから、 推進体制 Ŋ 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検及び推進体 夲 また、法第八条第五項及び第九条第五項では、市町村及び都道府 その後の 全庁的な体制の下に、 年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、 市町村行動計画等の推進に当たっては、 対策を実施することが必要である。 4

県は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

5 他の計画との関係

(1) 保育計画等との調和

市町村行動計画等は、保育計画(児童福祉法第五十六条の人に 規定する市町村保育計画及び同法第五十六条の九に規定する都 道府県保育計画をいう。以下同じ。)、地域福祉計画(社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)第百七条に規定する市町村地域 福祉計画及び同法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計 画をいう。)、母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉 法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十一条第二項第三号に規 定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。)、障 書者計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第七条の 三に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をい う。)その他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定す る計画であって、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの 間の調和が保たれたものとすることが必要である。 なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の 規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市

県は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

6 他の計画との関係

(1) 保育計画等との調和

市町村行動計画等は、保育計画(児童福祉法第五十六条の八に 規定する市町村保育計画及び同法第五十六条の九に規定する都 道府県保育計画をいう。以下同じ。)、地域福祉計画(社会福祉法 昭和二十六年法律第四十五号)第百七条に規定する市町村地域 福祉計画及び同法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計 画をいう。)、母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉 法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十一条第二項第三号に規 定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。)、障 害者計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第九条に 規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。)そ の他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画で あって、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和 が保たれたものとすることが必要である。 なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の 規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市

町村行動計画等と一体のものとして策定して差し支えない。

(2) 市町村の基本構想との調和

市町村行動計画については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものとすることが必要である。

町村行動計画等と一体のものとして策定して差し支えない。

(2) 市町村の基本構想との調和

市町村行動計画については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものとすることが必要である。

四 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準

- 参酌標準について
- (1) 意義

法第七条第二項第三号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める 次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施 時期を定めるに当たって参酌すべき標準(以下「参酌標準」とい

参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。

う。)を定めるものとされている。

(2) 性質

ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から 10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦(平成二十年二 月二十七日厚生労働省策定)の目標年次である平成二十九年度に 達成されるべき目標事業量(以下「平成二十九年度目標事業量」 なお、後期計画期間(平成二十二年度から平成二十六年度までの期間をいう。以下同じ。)の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育 成事業に関しては、平成二十二年度(新待機児童ゼロ作戦の集中 重点期間の最終年度)の目標事業量も定めることが必要である。

2 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量について は、三歳未満児と三歳以上児に区分の上、次の方法により定めるこ とが必要である。

- (1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率の把握
- ニーズ調査により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分(以下「就労形態別家庭類型」という。) ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率(以下「潜在的サービス利用率」という。)を算出する。
- (2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握

就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査により把握した今後の 就労希望を勘案した潜在的な家庭数(以下「潜在家庭数」という。) を算出する。 (3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型

<u>ごとの潜在サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、</u> 平成二十九年度の目標事業量(定員数)を定める。 なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度 目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら 定めることが必要である。

3 夜間帯の保育サービス

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成ニ十九年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

- 休日保育

 2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した休日の保育ニーズを勘案して平成ニ十九年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

5 病児・病後児保育

平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量(定員数)を 病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査に より把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成二十九年度の目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標 事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

放課後児童健全育成事業

保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成ニ十九年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

一時預かり事業

ニーズ調査により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成二十九年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域

住民に最も身近な自治体としての役割を踏まえ、次世代 平成二十九年度目標 なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標 なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標 現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めるこ 原則として一箇所以上の設置を平成二十 住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討し サポート・センター事業等の他サービスによる対応の可能性も勘案し ながら、適切と考えられる事業量を平成二十九年度目標事業量とする 現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めるこ 8 1 ファミリー 内に一箇所以上設置することを平成二十九年度目標事業量とす た上で平成二十九年度目標事業量を定めることが必要である。 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項 宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、 なお、後期計画期間の目標事業量については、 九年度目標事業量とすることが必要である。 事業量を念頭に定めることが必要である。 ファミリー・サポート・センター事業 市及び特別区にあっては、 短期入所生活援助事業 ことが必要である。 町村にあっては、 市町村行動計画 とが必要である。 事業量を念頭に、 とが必要である。 事業量を念頭に、 が必要である。 市町村は、 9 ത 田 汝苗代 住民に最も身近な自治体としての役割を踏まえ、 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項 市町村行動計画 市町村は、 囙

育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。

- (1) 地域における子育ての支援
- ア 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭へ

育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。

- 1) 地域における子育ての支援
- ア 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭へ

D支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サ· ビスの充実が図られることが必要である。 このため、市町村は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる児童 て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置 の実施に努めるとともに、次の(エ)に掲げる同法第二十一条 談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必 福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業(以下「子育 の十一の規定による子育て支援事業に関する情報の提供、 要である。

型

ついても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ また、これらの取組に際しては、親が障害を持つ家庭等 **細かな配慮が求められる。**

IJ

- 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保 護者の児童の養育を支援する事業 <u>E</u>
- の疾病その他の理由により昼間家庭において養育を 保護者(出産後おおむね一年以内の女子に限る。 \odot

の支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サ ビスの充実が図られることが必要である。

福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業(以下「子育 て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置 の実施に努めるとともに、次の(エ)に掲げる同法第二十一条 このため、市町村は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる児童 談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必 の十一の規定による子育て支援事業に関する情報の提供、 要である。

乳児家 庭全戸訪問事業においては、同法第二十一条の十の三の規定 母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に 市町村は、同法第二十一条の十の二の規定に基づ (ただし、その事務の一部又は全部を厚生労働省令で定める き、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施す 者に委託することができる。)よう努めるとともに、 努める必要がある。 ならに、 に基づず、

₩ Ø また、これらの取組に際しては、親が障害を持つ家庭等に ついても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、 細かな配慮が求められる。

- 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保 護者の児童の養育を支援する事業 $\widehat{\mathbb{F}}$
- 原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問 厚生労働省令で定めるところにより、市町村にお H8, Θ

受けることに支障を生じた乳児につき、その家庭に おいて保育、家事並びに養育等に関する相談及び助 言を行う事業(必要な職員を置く等により行うもの に限る。②、③及び⑥において同じ。)

- ② 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった児童につき、その家庭において保育を行う事業
- 3 児童であって、その保護者がその養育上の不安等に関する援助を受ける必要があるものにつき、その家庭その他の場所において保育、養育等に関する相談及び助言その他必要な援助を行う事業
- 4 疾病にかかっているおおむわ十歳未満の児童(回復の過程にあるものに限る。)であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
- ⑤ おおむね三歳未満の児童であって、その保護者の 労働その他の理由により家庭において保育されるこ とに支障があるものにつき、保育士、看護師その他 の者(当該児童の三親等内の親族であるものを除 く。)の居宅において、適当な設備を備える等により、

することによって、i子育てに関する情報の提供、ii乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、iii養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業(乳児家庭全戸訪問事業)

② 厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した;保護者の養育を支援することが特に必要と認められるいが不適当であると認められる児童及びその保護者、iii出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業(養育支援訪問事業)

② 乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行る者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行

保育を行う事業(少数の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)

⑥ 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この⑥において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)<u>第一条</u>で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(放課後児童健全育成事業)

なお、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、 教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする 地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が 必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標と

う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅 その他の場所において、家庭的保育者による保育 を行う事業(家庭的保育事業) 4 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この金において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業 (ファミリー・サポート・セ要な援助を行う事業 (ファミリー・サポート・セ

(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

ンター事業)

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)<u>第一条の二</u>で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(放課後児童健全育成事業)

なお、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標と

した計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。

- ② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の五の五に定める施設において必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業)
- (3) 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の五の五に定める施設において必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)
- ④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所ろに掲げる児童にあっては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業て、適当な設備を備える等により、保育を行う事業

した計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。

- ② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業)
- ③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)
- 4) 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により、家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所所のに掲げる児童にあっては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業

(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行

- 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回
- 復の過程にあるものに限る。) ④ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回
- (仮の過程にあるものを除く。) (保護者の疾病その他の理由により家庭において保育 されることが一時的に困難となった乳児又は幼児<u>につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、</u> 保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。(あにおいて同じ。)
- ⑥ <u>おおむね三歳未満の児童</u>であって、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
- ③ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業
- (ウ) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(ア)⑥に掲げる事業

 Θ

① (ア)④に掲げる事業

うものに限る。) (病児・病後児保育事業)

- ⑦ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものに限る。)
- ④ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回

復の過程にあるものを除く。)

- ⑤ 家庭において保育<u>を受ける</u>ことが一時的に困難となった乳児又は幼児<u>について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(一時預かり事業)
 </u>
- <u>乳幼児</u>であって、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるもにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
 はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)(特定保育事業)
- ⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後等に教育活動を行う事業
- (ウ) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

- ② おおむね三歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、当該児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業
- ③ 保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う民間団体(子育てサークル)の支援その他の必要な援助を行う事業
- ④ 幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業
- (エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施(ア)から(ウ)までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業
- イ 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えると

及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子 育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助 を行う事業(地域子育て支援拠点事業)

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児

- ③ 幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業
- (エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施(ア)から(ウ)までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業
- イ 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えると

ともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が行われることが必要である。

また、保育サービスの利用者による選択や<u>質の向上に資する観点から、</u>保育サービスに関する積極的な情報提供<u>を行う</u>ことが必要である。

さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることが望ましい。

ともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、保育所、家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育により量的に拡充するとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育事業の充実により多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組を行うことが必要である。

また、保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うことが必要である。なお、質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、市町村行動計画にもその内容を反映させることが期待される。

さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることが望ましい。

子育て支援のネットワークづくり Ð

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保 の質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービ ス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支 援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマッ プや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行 育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービス うことが必要である。

域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関 また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、 る意識啓発等を進めることが望ましい。 4

鞀

児童の健全育成 Н

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関 系の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影 地域において児童が自主的に参 自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末 <u>等の</u>居場所づくりの推進が必要である。 響があると考えられるため、 古 い、

子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、 年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、 自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。 公民館、 児童館、 また、児童の健全育成を図る上で、 쇇

子育て支援のネットワークづくり Ð

プや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行 子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保 の質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービ ス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支 育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービス 援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマッ うことが必要である。 また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地 域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関 る意識啓発等を進めることが望ましい。

児童の健全育成 Н

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関 系の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影 響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放 学習や様々な体 地域住民との交流活動等を行うことができる安全 課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、 安心な居場所づくりの推進が必要である。 験活動、

青少 とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、 子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども 年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、 自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。 また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、総本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。 青少年もに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。 学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発 を推進することが必要である。また、少年非行等の問題を抱 える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこ もり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保 護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で 対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワーク の整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門

然补 が必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協 の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機 その積極的な受入れと活動の展開を図 青少年教育施設は、青少年の健全育成 こ資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活 動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活 委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居 このような社会資源を活用して、福祉部局と教育 力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。 動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図るこ 子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、 会を計画的に提供するとともに、地域における中学生 場所づくりにも配慮することが望ましい。 生の活動拠点として、 ことが必要である。 らに、 10

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、<u>いじめ問題への対応や</u>少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対し

チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

ナトの色

アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域 の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要である。 また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等<u>の</u>公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗を活用することが望ましい。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が図られる必要がある。

また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとするとともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。

さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要であ

, W

て関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

ナ かの街

アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域 の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要である。 また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として<u>学校の</u>余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗を活用することが望ましい。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が図られる必要がある。

また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとするとともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。

さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要であ

vô

ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康 が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母 子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要 である。 特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。

「食育」の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野

ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育でにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。

「食育」の推進

7

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野

が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。

エ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。

が連携しつつ、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。

エ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長 することができるよう、次のような取組により、学校の教育 環境等の整備に努めることが必要である。

(ア) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長 することができるよう、次のような取組により、学校の教育 環境等の整備に努めることが必要である。

(ア) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力<u>等の育成が</u>重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性

導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を 推進することが望ましい。

(イ) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満 の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子 どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意 欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確 保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実 させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親し むことができる運動部活動についても、外部指導者の活用 や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる

化等の取組を推進することが望ましい。

全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、 学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる 学校の改善に向けた取組への支援に努めることが必要であ

(イ) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満 の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子 どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意 欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、 指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させ るともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむこ とができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地 域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学

等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた<u>通学区域の弾力的運用等</u>、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。

また、<u>指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、</u>教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的

に行う必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を

校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。 また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要 な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校運営協議会制度(いわゆるコミュニティ・スクール)の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。

また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行うとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、<u>地域全体で子ども</u>の安全を見守る環境を整備する必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者 や地域住民等の理解を深めることが必要である。 また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。_

(ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理 観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重 要な役割を果たすものである。 育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時

にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼 児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発 達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学 校教育の円滑な接続を図ることが必要である。 また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつな がりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、 社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。 教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成

健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子ども の発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の 提供を行うことが必要である。 また、子育て経験者等の「子育てサポーター」としての養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、 行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や 感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康 や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連 携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。 このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した<u>子どもの多様な体験活動の機会の充実</u>、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携 して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、 きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。 さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ま しい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えるこ とが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の 教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報やインターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報やインターオット等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上のは、かと上のは、協力をして、関係業界に対する日本がトルターオットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等の対策に努めることが必要である。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について 啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれな いよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進す ることが必要である。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援する生活環境の整備

4

良質な住宅の確保

ア 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保 することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給 を支援するなどの取組を推進することが必要である。 また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等 がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を 図ることが望ましい。 さらに、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を 含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進める ことが望ましい。

/ 良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実 情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備 することが必要である。 また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シック ハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

住生活基本計画 (平成十八年九月十九日閣議決定) に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されない。ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。

イ 良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シック ハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

- (ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)に 基づき、幅の広い歩道の整備を推進
- (イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進
- ェ 安心して外出できる環境の整備
- (ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが必要である。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備な ど、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが必要である。

- エ 安心して外出できる環境の整備
- (ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を 深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、 ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていく ことが望ましい。
- (イ) 子育て世帯にやさしいトイプ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の

設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や 商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進 することが必要である。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>次の</u>犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅 の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの 必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッタ一等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッタ一等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。

仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針に おいて、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地 方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動とし て広げていく必要があるとされている。 このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、 次のような施策を進めることが望ましい。この際、都道府県、 地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、 都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に 密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を 進めることが必要である。

- (ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発
- (イ)
 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
- (ウ) 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む 企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等
- (エ) 研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣
- (オ)
 認定マーク (くるみん)の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促来
- イ 仕事と子育ての両立<u>のための基盤整備</u> 保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、

イ 仕事と子育ての両立<u>の推進</u>

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、

リー・サポート・センターの設置促進等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進フェキャガ海事がからです。 マジャナ かいいい かいいい アンドル 教師 ゆちだ

児 総

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、 童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、 合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・ 実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家 公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進する ため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域 における民間の指導者を育成することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導 真 を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの<u>再</u>

リー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応 した子育て支援を展開する。

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、

昗

童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・ 実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家 公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進する ため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域 における民間の指導者を育成することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及 啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導 する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対す る指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルド

利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルド シートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要であ

w %

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずる とが必要である。

١J

- (ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施
- (ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動<u>を推進</u>
- (エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講

シートの<u>貸出制度等</u>を積極的に実施・拡充することにより、 チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めること が必要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用へルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児2人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討する必要がある。

- イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。
- (ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施
- (ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を促進
- (エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講

習の実施

- (オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子 ども――〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- ア 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講するとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。

特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPO やボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要である。

具体的には、①発生予防として、日常的な育児相談機能の強

習の実施

- (オ) 子どもの安全確保のために活動する防犯ボランティア等への支援
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- ア 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携等

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO法人、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならな

また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営

ŝ

にや、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実、②虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所(家庭児童相談室)及び市町村保健センターにおける取組の充実や主任児童委員、児童委員等の積極的な活用、③保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等を図ることが必要である。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することが必要である。

の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職 員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。 なお、当該調整機関の職員をはじめとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である。

さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが必要である。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応 を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保 健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村 の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制

の構築を図る必要がある。

<u>さらには、虐待の早期発見等のため、主任児童委員・児童</u> 委員等を積極的に活用することも必要である。

イ 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法<u>等</u>の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て<u>・</u>生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

母子家庭等日常生活支援事 業及び保育所の入所並びに放課後児童クラブの利用に際しての 配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設 置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡 婦自立促進計画を策定する等により母子家庭等就業・自立支援事業 や母子家庭自立支援給付金事業等を総合的・計画的に進め、母子家 庭等に対する支援を充実させるとともに、就業支援の実施にあたっ ては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるこ 具体的には、子育て短期支援事業、 とが必要である。 母子家庭等日常生活支援事 芶

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対す る協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必

イ 母子家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法<u>や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成十五年法律第百二十六号)</u>の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て<u>や</u>生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により、母子家庭等に対する支援を充実させることが必要である。また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めることも重要である。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。

ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、障害児通園(デイサービス)事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。

さらに、学習障害(LD)、注意欠陥<u><</u>多動性障害(ADHD)<u>、高機能</u> <u>自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、</u>教 員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うことが必要で ある。

要な施策を講ずるように努めることも重要である。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。

ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して 生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の 各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリ テーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教 育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するととも に、児童ディサービス事業を通じて保護者に対する育児相談を 推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。 さらに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等発達障害を含む障害のある児童生徒については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人一人の二一ズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要である。

また、発達障害者支援センターにおける相談を紹介すること が必要である。特に発達障害については、社会的な理解が十分 になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、

保育所においては、 とともに、 ある。 保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入 各種の子育て支援事業との連携を図る れを推進するとともに、 とが必要である。

2 都道府県行動計画

都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、

さらに家族が適切な育児を行えるよう支援を行うことも必要で ぉぇ 保育所においては、保育に欠ける障害児の受入れを推進する とともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障害児の 受入を推進する。 受入に当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要で ある。_

2 都道府県行動計画

都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②<u>保護を要する子どもの養育環境の整備、③</u>母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、<u>④</u>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、<u>⑤</u>子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、<u>⑥</u>職業生活と家庭生活との両立の推進、<u>⑦</u>その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、

可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

- (1) 地域における子育ての支援
- ア 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、 地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て 支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材 の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。 また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。

イ 保育サービスの充実

より質の高い保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。

また、区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが

可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

- (1) 地域における子育ての支援
- ア 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、 地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て 支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人村 の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。 また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。

(保育サービスの充実

またもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の 観点から、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士 の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが 必要である。なお、質の向上に当たっては、保育所職員の研修体 制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を 盛り込んだアクションプログラムを策定し、都道府県行動計画に もその内容を反映させることが期待される。

また、認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた 取組を推進していくことが必要である。 <u>さらに、</u>区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努め

必要である。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービス等の質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村や NPO 等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。

エ 児童の健全育成

児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等の間の連携・協力体制の構築を図ることが必要である。

また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

ることが必要である。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービス等の質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村や NPO 等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。

エ 児童の健全育成

児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等の間の連携・協力体制の構築を図ることが必要である。

また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、<u>いじめ問題への対応や</u>少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実が図られる必要がある。

また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとすることが望ましい。

さらに、保健所等都道府県において子育て支援の拠点となるべき 基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理 栄養士等の人材が確保されることが必要である。

ア 子どもや母親の健康の確保

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。

また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。

また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実が図られる必要がある。

また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとすることが望ましい。

さらに、保健所等都道府県において子育て支援の拠点となるべき 基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理 栄養士等の人材が確保されることが必要である。

7 子どもや母親の健康の確保

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。

また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。

また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に

対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図る とが望ましい。

١J

「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食 を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育 成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」につい て地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分 野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点から の情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備す るとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。

エ 小児医療の充実

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小

対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。

イ 「食育」の推進

「食事バランスガイド」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識のかん養を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。

エ 小児医療の充実

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小

١J 児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進する が必要である。

رد

小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 ╁

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定 疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施する とが必要である。

١J

不妊治療対策の充実 +

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受け るケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相 談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの 整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額の医療費がかか る配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (3)

次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの 意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効 果的な取組を推進することが必要である。 子どもを生み育てたいと思う男女が、その 希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整 備を進めることが必要である。 また、家庭を築き、

嬹 特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、 練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、 特に、

1 見救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進す が必要である。

J

١J

小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 ╁

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定 ١J 疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施する とが必要である。

不妊治療対策の充実 九

るケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相 子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受け 談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの 整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額の医療費がかか る配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (3)

次代の親の育成 1

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの 意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効 果的な取組を推進することが必要である。

その 希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整 また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、 備を進めることが必要である。

澚 若年者、 特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓 練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、 称に、

職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要で 86%

とができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長する 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 備に努めることが必要である。 7

١J

確かな学力の向上 <u>B</u>

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができる 思考力、表現力、問 部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望 題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重 子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創 **意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外** 学ぶ意欲、 よう、知識・技能<u>はもとより、</u> 要であることから、

豊かな心の育成 \mathcal{Z}

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等 割 域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、

職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要で **В**8°

とができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整 ١J 1 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長す 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 備に努めることが必要である。 \checkmark

確かな学力の向上 9

育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏 表現力等の まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の 充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進する 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができ よう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、 とが望ましい。 ١J

つつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進 となどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが必要であ 多様化する生徒の実情を踏ま その結果を高等学校の指導改善等に活用する また、高等学校においては、 めるとともに、 °

豊かな心の育成 5

厾 域と学校との連携・協力により、農山漁村における長期宿泊体 豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等 を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、

取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加 等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯に わたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成す るため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善 等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に 様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外 部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実 させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要で ある。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要 な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推 進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。

<u>験活動をはじめとした</u>多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加 等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯に わたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成す るため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善 等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に 様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外 部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実 させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要で ある。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要 な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推 進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校運営協議会制度(いわゆるコミュニティ・スクール)の 活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ること や、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校 や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めること が必要である。

また、<u>指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに</u>、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、 学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。 あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

<u>幼児教育の充実のため、幼児教育関係者の専門的研究協議の</u>推進を図るとともに、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。</u>

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、人事交流、免許の併有等、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の 教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充 実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興 に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

また、<u>指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行うとともに</u>、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、 学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。 あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、<u>地域全体で子どもの安全を見守る環境</u>を整備する必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である。

また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。る。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や 社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割 を果たすものである。 育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。

また、子育て経験者等の「子育てサポーター」や子育ての当事者である親等により構成される子育て支援ネットワークの運営を行う人材の養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、 行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながり の希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体 での家庭教育支援の必要性が高まっている。 教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。

<u>さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい</u> <u>基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが必要である。</u>

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感

動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した<u>子どもの多様な体験活動の機会の充実</u>、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける<u>必要があ</u>

ô

に、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促 また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の 有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、子 どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するととも 進等の対策に努めることが必要である。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。

- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- ア 良質な住宅の確保

住生活基本計画(平成十八年九月十九日閣議決定)に基づき、 深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されな いファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。 また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。

- イ 良好な居住環境の確保
- 住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・

- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- 7 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等が ゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図る ことが望ましい。 <u>さらに、市町村と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望まし</u>い

イ 良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情

等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備する ことが必要である。 また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハ ウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

- (ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑 化の促進に関する法律に基づき、幅の広い歩道、歩行者感応信 号機等のバリアフリー対応型信号機の整備等を推進
- (イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、 都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者 による歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生 活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進
- (ウ) 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の 運用等を推進

安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハ ウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するほか、生活道路において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進すること等が必要である。

また、妊婦などに配慮した道路上の駐停車場所の確保等について検討する必要がある。

- 安心して外出できる環境の整備 Н
- 琛 乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出でき 公的建築物等において、 差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 よう、道路、公園、公共交通機関、 妊産婦、 $\widehat{\mathbb{F}}$

1

子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 \mathcal{E}

ベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など の子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き 店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要で 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、 **8**

(ウ) 子育て世帯への情報提供

子育て世帯へのバリ アフリー情報の提供を推進することが望ましい。 各種のバリアフリー施設の整備状況等、

安全・安心まちづくりの推進等 + 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるた 配置等にしい 次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要であ 設備、 め、道路、公園等の公共施設や住居の構造、 ŕ

10

- 安心して外出できる環境の整備 Н
- 「うのべ 6 公的建 よう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に リアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの 築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進する、 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出でき 両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ま 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 公園、公共交通機関、 妊産婦等への理解を深める 道路、 とが必要である。あわせて、 基づく基本構想等を踏まえ、 <u>E</u>
- ベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など 店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要で の子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き ゴベ 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、 (イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 **Б**8°
- 子育て世帯へのバリ アフリー情報の提供を推進することが望ましい。 各種のバリアフリー施設の整備状況等、 子育て世帯への情報提供 Ð
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるた 設備、配置等につい 犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。 め、道路、公園等の公共施設や住居の構造、 安全・安心まちづくりの推進等 +

- (ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進
- (イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッタ一等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバラン スがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、 「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場 優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消する ことが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等 の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等 について、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、積 極的に推進することが必要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、 次のような施策を進めることが望ましい。この際、市町村、 地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、 都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に 密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を 進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設 置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画 する等により密接な連携を図ることが考えられる。

(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、1

域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

- 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事 地域住民への広 業主行動計画に関する労働者、 • 啓発
- 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企 業や民間団体の好事例の情報の収集提供等 <u>,</u>
- 研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣 (H)
- (オ) 認定マーク(くるみん)の周知、表彰制度等仕事と生活 の調和を実現している企業を社会的に評価することを 促進
- 市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から保育サービス の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。 仕事と子育ての両立のための基盤整備 7

会議の開催等によ 関連法制 度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することが必 労働者、 り、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、 国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、 業主、地域住民等を対象としたセミナー、 仕事と子育ての両立の推進 要である。 7

- 子ども等の安全の確保 (9)
- 子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、 児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、 総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 1
- 交通安全教育の推進 <u>B</u>

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験

実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的

交通安全教育の推進 6

小林

児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

1

(6) 子ども等の安全の確保

総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・

実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的

-72-

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、 交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通 事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事 故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及容発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、 交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通 事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事 故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定する ことが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及 啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの<u>貸出制度等</u>を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児2人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討

する必要がある。

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずる 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 とが必要である。 7

١J

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する 情報の提供を推進 6
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体 との情報交換を実施 \mathcal{Z}
- 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や **坊犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機** 関・団体と連携したパトロール活動を推進 Ð
- 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防 $\widehat{\mathsf{H}}$
- 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である 等の防犯ボランティア活動の 「子ども一一〇番の家」 犯講習の実施 支援 $\widehat{\pm}$
- 被害に遭った子どもの保護の推進 Ð

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神 的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対 するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機 関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 (7

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずるこ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 とが必要である。 7
- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する 情報の提供を推進 <u>B</u>
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体 との情報交換を実施 5 Ð
 - 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防 とともに、学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポ 団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進する 犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関 ―タ―制度導入を促進
- 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯 講習の実施 $\widehat{\mathsf{H}}$
- 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティ ア等への支援 $\widehat{\pm}$
- 被害に遭った子どもの保護の推進 Ð

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神 的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対 するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機 関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 (7

ア 児童虐待防止対策の充実

<u>信待の背景は多岐にわたることから、</u>児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる<u>とともに、</u>福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の<u>地域における</u>関係機関<u>の協力体制の構築が不可</u>欠である。

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするともに、市町村における虐待防止ネットフークが有効に機能するための支援を行うなど、市町村との協力関係の確保に努めることが必要である。

また、専門性の向上を図るための研修等について、関係機関及び市町村との連携の下に推進することが必要である。

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。

(ア) 児童相談所の体制の強化

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするための体制の強化を図ることが必要である。

(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所が児童虐待に十分に対応していくために は、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町 村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進してい くことが重要である。このため、住民に身近な市町村の 体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク(要 保護児童対策地域協議会)の設置促進や機能強化を図る ための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた 専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措 置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技 術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先 となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していく ことが必要である。

(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。

(社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の

推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況その他社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を見込んだ上で、後期行動計画期間の必要量を定める必要がある。

なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。

社会的養護体制の整備に当たっては、上記の必要量を見込むほか、以下の項目に記載するように、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある。

(ア) 家庭的養護の推進

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ることが必要である。また、里親委託率については、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託率が上がるよう、目標を設定する。

この際、児童相談所における支援の強化のみならず、 里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めるこ とが必要である。 さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域に おける普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態と して促進を図る必要がある。

(イ) 施設機能の見直

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。

(ウ) 家庭支援機能等の強化

家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、 児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家 庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進 する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターに ついては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者 指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助 言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されるこ とから、その活用を図ることが求められる。 また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と 子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められ

(エ) 自立支援策の強化

% % 施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。

また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員 及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める 必要がある。 この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進 めることができるよう体制を整備する必要がある。

(カ) 子どもの権利擁護の強化

 このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができる体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応

<u>じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必</u> 要がある。 さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、 実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。 また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。

ウ 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭及び寡婦自立促進計画

特別措置法の規定を踏まえ、

母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関す

母子家庭等の自立支援の推進

 \checkmark

の策定等により、母子家庭等就業・<u>自立支援センター事業等</u> の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町 村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村

における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施 策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観

点から市町村に対する支援を行うことが必要である。

母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・<u>自立支援事業</u>業中母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。また、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。

<u>さらに</u>、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めることも重要である。

障害児施策の充実

Н

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に 対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配 慮等、必要な施策を講ずるように努めることも重要である。

ウ 障害児施策の充実

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、<u>育成医療の給付</u>、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

また、<u>自学校、聾学校及び養護学校</u>については、特殊教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、<u>自立支援医療(育成医療)の給付、</u>障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である。

また、<u>特別支援学校</u>については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

行動計画策定指針改正案(新旧対照表)

現行	改正案
五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項	六 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点	1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点
	(1) 労働者の仕事と生活の調和の推進という視点
	憲章においては、企業とそこで働く者は協調して生産性の向
	上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の
	改革に自主的に取り組むこととされている。また、行動指針にお
	いては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用
	者の割合、年次有給休暇取得率、男女の育児休業取得率及び第一
	子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、
	こうした目標を踏まえた取組が求められている。
(1) 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点	(2) 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点
子育てをする労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と	子育てをする労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事子
子育ての両立を図ることができるようにするという観点から、労	育ての両立を図ることができるようにするという観点から、労働
働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必	者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要
要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点	であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に
に立った取組が重要である。	立った取組が重要である。
(2) 企業全体で取り組むという視点	(3) 企業全体で取り組むという視点
企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直	企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直
し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下	し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下
に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企	に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企
業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な	業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な
考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。	考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。

更に、企業によっては全国に事業所が存在し、事業所における職種の違いや、その地域の実情により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは様々であることが想定されることから、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じて事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めることが期待される。

(4) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点

子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。

(5) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(6) 社会全体による支援の視点

ついて 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについて 地方公 の第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公

(3) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点

子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。

(4) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(5) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについて の第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公

取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対 企業や地域社会を含めた社会全体で協力して 策を進めていくという視点が必要である。 共団体はもとより、

地域における子育ての支援の視点 (9)

その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期 待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくり を進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえた取組を推 各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、 進することが必要である。

一般事業主行動計画の計画期間 Ø

まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が 達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各企 業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施する ことができる期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二 十六年度の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、 一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等 計画を策定することが望ましい。

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 ო

層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするた めに必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施によ 4 一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、 り達成しようとする目標を定める必要がある。 については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関 回補(

取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対 共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して 策を進めていくという視点が必要である。

地域における子育ての支援の視点 (

を進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえた取組を推 各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、 その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期 待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくり 進することが必要である。

一般事業主行動計画の計画期間 S

₩

まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が 達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各業 とができる期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十 六年度の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計 一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施するこ 画を策定することが望ましい。

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 က

層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするた めに必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施によ 一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、 り達成しようとする目標を定める必要がある。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関

するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。

また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。

4 その他基本的事項

(1) 推進体制の整備

一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、 その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。 (ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置

するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。

また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。

4 その他基本的事項

(1) 推進体制の整備

一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、 その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。 (ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置

排

- (イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施
- (ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

(2) 労働者の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の周知

策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。

₩

- (イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施
- (ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

また、各企業が一般事業主行動計画を策定する際に、同一業種 の企業及び事業主の団体等と連携することにより、より効果的な 取組を進めることも考えられる。

(2) 労働者の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の公表及び周知

一般事業主行動計画の策定義務のある事業主は計画の公表及 び労働者への周知が義務とされ、一般事業主行動計画の策定が努 力義務とされている事業主は、計画の公表及び労働者への周知が 努力義務とされたところである。

一般事業主行動計画の公表により、事業主が、他の企業にお

ける取組事例を知ることができること、国民が事業主の次世代育 成支援の取組について知ることができるようになり、また、就労 希望者の企業選択に資すること、都道府県及び市町村が地域にお 地域の事業主の取組を 知ることができ、円滑な連携を図ることが可能となることなどの ける次世代育成支援の取組を進める際に、 効果が期待される。 策定した一般事業主行動計画については、「両立支 援のひろば」や自社のホームページなど適切な方法で公表すると 自社の様々な両立支援の取組やその実施状況をあわせて 公表する等その公表方法を工夫することが期待される。 このため、

また、策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向 企業全 けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、 体で取組を推進することが重要である。

支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経 働者が知りうるように書面の交付や電子メールによる送付など適 切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配布、研修・講 習の実施等をあわせて行うことが期待される。特に、次世代育成 営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹 このため、策定した一般事業主行動計画については、全ての労 底することが期待される。

郇

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施 する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど 労働協約等に明記することが必要で 定の場合には、就業規則、

このため、策定した一般事業主行動計画については、啓発資料 を行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体 理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待さ 労働者に対して周知 で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、 講習の実施等により、 研修 の作成・配布、 126° 一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施 لدٌ 労働協約等に明記することが必要で 労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うな 定の場合には、就業規則、 する場合、 なお、 Ι

\$

計画の実施状況の点検 4

計画の実施状況を把 その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の 一般事業主行動計画の推進に当たっては、 直し等に反映させることが期待される。 ・ 点極し、 摨 民

基準に適合する一般事業主の認定 (2)

法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条 一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働き やすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知す ることが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な 法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行 とが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、 念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行う 定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせる JJ とが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、 該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請するこ 動計画を策定することが必要である。 人材の確保、

١J

汌 ₩ ١J

一般事業主行動計画の内容に関する事項 K

画 期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実 盂 五の一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、

ある。

計画の実施状況の点検 4

一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把 点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の 見直し等に反映させることが期待される。 - 興

基準に適合する一般事業主の認定 (2)

法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条 やすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知す ることが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な ١J 汌 ₩ 法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行 第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働き ١J とが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、 念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行う、 人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせる لد 該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請するこ とが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施 動計画を策定することが必要である。

法第十四条第一項の認定を受けた旨の表示を積極的 また、認定を取得した企業においては、他の企業の取組を促す に活用することが期待される。 観点からも、

一般事業主行動計画の内容に関する事項 4

次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実 画 盂 五の一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、 期間、

施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した 一般事業主行動計画を策定する。 計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

- | 雇用環境の整備に関する事項
- (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援 するための雇用環境の整備
- ア 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。

イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰

産前産後休業の取得をした労働者について、当該休業後に 原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制 の見直し等を実施する。

<u>ウ</u> 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば五日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができる体暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇又

施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した 一般事業主行動計画を策定する。 計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

- 1 雇用環境の整備に関する事項
- (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援 するための雇用環境の整備
- ア 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。

 Δ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば五日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができる体暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇、

は育児休業の取得促進を図る。

より利用しやすい育児休業制度の実施 Н

児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休 業法」という。) に規定する育児休業制度を上回る措置を実 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用す 回数等について、 労働者のニーズに配慮して、その期間、 施する。

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 +

育児休業後の就業が円滑 こ行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する 労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、 育児休業を取得しやすく、また、 次に掲げる措置を実施する。

育児休業に関する定めの周知等 9

男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児 置その他の労働条件に関する事項について、労働者に 休業中における待遇及び育児休業後における賃金、 周知する。

蹈

育児休業期間中の代替要員の確保等 \mathcal{Z}

育児休業を取得する期間について当該労働者の業務 を円滑に処理することができるよう、当該育児休業期 間について当該業務を処理するための労働者の確保

配偶者の産後八週間以内の期間における育児休業の取得促 **1**0 進を図る

より利用しやすい育児休業制度の実施 Ð

1

業法」という。) に規定する育児休業制度を上回る措置を実 1 児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用す 回数等について、 労働者のニーズに配慮して、その期間、 施する。

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 Н

育児休業を取得しやすく、また、育児休業後の就業が円滑 こ行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する 労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、 次に掲げる措置を実施する。

育児休業に関する定めの周知等 6

男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児 蹈 置その他の労働条件に関する事項について、労働者に 休業中における待遇及び育児休業後における賃金、 周知する。

育児休業期間中の代替要員の確保等 5

育児休業を取得する期間について当該労働者の業務 当該育児休業期 間について当該業務を処理するための労働者の確保 を円滑に処理することができるよう、

業務内容や業務体制の見直し等を実施する。

(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等

育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。

(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰 育児休業をした労働者について、当該育児休業後に 原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業 務体制の見直し等を実施する。

力 短時間勤務制度等の実施

働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。

- (ア) 短時間勤務制度の実施
- (イ) フレックスタイム制の実施
- (ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の

冞瓶

業務内容や業務体制の見直し等を実施する。

(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等 上等 育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労 働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提 供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相 談その他の援助を実施する。

(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰 育児休業をした労働者について、当該育児休業後に 原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業 務体制の見直し等を実施する。

<u>オ</u> 短時間勤務制度等の実施

働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。なお、子育てのための時間確保の観点からは、特に短時間勤務制度や所定外労働時間を超えて労働させない制度を実施することが期待され

ô

- (ア) 短時間勤務制度の実施
- (イ) フレックスタイム制の実施
- (ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の

実施

(エ) 所定労働時間を超えて労働させない制度の実施

主 事業所内託児施設の設置及び運営

<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子どもを育てる労働者が利用することができる事業所内託児施設の設置及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、検討を行い、実施する。

2 子育てサービスの費用の援助の措置の実施

労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。

<u> ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施</u>

子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。

□ 勤務地、担当業務等の限定制度の実施

希望する労働者に対して、子育てをしやすくすることを 目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制 度を講ずる。

<u>サ</u> その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施

アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休暇制

(エ) 所定労働時間を超えて労働させない制度の実施

力 事業所内託児施設の設置及び運営

子どもを育てる労働者が利用することができる事業所内託児施設の設置及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、検討を行い、実施する。

キ 子育てサービスの費用の援助の措置の実施

労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。

2 子どもの看護のための休暇の措置の実施

子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。

左 勤務地、担当業務等の限定制度の実施

希望する労働者に対して、子育てをしやすくすることを 目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制 度を講ずる。

立 その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施

アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休暇制

度の実施、子どもの学校行事への参加のための体暇制度の導入その他の子育てをしながら働く労働者に配慮した措置を講ずる。

シ 諸制度の周知

育児休業、子の看護休暇、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について、広報誌に記載する等、手法に創意工夫を凝らし労働者に対して積極的に周知する。

A 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施

出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置や母子家庭の母の就業促進のための措置を講ずる。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

ア 所定外労働の削減

所定外労働は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入・拡充、フレックスタイム制や変形労働時間制の活用、時間外労働協定における延長時間の短縮等、所定外労働を削減するための方策を検討し、実施する。企業内に安易に残業するという意識がある場合には、それを改善するための意識啓発等の取組を行う。

度の実施、子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入その他の子育てをしながら働く労働者に配慮した措置を講ずる。

サ 諸制度の周知

育児休業、子の看護休暇、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について、広報誌に記載する等、手法に創意工夫を凝らし労働者に対して積極的に周知する。

シ 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施

出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置や母子家庭の母の就業促進のための措置を講ずる。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

ア 所定外労働の削減

子育て世代の男性を中心に、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していることから、所定外労働は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、次のような所定外労働を削減するための方策等を検討し、実施する。企業内に安易に残業するという意識がある場合には、それを改善するための意識啓発等の取組を行う。

(ア) 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の

話合いの機会の整備

「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入・拡 充 \mathcal{L}

フレックスタイム制や変形労働時間制の活用 Ð

時間外労働協定における延長時間の短縮 (H)

年次有給休暇の取得の促進 \nearrow

意識の改革を図り、計画的付与制度を活用するとともに、労働 者の取得希望時期をあらかじめ聴取し、年間の取得計画を作成 すること等職場における年次有給休暇の取得を容易にするた 年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇に対する めの措置を講ずる。

短時間正社員制度導入の促進 Ð

短時間正社員制度については、個々人のライフスタイルに応 じた多様な働き方の選択肢につながることからその導入が図ら れることが期待される。

在宅勤務等の導入 Н

負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであ <u>り</u>、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、 時間にとらわれない働き方)等は、職住近接の実現による通勤 在宅勤務やテレワーク (情報通信技術(IT)を利用した場所 その導入の推進を図る。 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のた めの取組 +

年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇に対す

年次有給休暇の取得の促進

7

意識の改革を図り、計画的付与制度を活用するとともに、労働 者の取得希望時期をあらかじめ聴取し、年間の取得計画を作成 すること等職場における年次有給休暇の取得を容易にするた めの措置を講ずる。

多様就業型ワークシェアリングの実施 Ð

短時間勤務や隔日勤務を導入すること等多様な働き方の選 択肢を拡大する多様就業型ワークシェアリングの導入に取り 組む。

テレワークの導入 Н

テレワーク (情報通信技術(IT)を利用した場所・時間にとら われない働き方)については、仕事と子育ての両立のしやすい 働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のた めの取組 ╁

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を積極的に解消するため、管理職を含めたその雇用する労働者すべてを対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

- 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
- (1) 子育てバリアフリ・

多数の来訪者が利用する社屋等において、子どもを連れた人が安心して利用できるよう、託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置等の整備を行う。

また、商店街の空き店舗等を活用して、託児施設等各種の子育 て支援サービスの場を提供する。

- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行う NPO や地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣すること、子どもの体験活動を行う NPO 等に対する支援を行うこと等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を積極的に解消するため、管理職を含めたその雇用する労働者すべてを対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

- 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
- (1) 子育てバリアフリー

多数の来訪者が利用する社屋等において、子どもを連れた人が安心して利用できるよう、託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置等の整備を行う。

また、商店街の空き店舗等を活用して、託児施設等各種の子育て支援サービスの場を提供する。

- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行う NPO や地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣すること、子どもの体験活動を行う NPO 等に対する支援を行うこと等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートの貸出しによる再利用活動等、企業内における交通の安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。

(3) 企業内における「子ども参観日」の実施

保護者でもある労働者の子どもとふれあう機会を充実させ、豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているとろを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

- (4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上保護者でもある労働者は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、企業内において、家庭教育講座等を地域の教育委員会や NPO 等と連携して開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。
- (5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進

次代の社会を担う若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進するため、若年者に対するインターンシップ等の就業体験

子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートの貸出しによる再利用活動等、企業内における交通の安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。

(3) 企業内における「子ども参観日」の実施

(ا بَ

保護者でもある労働者の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

- (4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上保護者でもある労働者は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、企業内において、家庭教育講座等を地域の教育委員会や NPO 等と連携して開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。
- (5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進

次代の社会を担う若年者の能力開発や適職選択による安定就労 を推進するため、若年者に対するインターンシップ等の就業体験

行動計画策定指針改正案(新旧対照表)

改正案	項 体定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項	りな視点 │ 1 特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点	(1) 職員の仕事と生活の調和の推進という視点	憲章においては、仕事と生活の調和した社会の実現に	向け、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の	改革に取り組むことが必要とされている。また、行動指	針においては、社会全体の目標として、週労働時間六十	時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率及び第	子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられ	ており、こうした目標を踏まえた取組が求められている	視点 (2) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点	感しつつ、 子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ	にするとい 仕事と子育ての両立を図ることができるようにすると	育成支援対 う観点から、職員のニーズを踏まえた次世代育成支援	ては男女が 策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女	が重要であ 協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要で	9°	(3) 機関全体で取り組むという視点	業務内容や 特定事業主による次世代育成支援対策は、業務内容	ることか 業務体制の見直し等をも必要とするものであることか	を進めるこ ら、それぞれの機関全体での理解の下に取組を進める		団体の長等 とが必要である。このため、大臣や地方公共団体の長	体の長等 とが必要である。このため、大臣や地方公共団体の 援対策を の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対	体の長等とが必要である。このため、大臣や地方公共団体の援対策をの各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対にし、主情極的に実施するという基本的な考え方を明確にし	体の長等 とが必要である。このため、大臣や地方公共団体の援対策を の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対にし、主 積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし	体の長等 とが必要である。このため、大臣や地方公共団体の援対策を の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対にし、主 積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし 導的に取り組んでいくことが必要である。
現行	上 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事	1 特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的									<u>(1)</u> 職員の仕事と子育ての両立の推進という社	う喜びを実	仕事と子育ての両立を図ることができるように	う観点から、職員のニーズを踏まえた次世代育	策を実施することが必要であり、特に、子育で	協力して行うべきものとの視点に立った取組た	%	(2) 機関全体で取り組むという視点	特定事業主による次世代育成支援対策は、	業務体制の見直し等をも必要とするものである	ら、それぞれの機関全体での理解の下に取組る	キン十年と日十一と ドラコー イギガリネギ	てで必要にある。「のにめ、人団か町方公共で	かめ安 c める。 この c め、 人 足 や 心 ク 公 分 格 機 閨 の 長 を 含 め、 機 関 全 体 で 次 世 代 育 成	かめ妾ぐめる。このため、ヘロで処力公共各機関の長を含め、機関全体で次世代育成極的に実施するという基本的な考え方を明	かめ安にめる。このため、ヘロでのカンス名名機関の長を含め、機関全体で次世代育成極的に実施するという基本的な考え方を明まにで、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かめ安くめる。このため、人足で地方公共各機関の長を含め、機関全体で次世代育成極的に実施するという基本的な考え方を明的に取り組んでいくことが必要である。

4∏≗ 熨 10 JJ 픨 摧 8 盔 嵒 77 ıΚ #6 龆 ₩. 뺓 黑 6 謡 က

批 ٦J Ł

丰 漜 ١J 1 次 鞀 10 な 14 4 黒 夞 在 ₩ 畎 쾓 监 绞 16 胐 Υ #8 اك 怒 ٣ **~** Щ 耞 心 翢 IJ 沟 6 2 删 Ř 噐 卧 邂 ₩ ₩ رد 6 ٢ 6 ١J 黑 を育 4 獙 盔 P 6 ₩ 2 Υ শ 嵒 胐 IJ # 怒 \mathcal{C} 胀 IJ 型 \mathcal{C} 衣 援 え 文 搬 2 ₩ よ路 忠 に を 깪

401 誔 10 2 ٦J 畔 绞 6 嵒 4

蹨 泺 畖 卧 な 汌 6 IJ 恕 妣 恕 4 米 粣 失 实 ₩ 別 刑 ₩ \mathcal{C} 硃 ے \mathcal{C} 熤 躃 رد え 6 Щ ١J 1 ₩ 女 ₩ 龆 ゃ く Ŋ 灃 な ₩ ١J 摧 J 愙 1 ₩ ١J 裛 ΗU P 胀 1 ٣ 16 J 华 ₩ 衣 ϕ 援 中 3 超 ٣ 玄 暈 が 裍 1 宏 IJ 11 _ 沟 世 シ Ý 氚 1 組代 IJ ₩ × $\overline{}$ 担 曲 × ١J 7 6 6 な ₩ £ 関的 盔

搬

长 2

靊

嶇 ┙ 6 援 水 1 4 IJ ₩ ₩ 邻 社 Ŋ

秊 ٣ 2, 1 盔 社 裍 × ۲ 卧 沟 \$ 2 7 14 ₩ Ŕ Ý 삵 4 宏 \mathcal{C} 围 阌 \mathcal{C} JJ Ŋ 2 6 B 譚 ١J ١J 长 J 16 **V** IJ 5 #8 믰 ₩ ٢ **~** ٢ 革 ٣ ₩ 摡 ے 翩 B 凷 Ñ 牝 ₩ 凼 黙 浬 捵 揪 ₩ ₩ 絮 **₩** НU Ŋ ₩ "\ 胀 믰 6 16 衣 蟶 18 +6 ₩ ₩ ٢ IJ 5 繿 翭 驷 ٣ 胀 衣 ۲ 鞭 6 37 翢 2 援 IJ 卧 6 6 B 芶 靊 皿 た Ñ ٢ 卅 支 ے 宏 控 鞭 3 业 ٦J 七 ሑ 仁 6 ١J ゃ *IJ IJ 痃 卅 定る 担 ٣ 5 华 业 10 ϕ 띴 次 ₩ 4 灃 ₩ な ٣ 黚 16 2

7

#

₩

嶇 顗 6 援 支 6 7 伽 +16 \pm £ IJ 斌 割 ဖ

٣ 参子 ŦU #8 IJ 华 ٣ 皿 定 恕 强 ٢ 圉 5 華 阌 4 沟 譚 £ IJ 6 Ř ₩ IJ 謡 ٦ı 社 쫣 碰 꽳 챛 嵒 鞀 夲 16 割 6 ٣ ┢ P IJ 愋 # 浬 盐 玄 JJ 10 黚 匝 ١J £ \vdash ₩ 加 16 픨 恕 2 ₩ 十 ₩ 嵒 100 7 2 77 \pm 4 龗 云 3 Łυ \mathcal{T} 1 #6 IJ 徙 ┢ 兠 恕 辑 怒 斌 胐 ₩ 3 Ž, 世 割 酃 IJ 6 J 엉 p 謡 ١J P ψ 16 邂 2 16 各り p あ加育 7 160

温 画 盂 6 圄 苮 型 行 卌 翭 冊 別 业 Ø

411 鉈 10 2 J 浬 摧 8 恕 卧 #6 龆 ₩. 壨 黑 6 鶦 4

子・土 出 担 斌 ١J 鞀 10 次 16 な な 毗 农 4 +6 在 眠 壍 监 狡 1 胐 #8 Υ $^{\sim}$ 怒 ٣ 毌 耞 乓 翢 IJ 沟 6 2 取情 ¥ 盟 邂 ₩ ₩ ٦J ٢ 6 6 ١J 烅 謡 ₩ 十 쵏 澔 +6 P 6 2 শ 卧 4 ٢ 꽨 IJ # 怒 \mathcal{C} 胀 IJ 動っ 衣 誤 援 え 畿 ₩ 支 各よ路 出 にを 加

┙ 10 2 JJ 畎 绞 6 盤 嵒 Ŋ

畿 长 靊 2 巡 泺 弎 なな 汌 6 农 批 恕 米 t1 粣 失 埅 #6 屮 刑 ₩ \mathcal{C} 账 ے JJ \mathcal{C} 摆 鄰 ١J え 6 黚 6 #6 2 ₩ p 恕 Ŋ 픨 4 ₩ ١J 点 推 ٦J 罴 3 ₩ ١J 裛 HU. P 胀 1 ٣ 16 衣 4 J 徙 #8 瞏 祌 温 ٣ 3 支 暈 1 が 翢 宏 IJ 37 _ 芶 栅 シ 氚 1 が 出 $\overline{}$ JJ ₩ × 担 曲 7 × ١J 次 な 6 6 ₩ 九 謡 纪 盤

40€ ┙ 6 援 ៷ 1 4 IJ ₩ ₩ 邻 社 ဖ

섻 IJ #6

会な 4 18 中 49 账 ٣ ر ک 10 盟 ک 圉 × 卧 Ž, $\mathcal{Q}_{\mathbf{i}}$ 沟 7 な ₩ \mathcal{C} Ŕ が 片 4 恕 恒 \mathcal{C} JJ Ŋ 2 阍 譚 ١J B ١J 6 6 JJ 米 رد **~** ۲ 믰 ₩ #8 **~** Υ ₩ ٣ ٢ 畑 華 ے ₩ 盟 B 凼 Ř 朱 账 픨 凼 ₩ 捵 犐 ΗU ₩ Ŋ 翷 絒 べ 胀 믰 ₩ 6 16 衣 শ #8 ₩ ₩ ₩ Υ 胀 澔 IJ 粣 胐 5 ٣ ۲ H 翢 衣 2 鞭 6 援 嵒 6 IJ 6 B 沟 支 ٢ 靊 た主 Ñ 控 辴 定 ے 16 业 Ŋ 縆 七 6 4 冊 ١J ¥ IJ 瑶 # IJ 汜 16 5 业 ٣ 担 10 业 4 次 ₩ 뮈 刾 4 ٣ な 黚 ₩ ン 16

嶇 觀 6 援 玄 6 7 伽 +10 \pm #6 IJ 闳 厾

で参 **小** 和 #8 IJ 世 皿 定 纪 温 圉 2 華 囹 4 沟 雪 # IJ 6 IJ IJ 섻 謡 ٦J 臦 斌 社 邂 ١J 惐 田 鞀 夲 3 割 6 ٣ ┢ 援や IJ # 刾 盐 玄 JJ 1 黚 匝 \vdash ١J £ ₩ 伽 픨 1 臦 ک 十 ₩ ₩ 嵒 1 皿 7 2 れ \pm 4 鞭 え £ 10 HU. γ #6 IJ 徙 4 শ 龆 怒 斌 强 胐 ₩ Ď, ک 型 鞀 郦 IJ 6 Ŋ 贫 謡 ١J P 4 16 2 꽳 10 夲 p Υ ٢ 2 あ加育 4 M

温 阃 苮 6 画 苮 型 作 刑 獙 冊 汜 邶 S

訟 长 £6 \mathcal{C} ₩ П Ñ Υ + #6 6 た 匕 ച П # 噩 り応 定 颧 IJ 温 計 ے 冇 2 黨甲 2 阃 JJ ے 変 \mathbb{H} Ŕ 温 6 #6 6 革 1 쾓 噐 卅 卅 ₩ 胐 #8 が 翭 ħ 噩 2 Ž 卅 섻 JJ ሑ + 出 ے 社 翢 ١J 汜 田 华 4 烣 芶 16 計 ₩ 4 쩛 16 夲 ₩ 罡 れ 6 #6 が tu 宏 6 #6 رد 16 10 ₩ 侀 删 ٢ 4 ١J 阃 5 Ř 1 40 p 盂 胀 \mathcal{C} 画 重 眦 HU 10 IJ 6 作 ٣ 民 え Ш #6 6 噩 Ř 噩 IJ 刑 强 卅 JJ 业 恕 弫 JJ ₩ Т 阃 ١J + ΊJ 卅 囝 栅 盂 16 6 座 ĸ ٢ ゃ Ш 汜 4

割 片 眦 ₩ 眦 6 壨 旧 Ш Ш 黑 6 4 1 6 靊 Ŋ ᢐ 6 p 絮 믰 J 卌 JJ 翭 ₩ 6 10 10 凼 啦 4 冊 4 別 胐 **₩** ے 定 业 怒 Ŋ 宏 夲 끴 遭 恻 抴 ₩ な シ 2 ₩ 粣 翢 4 4 職 IJ ٢ 芶 IJ 2 IJ 뙴 6 阁 \Re B 黑 ▥ 16 ₩ IJ 鞭 77 6 #8 6 16 胀 ٣ 圄 罒 胀 衣 圉 盂 1 p 衣 IJ 瞏 重 芶 2 枈 よう 作 支 が łΚ 4 定 J 刑 宏 氜 翭 \mathcal{C} 1 ١J 伽 4 出 16 \mathcal{C} ¥ 2 丰 £ 別 え 担 次 ₩ × 汜 灾 龆 Ř 6 ₩ ന

な 4 嶽 6 퐈 夲 貀 座 16 霏 2 4 口 IJ 亚 恕 6 2 か 批 ĭXI 盐 ž 顗 揪 ķ 尔 1 凾 ┉ ᅿ #8 ₩ 同 位 咒 嵒 ٣ 洒 6 揧 6 状 ¥ ٢ 6 ₩ 宏 眠 氜 쐓 ΗU 恻 十 6 6 "\ 6 ک ے 獙 Ŋ 4 ┢ 4 失 ሑ 16 別 ₩ 弖 Ħ 訟 噐 p 业 Ž, 烅 盟 ₩ 16 6 IJ 丰 p رد 雒 # ₩ Ш JJ ١J ٢ 16 4 丰 嵒 16 5 ゃ 6 $^{\sim}$ Ш 4 \mathcal{C} 黑 £ 心 14 JJ IJ IJ 4 IJ 恕 6 识 丰 16 崇月 4 状 黑 Ш ゃ 囝 16 Щ IJ 6 HU 2

黑

10

平

張で

匒 胀 6 鮰 蝆 \mathcal{T} 華 IJ れ ١J P 汜 胀 6 画 盂 重 行 刑 獙 冊 鷔 宇 # 业 10 账 4

IJ

(1) 推進体制の整備

絽 ž 괚 IJ 謡 嫠 胀 汌 な 4 ৽ 6 뗐 夲 JJ 뻬 ሑ ₩ JJ 罪 躃 \prec 3 B P 黚 た #8 \mathcal{T} 鞭 6 6 ٣ 革 뻾 皿(١J 裍 郇 汮 鞭 4 6 16 が #6 ١J ₽ JJ μ P べ ٣ #6 ١J 別 p 翢 10 胀 B セ 删 4 が 6 4 B 祵 圄 16 徊 餪 Ŋ 盂 ϕ ₩ ١J ₩ 重 Ŋ 皿 7)[[6 作 類 題 刑 ٣ 4 6 10 翭 作 1 ~ 4 #8 絍 ሑ ₩ 完 绞 2 ے Ρ 黑 伽 衣 IJ 十 ₩ 2

#6 \mathcal{C} 訟 长 ₩ П Ñ + # 6 ٢ 4 图 ك П 釲 噩 出 鞭 りふ ١J 計 冇 卌匹 阃 Z, Ŋ ے 変 盂 黑 か 霜 6 #6 6 啩 Ι 꺂 噐 詽 シ 卅 ₩ 4 胐 #8 が 卌 噩 ے Ñ ሑ + 件 ₩ J 定 社 圉 ١J 囝 田 ے 恢 沟 16 业 計 4 #6 4 姒 ₩ 10 夲 噐 ž れ ŦU 6 \Re 37 16 宏 16 6 ٦J tu 圄 屮 删 7 4 ١J 5 胀 が 6 40 4 盂 眦 \mathcal{C} 画 型 ΗU 10 IJ ٣ 6 民 作 Ш え 噩 Ř 噩 IJ 卌 #6 6 强 仲 囝 JJ 恕 JJ 1 圄 + ΊJ ₩ ١J 卅 囝 紪 盂 10 6 4 业 座 [1] ĸ 7 2 汜 卅 4 μ

割 丰 村 ₩ 眦 旧 6 Ш 胀 6 4 3 6 ٦J 靊 ₩ 6 ┢ 刑 끴 絮 J رد 粣 ₩ 6 10 10 4 凼 쾓 4 別 **₩** 胐 ے 怒 宏 业 Ŋ 宏 끴 曹 恻 夲 恻 ₩ な 2 2 ₩ 粣 圉 4 4 ٢ 鞭 芶 IJ IJ ے IJ 뙴 6 粨 37 B ▥ 黑 1 胀 IJ 7 鞭 6 #6 6 圄 層る 紙 ٣ 胀 ゃ 衣 裍 盂 衣 ද IJ 重 2 沟 愋 行 よう 玄 Ñ 玄 4 定 刑 JJ 宏 \mathcal{C} 1 仁 翭 ١J 氜 \mathcal{C} 冊 4 出 1 出 完 2 担 B え 担 业 X 次 囝 #6 次 龆 Ř 6 ₩ ო

10 謡 殹 ۴ 平 4 獭 なな 6 遊 裫 夲 啩 3 証 4 口 ١J 霏 2 6 5 か 宏 盐 쌗 図 が 顗 揪 が 尔 16 衂 5 圤 ┉ #8 ₩ 雨 広 ٣ 띬 嵒 蝍 6 6 状 洒 宏 ¥ Υ 6 4 眠 乍 栅 ΗU 恻 6 十 6 "\ 6 5 ے 獙 4 す 4 Ŋ 失 ሑ 10 別 ₩ 弖 #4 訟 紪 盂 伽 謡 ₩ 16 ダ 6 IJ 丰 رد p 雒 # 4 Ш JJ ١J 16 嵒 4 眦 7 10 2 6 $^{\sim}$ p Ш す 謡 \mathcal{C} B な 仑 Ŋ IJ IJ た IJ 宏 6 眦 띬 1 卌 4 状 Ш 4 黑 囝 160 ⊞ IJ 6 ΗU 2

IJ 胀 6 鮰 蝆 \mathcal{T} 華 IJ 4 ١J P 汜 胀 6 圄 苮 重 作 刑 翭 ሑ 旕 完 # 华 16 账 4

1) 推進体制の整備

絽 啉 IJ ķ 緊 胀 汌 な 4 뗐 ৽ 6 夲 ٦J 膕 冊 ₩ JJ 蝆 \prec 鄰 B 1 P ₩ 뻾 た $^{\circ}$ 鞭 6 ۳ 6 뻾 革 翢 ıJ 歐 類 紁 れ Ñ 6 1 ١J #6 p Υ JJ P ₩ "\ ٣ ١J 汜 圉 ϕ 1 セ 胀 £ 删 す た が 6 凩 S 画 16 徊 赟 J١ 盂 p ₩ ١J ₩ 重 Ŋ 皿 ıШ 个 6 鞭 觀 刑 ٣ ₩ 10 6 粣 个 1 ~ 4 #8 ₩ 盔 冊 囝 狡 2 黑 业 仁 嵒 衣 ₩ IJ 卟 2

١J Jo. 1 N ₩ ₩ 膕 靊 霏 絮 な 6 10 4 垩 长 6 浬 次 摧 Υ 6 胀 JJ 胀 衣 嵳 升 6 支 定 160 4 #6 ¥ ٣ #6 翢 丰 次 ٣ 汮 が 翢 1 士 沟 JJ 北 が ١J JJ 16

恕 个 畖 夲 州 КK 洲 6 B 冊 B 4 た 囝 16 华 6 ゃ た 뙴 浬 胀 井 رد 6 IJ 皿 鮰 纪 出 业 眯 華 厺 'n ₩ ₩ 妣 基 胀 竮 IJ 衣 4 沠 搬 뗐 ١J 支 冊 P 定 \prec 汜 깪 160 胀 出 6 鮰 丰 37 画 訟 次 盂 6 凬 邻 1

ᢐ 衣 IJ 皿 譺 P 鞭 畑 歐 1 뙴 ゃ 黑 噐 8 IJ 批 胀 世 衣 쾎 擬 糚 支 壨 松 氚 煕 ¥ 丰 次 砌 串

1

黑 进 琞 包 뫲 嬹 뺃 ₩ ₩ 悐 共 型型 琞 6 帮 しいて 킳 IJ 型 貅 繎 片 汌 찚 恒 Ĭ 6 6 及 妕 ۲ 뻬 汌 氚 沢 띴 十 6 6 رد П B 冊 た 級 #10 6 个 Ð

뙴

₩

2) 職員の意見の反映のための措置

IJ ౽ 160 送 ₩ K 靊 6 4 加 1 6 出 컥 蟶 衣 緊 $|\mathbf{I}|$ 꽨 6 IJ 担 쵏 6 弾 怒 次 草 焩 鞭 鞭 ٢ 怒 な セ シ 5 觀 裍 ے B 4 \mathcal{C} 10 6 汮 4 IJ IJ 1 B 6 法 出 ١J #8 た ١J 升 区 ٣ 2 6 1 #6 ₩ 6 翢 X ٣ IJ 쐓 民 汮 1 B ħ #8 嵒 ভ が ₩ 燕 4 ٣ 黜 6 片 Ŋ ₩ 佢 16 翢 民 ▥ ١J ĸ 6 p 뻬 幯 1 뙴 が P 1 4 p # 黑 깪 Ш JJ ケ p 十 6 IJ ١J 靐 累 Н 宏 ٦ IJ ▥ 1 _ Υ 胀 ሑ 鞭 畎 Ι ك え 仑 生る 厺 #6 ア 衣 ₩ 龆 ン 罴 IJ ┢

ア 支 甽

3) 計画の公表

詽 ١J 乜 公 洲 ሑ 힏 2 # Ŕ 宇 嬹 华 躼 JJ 6 嚉 ١J か ₩ 16 欪 ک 刑 ₩ 嬹 翭 ΗU ٢ 2 4 冊 Ŋ 4 4 別 tu IJ 业 ے 批 Ŋ 5 更 韘 変 な 凾 16 ₩ ٣ 2 6 16 祵 × なな < #8 ₩ $|\Pi|$ 11 ٣ イガ 紙 圉 Ι 巛 囝 沟 °(九 胀 な 1 Ý + ₩ ے Ŋ 泚 圄 表 长 ١J $\langle 4$ P 洪 盂 16 重 ₩ はいま

れ報

麦

作

(4) 計画の周知

١J to. 6 × ₩ ₩ 膕 靊 罪 な 絮 6 10 4 亚 ₩ 6 浬 次 摧 7 6 胀 J 衣 胀 瞏 七 6 支 完 ψ 10 #8 烅 ٣ ¥ 2 #8 裍 担 次 ٣ 澂 翢 ý 6 **±** 沟 JJ **H** Ñ ١J II J 16

恕 作 刑 罴 粣 6 B 冊 B た た 屮 1 业 6 ቍ した 점 灃 黑 推 رد 6 IJ 皿 鮰 纪 峃 罪 眯 華 厺 $^{\prime}$ ₩ ₩ ₩ 革 胀 괘 IJ 衣 7 汌 ද 뗐 ١J 支 冊 P 定 \prec 別 烅 1 胀 쐐 ¥ 6 鮰 担 37 圄 訟 次 IJ 6 盂 呾 重 414 1

6 衣 IJ 呱 瓣 P 鞭 畑 歐 6 푐 p 黑 謡 6 IJ ₩ 胀 出 衣 쾎 擬 뫲 支 壨 定 깪 凪 ¥ 臑 丰 次 囫

뙴 ₩ 黑 琞 乜 嚣 嬹 뺓 ₩ 貅 悐 进 型 琞 6 帮 ٢ っこっ 些 킳 IJ 罒 貅 蹨 鮰 낡 汌 띮 旧 Ĭ 6 6 及 婡 ۲ 鮰 汌 깪 訟 뗐 6 6 B П 빠 飶 4 #6 10 个 p Ð

2) 職員の意見の反映のための措置

対情も

捵 もア支情 衣 ঽ Ή 10 出 胀 p 烅 靊 6 1 6 出 쾓 ঽ П 衣 緊 IJ 担 6 胐 6 獭 怒 쾓 皿 次 驷 型 鞭 鞭 7 怒 な 4 シ 型 翢 \mathcal{C} ے B 4 6 4 IJ IJ 紁 10 16 B ١J 6 法 出 #8 た 区 升 ٣ 2 ١J #6 ₩ 10 6 6 翢 ٣ IJ X 3 栅 民 沟 ₩ Ú B #8 嵒 幯 が 片 蔌 4 ٣ 黜 6 رد ₩ 恒 169 翢 民 ▥ ١J K 删 4 亭 鞭 1 6 絽 が P 16 ٢ 1 4 黑 蒼 #K 4 加 $|\mathbf{I}|$ J 十 6 IJ ١J 靐 黑 宏 IJ J 1 7 揺 Ι ሑ 鞭 畎 2 え Ħ 16 绞 #6 7 衣 心 撲 龆 \mathcal{Y} \sqcup ゃ ₩

3) 計画の公表

れ 帮 作 表 ١J 14 公 业 ሑ 2 껃 띬 な Ŕ 嬹 無 业 رد 0 巊 ١J Ś ₩ 16 欪 ۲ 刑 16 嬹 쌔 ΗU Υ ン 4 冊 J 4 4 別 ŦU IJ 业 ے رد 栅 5 更 掌 ₩ 変 な 畞 ٣ ₩ 2 6 16 洒 × な < #8 ₩ Ш 11 ٣ ے 泚 れ 1 翢 ± 巛 囝 **%** 沟 九 胀 なな 1 Ñ + ₩ ے 1 JJ 揺 画 表 长 ١J 洪 盂 么 2 10 盐 重 ₩ p

4) 計画の周知

叵 ے 出 松 噩 뻸 IJ 6 图 輔 噩 1 Ш 獭 ₩ た ٣ ₩ B 翢 画 別 删 盂 IJ が 圄 JJ B 盂 47 ١J ₩ 16 掣 个 盔 4 2 灃 丰 퐦 粣 嵒 ሑ ٣ ₩ 汜 絍 ₩ 业 卧 ₩ 4 噩 ٣ # ₩ 別 謡 Υ

代 七 類 6 ť 担 廀 貅 p ٢ 次 顺 岷 闽 5 6 46 ₩ 徳 \mathcal{C} IJ 瓣 謡 ₩ IJ ₩ 华 獭 幯 出 絽 画 夲 10 丽 苮 黑 5 6 3 16 動 6 JJ ₩ p 行 岷 煕 tu 3 衣 艦 徚 6 IJ 刑 p 期 翭 픨 ₹ 쨎 が 垂 퐦 巨 汌 囝 研 رد ٣ # 뗐 $\langle 4$ 华 # 冊 ١J 7 七 作 ₩ \prec 5 书: P \Box 찚 介 謡 P 搬 職 囝 ₩ 16 胀 定 田 Щ 知 ₩ れ Ⅲ 胀 K 歐 Łυ B Ġ 衣 世 ٢ た 菜 撲 B ۲ 霜 0 資 衣 文 た 6 が 纸 IJ 送 16 標 J ПЩ**′** 畑 ₽ 刑 ١J

倯 41 6 咒 状 뙴 黑 6 圄 盂 Ŋ

黑 後 圉 ٣ 6 6 爻 圄 4 ψ 浴 た 盂 え ٢ ١J く ₩ え 10 ₩ 7 ₩ 却 恕 \mathcal{C} 亚 10 た ₩ ₩ 虫 畎 汌 10 区 IJ HU. 夞 IJ 浬 4 ٣ 批 퐦 極 ے ے 6 40€ ₩ 画 圄 妣 民 蠷 騨 盂 6 詽 詽 画 重 个 ٢ 盂 P 刑 ے ٢ 5 翭 牪 점 H I 胀 冊 IJ 囝 ₩ 6 麼 胀 咒 16 状 年 衣 #8

冊 10 す 噐 邲 匕 回 盂 重 个 州 洲 冊 汜 业 \prec

ے ₩ 衣 华 洒 援 删 栅 支 シ な 定 4 恕 灬 IJ ¥ ₩ 粨 担 革 黑 16 次 6 p 6 胀 関に ┢ 衣 رد 瞏 汜 10 赵 胀 4 出 6 ے 縆 画 푐 出 盂 黑 丰 重 IJ 次 Ĭ 行 卄 料 噩 眦 粣 莊 冊 Ш 画 別 盂 1 业 ゃ 6 え رد ħ #6 10 龆 4

侸 د 出 定 噩 抴 IJ 6 图 丰 1 噩 Ш #6 獭 た ٣ ₩ B 圉 圄 別 卌 盂 IJ が 画 B JJ 4 盂 ١J 重 ₩ 16 个 盔 p 浬 刑 2 黚 翭 嵒 ٣ ሑ ₩ 띬 ₩ 盤 ₩ 嵒 た 謡 ٣ ₩ ے ₩ 汜 謡 士 遯

 \mathcal{C} 继 P 鞭 十 7 田 뻾 中 ₩ 4 画 P 4 胀 K 歐 HU 탉 Ð 衣 徚 以 動 رد ₩ 援 B ۲ 霜 行 6 が 8 徘 字 4 6 詽 屈 涃 出 1 嫐 ф JJ 知 粣 丰 黑 깪 却 刑 ١J 垂 IJ ¥ 匣 6 1U 6 16 10 囝 担 煕 透 栅 p 4 撫 次 特 法 浸 岷 祵 10 た 方 ₩ 6 餪 切な IJ _ 10 囫 瓣 謡 ₩ 华 更 2 毌 幯 獭 出 が知 変 澚 10 夲 Ⅲ 4 رکت 十 2 6 3 16 X 皿 4 なな 配 رد ₩ p 囝 職 卞 ŧυ 1 崊 衣 浜 6 胀 决 待 6 IJ ゃ が期 作 浬 # ٢ 9 괚 B ₩ 4 6 摧 乜 汌 のた ードに 茶 رد ٣ # 뗐 ₩ Ø 寏 ₹ ሑ ١J ١J ٢ 郑 5 ₩ 升 \prec 2 と 介 謡 払 X 1

1

表 なな 皮 筷 坦 6 咒 状 뙴 黑 6 画 盂

Ŋ

뙴

各の

٣

摇 各の ٣ 胀 後 要 6 ٣ 6 澂 圄 4 ψ 浴 盂 セ JJ ۲ え ١J ıΚ ₩ く 10 7 ₩ #6 中 \mathcal{C} 龆 亚 tu 4 长 ₩ 盚 汌 16 畎 反 IJ ΗU 꺆 ١J 刾 ٣ 4 妣 筷 퐦 ے ے 6 毛 ₩ 画 ₩ 画 民 苮 丼 蠷 6 重 詽 扣 圄 个 ٢ 盂 P 卌 ے ٢ 2 粣 井 뙴 H 冊 1 黑 IJ 囝 ₩ 6 华 띬 廀 胀 16 状 卅 衣 #8

輔 掌 Ш 晒 6 $\langle 1$ ₩ 咒 لد ₩ 状 **?'**) 沢 絍 1 な 嵒 **°** Ð 뙴 6 4 胀 卅 麼 1 伸 6 件 1 长 #6 鮰 怎 \$ 絀 ٣ 16 ٣ 榖 翢 γ 祵 芶 # 乜 Ž, 基 H ٢ Υ رد 淝 4 巛 画 10 \mathcal{C} ١J IJ 100 九 + 重 翀 ゃ な 獹 表 淝 法 刑 黑 公 Z, 洲 なな 2 10 冊 ければ 4 ┢ #6 囝 IJ 衣 妣 业 IJ

冊 1 p 謡 IJ 紭 匕 6 画 盂 重 个 믬 쌔 冊 囝 业 七

ے ₩ 衣 宏 援 删 冊 支 2 な 忠 4 恕 灬 IJ ₩ ¥ 푐 丰 葉 ₩ 16 次 6 6 ᢐ 胀 関に ┢ 衣 رد 瞏 띬 10 ₩ 胀 ч 峃 6 ے 縆 圄 뙴 **£** 盂 黑 担 IJ 重 次 Ĭ 个 主 間 坩 丰 翭 温 圄 Ш 汜 1 盂 梊 ᠰ 6 え رد 4 ₩ 10 龆 4

盂 重 个 刑 粣 舳 囝 华 た ے 掣 딞 ₩ 羅 欪 뙴 胀 6 Ψ Ĭ 及 10 紭 4 別 匕 胀 6 胀 ₩

圄

翢 噐 卅 疅 翭 Ř ሑ رد ے 別 ١J JJ 华 ₩ 胀 夲 込 衣 2 え 账 魁 ₩ 字 IJ 龆 定 缈 ₩ 加 匕 깸 ¥ 6 屯 冊 ψ な 次 ₩ 10 깸 ₩ 4 冊 ٢ 6 なな 次 \mathcal{C} 綑 4 169 芶 汌 4 IJ 2 汜 え ك 胀 भ 仑 6 IJ JJ 画 6 壨 ک ے 胀 盐 ₩ な 6 #6

- 洒 ሑ 6 ゃ 謡 IJ 靊 컥 6 齊 胐 怒 型
- 靊 問 1 \pm **3** IJ 逘 栅 丑 Ĭ 及 # 읦 江

3 IJ 栅 ᢐ 뙴 麼 黑 亚 IJ 6 厺 次 仲 \mathcal{C} 4 か ے 包 衣 嬹 IJ ₩ Щ 鞭 歐 6 胀 溪 怈 ປ 靯 丑 Ĭ Φ Ĭ 及る # 及 灩 甇 呧 扛 詽 B 4 \mathcal{C}

- p 出 Ⅲ ٢ 5
- 亚 6 怒 照 型 亚 女 翭 點 噩 6 欪 篵 Ĭ 粣 及 榝 删 乍 草 凼 夜 衐 脒 P \nearrow
- 愥 6 J ١J 2 な ے 崧 型 IJ B た 6 雲 袻 乸 账 び 及 蒼 紭 胀 閺 Ð

照

緊急

- 淢 松 箹 洲 Η
- 쮸 꽯 世 熳 +

援 支 な 宏 烣 橪 6 批 16 乜 ₽ 怨 出 6 皿 Щ ٢ 貴 ے 衣 世 IJ 丑 ٢ 颧 中 4 4 ₩ ٢ ک 4 \mathcal{C} IJ #6 鮰

足 6 ┉ 卧 6 殿 长 6 避 X 6 \pm £ IJ 欪 ₩ \mathbf{H} 6 4 ركــُ 十 α

لدٌ 6 瓣 批 十 後 1 殿 抴 な 麼 丑 ے JJ 亚 IJ IJ 鹅 殿 卅 × 包 ₩ ₩ 6 K Ŋ ۲ 洒 座 ₩ Ŋ 华 れ 땞 10 #6 噩 6 噩 欪 ₩ ϕ HU. Ш 邎 が 6 J H 十 ₩ ₽ 16 Ήб 斃 ركــُ ₩ 4 ıΚ IJ Ĭ 仆 世 옐 辑 丰 丑 欪 B IJ 1 Ř 4 邺 6 ϕ ₩ 噩 10 シ 衣 Ŋ 16 IJ 찚 #6 p J ┢ 忠 JJ 瞏 刾 1 6 ١J 玄 足 ᢐ ٢ \mathcal{C} ₩ 知 ₩ $^{\cap}$ 华 氜 괚 皿 ৽ ᄣ IJ ₩ 卧 4 찚 ш<u>′</u> 6

颧 ٢ \mathcal{L} IJ J ١J 6 ₩ ৽ 嵒 ₩ 殿 失 なな 10 4 6 ١J セ #6

阃 苮 重 行 刑 洲 冊 汜 业 た د 掣 딞 ₩ 温 盐 匒 黑 6 ψ Ĭ 及 16 缈 p 匕 띬 6 揺 胀 ₩

翢 卅 噐 粣 が ሑ J ے 別 ١J 业 ₩ J 胀 夲 込 衣 2 枈 え 魁 ₩ 玄 IJ 龆 紭 宏 ₩ 加 匕 洒 ¥ 6 冊 担 ψ な 次 ₩ 10 깸 ₩ 4 冊 6 ٢ なな 次 \mathcal{C} 翢 た 16 澂 汌 4 IJ 2 別 え உ 胀 丱 心 6 IJ Ŋ 6 圄 壨 ۲ ے 胀 盂 4Đ な 6 #6

- 祵 ሑ 6 p 謡 IJ 靊 絮 6 쾓 胐 怒 蕈
- 疅 問 6 \pm **3** IJ 资 栅 丑 Ĭ 及 # 崇 江

3 IJ 批 점 麼 黑 亚 IJ 6 厺 次 何 ۲ \mathcal{C} ے か 乜 衣 嬹 IJ ₩ 뻾 鞭 歐 6 账 怱 奠 世 扟 \pm Ĭ 啦 Ĭ 及る # 及 灩 淵 呧 以 扭 啦 B た

- ϕ 私 皿 ٢ 5 \mathcal{C}
- 限 亚 翭 點 6 怒 粣 删 一 凼 呃 1
- 殹 亚 6 怒 型 女 噩 欪 Ĭ 及 怒 觀 夜 脒 7 D
- 愥 6 J ١J ے なな 鉖 塑 IJ B セ 6 雲 笳 ປ 账 Ĭ 及 蒼 紭 胀 魊
- 批 淢 陞 怒 业 Η
- 쮸 鱵 觀 熳 +

쾦

罪 愋 支 な 纪 烣 棥 6 ₩ 16 勺 ゃ 怨 出 噩 6 ⊞ ٢ 曹 ے 世 衣 IJ 丑 皿 鞭 ٢ 中 5 ₩ #6 ٢ 5 \mathcal{C} た ₩ IJ 鮰

どの 10 栅 浬 後 逘 足 ΗU 世 ٣ 埘 皿 6 ৽ 丑 ৽ 6 IJ \Box 卧 幸 卧 Ž, 4 乜 6 K Ŋ IJ 批 殿 ₩ JJ 鞭 掛 栅 噩 16 扟 殿 长 翭 欪 黑 6 长 ϕ 长 戵 6 邎 6 世 吗 ₩ * 十 Υ 丑 丰 **"**(6 鹅 ₩ 艸 Ď IJ p 畖 \pm 皮 温 岫 嚴 # 찚 IJ 欪 1 朱 B 6 业 盐 6 p た 早 10 衣 ₩ シ IJ \mathbf{H} ₩ p 4 弖 援 IJ 6 忠 ₩ 烅 6 ١J 玄 ₩ 6 ٢ \mathcal{C} ₩ # لدٌ 业 妕 十 氚 4 噩 十 ₩ 甂 لدٌ 强 찚 十 6 4 Ø

16 旦 ₩ ┉ 卧 6 批 殿 朱 2 7 ١J

鞭 μ ک \mathcal{C} IJ JJ ١J 1 ₩ 欰 嵒 ₩ 批 殿 失 な 10 4 6 ١J 4 #6

10 作 ₩ 2 \mathcal{T} 弾 泗 6 B 4 6 れ Z, ৽ が 鄰 Щ 1 士 34 IJ

栅 靊 树 6 塘(畑 2 p P ے 伞 卧 ₩ 批 业 朱 뜨 က

₩ 鮰 つい 쾎 6 IJ <u>+</u> 畞 鞭 IJ 16 次 p 噐 B 4 쓔 ₩ 1 ৽ × 嵒 ₩ 6 批 粣 灃 * 足 公 6 郶 ৽ 4 卧 翭 な 长 觍 16 弖 田 ┢ 6 匒 4 黑

知 皿 6 ₩ 搟 亚 业 木 尔 恕 Ĭ 及 쌔 失 呉 加 1

支 6 私 6 批 皿 倁 継 汌 长 卅 呉 衣 粣 氚 IJ ŕ ₩ 皿 뻜 韈 رد 烅 ١J 6 ٢ ے 6 # \mathcal{C} НU 噩 温 ۳ IJ 쌔 鮰 ┉ ≮ 罪 嵒 ż 援 ₩ 粣 缈 支 ₩ \blacksquare な ざ 弖 宏 加 及 恢 7)[[4 棥 靯 觀 6 黑 6 排 貀 座 10

进 琞 糚 壨 16 ゃ 謡 IJ 婡 飜 棥 ₩ 쌔 失 뜨 加

₩ 呉 鑑 朱 加 # 呉 6 IJ 1 氚 皿 4 × 龗 2 J ₩ た ٦J 4 減 ے IJ 枓 16 命 رد 6 4 嵒 ١J 出 偢 10 Ⅲ K 遯 作 ₩ 6 HK. ₩ _ 皿 3 妣 ₩ 鞭 $\overline{}$ 継 午 10 公谷 閚 × ₩ 6 6 噐 呉泉 十 رد 栣 崖 ١J ₩ 及 た 160 뺓 粣 B p 卧 ৽ 朱 JJ 6 弖 #6 卧 妣 氜 ₩ ₩ 翭 談 拁 长

- 定 浬 灩 ₩ 6 珊 16 幍 铅 ゃ 田 瓣 定 缈 幯 灩 ے 6 ₩ ϕ 驷 氝 P 鞭 田 ے 1 缈 鲊 ک ᢐ 嵒 衣 ϕ ₩ P IJ 粣 粣 ے 木 公存 帥 尔 卧 恕 恕 ₩ Ĭ Ĭ ₩ 及 及 粣 粣 洲 长 长 朱 呉 昗 呉 伽 丰 氚 B Ð
- ₩ ₩ ٣ 援 援 の送 支 玄 傸 なな 6 ₩ 翢 些 邺 報課 汮 復 顯 6 驷 IJ 乜 割 瓣 無 2 6 濇な が円 ψ ٢ 硘 田 呱 ے 臣 6 鞭 丰 IJ 皿 ている 等が発: 欪 艱 雩 した 筤 ے 謡 驷 뺙 ৽ **黙機** 鞭 嵒 田 ₩ ₩. IJ 汌 粣 粣 ₩ ₹ 朱 10 رد 릿 弖 4 رد 伽 氚 10 10 10 个 ΗU 个 Н
- 6 批 麼 霏 噩 田 纪 欪 뭂 Ĭ 及 田 採 付 霜 年 10 世 IJ 粣 长 呺 烅 +

介 ₩ シ γ 糊 葬 6 焩 胐 6 5 B 4 た P 1 れ 2 伞 ৽ が ₩ 鄰 栅 뻾 粣 ₩ 1 \pm £ IJ 嗮

10

谸 公 屮 出 華 誯 欪 巴 齊 神 +6 × 務 草 誾 抽 卧 短 旦 氚 쌔 弖 失 弖 氜 氜 ო

灃 旦 6 回 命 嵒 以 な 5 觍 1 田 ゃ 뙴 6 ₩ 胀 ψ 卌 ₩ 长 鮰 つい 尔 罪 將 1 IJ 0 **±** に褐 Ø 皿 た 鞭 0 次 1 뜨 ┢ , 盂 B 乍 絑 4 16 ₩ ₩ とい ৽ × ₩ 卧 16 6 ₩

ア 育児休業等の周知

亚

ゃ

欰 粣 か弁 嵒 <u>`</u> 誯 赵 及び内 盐 な 띧 名 丰 烣 Ħ, ŊШ 棥 の樹 X 6 務 169 栅 麼 勤 夞 ϕ 垩 誯 私 玄 6 欪 6 皿 몞 批 金 ٢ 呉 쌔 汌 ے 元余 神 衣 # 休業 IJ 粣 加 皿 朱 弖 呉 P 職 氜 JJ 烅 4 ١J 6 ٢ . こ つ こ 世 1 # 黑 НU 噩 温 \sqcup ٣

f 育児休業等経験者に関する情報提供

欰 ┢ 6 卧 和 偢 ١J IJ 刪 K 10 遞 ₩ 6 作 黑 _ 皿(₩ ₩ 3 類 靴 噩 $\overline{}$ 1 仛 蓝 × p 嶞 뜨 6 噐 6 恤 IJ 絑 ₩ ١J ₩ 隼 × ৽ 16 た 勤務 卧 ₽ B ৽ 6 رد 噩 卧 舭 #6 欪 ₩ 쌔 ₩ 児短 栅 朱 꽳 쌔 呉 盤 乍 长 氚 # 竏 쌔 6 IJ 16 氚 - * 皿 × 呉 رد ₩ 鞭 シ 氜 た 4 ٦J 減 陞 IJ 10

宏 灩 6 幍 田 缈 わずい ے ৽ 卧 ₩ ₩ 쌔 朱 呉 烅 Ð

驷 ₩ 鞭 幍 田 1 옒 p 5 衣 IJ ┢ P 噩 盐 ے ┉ 弖 卧 加 ₩ ₩ ₩ X 怒 粣 型 长 呉 噩 欪 伽 멦 B 呉 浬 加 ₩ 粣 埘 长 趵 10 呉 瓣 ϕ 送 氜 幯 灩 6

₩ 支 ٣ 付 な の送 支 復 沟 6 IJ ₩ 6 嚂 驷 報點 割 場復 に職: 6 14 ψ 譺 觍 28 囫 なな 田 臣 觍 Ž ٢ 7 田 皿 6 瓣 丰 遯 ている が発: IJ 艱 酆 た 関等; 偧 د ے 邺 欰 ৽ 쵏 鞭 卧 出 **北松** ₩ ₩ IJ 粣 洲 4 ₩ ₭ 10 Ŋ 10 昗 呉 4 JJ 个 伽 氜 10 16 ₩ 援 个 ΗU Н

排 啩 亚 田 年 纪 欪 煀 Ĭ 及 Щ 採 付 羅 年 10 世 IJ 쐓 粣 朱 弖 烅 +

田 涆

皿 ے × 部内の人 ₩ Ž 田 ٦J 믰 ١J 6 IJ 1 座 ŲΠ p 亚 邺 Щ 田 た 卄 刘 \mathcal{C} ₩ 农 怒 ₩ 欪 来が 쌔 뭂 6 Ĭ 灩 及 皿 6 職 Щ 쌔 採 紭 朱 汌 卞 温 弖 ٢ \mathcal{C} 年 加 2 4 か IJ ₩ ₩ ΗU 職 鮰 رد 5 틾 1

入れの促進 Щ 的施設における 北 公 +

啦 6 凼 洲 4 啦 粃 に基づ 規定(婦福祉法の 及び寡

栅

1 X ₩ 貅 浬 足 入れの 圃 160 \pm **H** IJ 施 觊 (名 # 么 6

認 6 訟 远阁 咒 匕 上 <u>,</u>

筷 鞭 ٢ . こ つ 1 7 IJ 加 鮰 ₩ 認 ₩ لدٌ 6 龆 뙴 6 16 ٣ 呉 X 淵 ₩ ₩ 图 经 16 ┢ 上 衣 ₹¢ 恻 10 包 IJ ΗU 渖 ٣ 嬹 沿 Ř 6 رد ٣ 小 괵 ١J 就 1 た **孙** \mathcal{C} ゃ 田 个 ₩ 平 ž 盐

減 劉 6 榝 型 迴 盟 2

畞 9 尽 IJ 次 B 셴 脒 脳 ₩ 2 ₩ 瓣 Ð が X 監 翢 欪 10 5 맲 芶 رد 6 **~** 3 B 16 た ₩ 6 B ٣ 公務 怒 浬 遭 ₩ 1 澔 母 * され 1 ₩ た p に行い \pm 捆 亱 胀 # IJ 榝 ŲΠ ₩ 淢 寸 凾 鮰 剽 16 敭 蝆 1 #8 6 Ž, 疅 <u>*</u>

皿 16 ے ₽ 9 出 皿 رك 6 よの子 麼 の艶 ₩ 制閥(16 ゃ 勤務の 刺じ 辑 び超過 手の粘 勤務及 小学校就 深夜 6 1

B 鞭 た 6 6 ٢ ₩ 깪 撰 ₩ Խ ₩ ₩ لدٌ ᅪ 屮 恒 6 6 ٣ 믰 #6 ₩ 16 と 4 ₩ 恻 JJ IJ 끴 渖 ₩ の格 쌔 颧 小 黙 ٢ 核 ے 卝 衣 IJ

ゃ

出

皿

٢

ے

 \mathcal{C}

IJ

麼

亚

6

殹

亚

6

怒

塑

喣

以語

及

崧

塑

夜

脒

6

田 믳 6

ŲΠ 9 × 員から育児短時間勤務の請求があった場 \prec B ₩ 内 (3) Щ が Щ ₩ 炽 部口 IJ 類 6 ١J 6 IJ 麼 1 鮰 \mathcal{C} ŲΠ 亚 p 쾎 黚 った場 Щ & G ٣ 詽 创 忠 ₩ た Π 欪 求があ 榝 160 収配 翭 P 処理す 斑 6 の譜 制 **呱**(及 × 田 瓣 田 ₩ 業務を 業 採 繎 ⊞ Œ 焸 朱 to 汌 6 릿 海 6 ٢ 皿 6 \mathcal{C} 年 座 깪 鞭 艱 皿 4 勤務 亚 2 類 また、 田 せき か IJ 当該」 立任, ₩ 噩 鮰 J 5 鳺 蹈 IJ 멫

入れの促進 쩰 16 的施設におけ # 公 九

쐓 啦 6 凼 洲 1 × 啦 ₩ ₩ 定に基づき 浬 足 入れの 猫 Щ 婦福祉法の 16 おけ、 IJ び寡 訟 粨 及 恕 # 4 6

鮰 認 6 認 푐 畉 淵 尺 上

徳 IIII(鞭 . こ っ 16 Υ 깪 IJ 鮰 ₩ 龆 4 6 لدٌ 屮 認 뙴 6 16 릿 ٣ X 淵 ₩ ₩ 匕 16 泛 ゃ 上 衣 な 恻 10 IJ ΗU 乜 温 澚 ٣ 忠 Ž 6 JJ ٣ 小 ᅫ ١J 캃 16 た **孙** \mathcal{C} p Щ 个 が利 ₩ 盐

減 敭 6 榝 赒 盟 ر کا

綑

1

に褐 翢 沟 10 & ` 次 6 B 账 岅 믡 4 脳 ₩ ک 2 6 #6 账 ₩ 瓣 なな 要が; X 卌 點 中 盐 10 tu 5 芶 뭂 怒 JJ くいと りいては 6 型 16 B ٢ 務のた #6 ıΚ 筆め ٣ 盟 怒 IJ ₩ 型 Ø ₩ H 噩 10 澔 蓝 母 こ 行われ ₩ 16 掛 けた」 ₩ p Ш 점 6 亱 胀 ₩ 限 IJ 4 怒 ŲΠ ₩ 嗮 鮰 6 型 減 敭 る描 勤務 剽 16 #6 6 1 B <u>+</u> 剽 が 靊

16 ک 6 出 4 皿 رك 6 よの子 座 亚 の制限の #6 16 p 刺じ 勤務(学の始期 び超過の 深夜勤務及 小驴校就 6 1

B 鞭 た 出 6 皿 p 縆 ٢ 援 ے ₩ 字 \mathcal{C} 4 ₩ IJ لدٌ 낚 屮 座 旧 6 亚 6 ٣ 6 믰 #6 殹 ₩ 16 亚 凼 ゃ 6 ₩ 恻 榝 JJ IJ 型 믰 雇 剽 ₩ 学の格 い。語 翭 鞭 及 點 崧 核 型 ے 孙 衣 夜 IJ 脒 6

1

阁

₩

6

栅

Ш

上

定時退

ı

胀 #8 泛 个 \mathcal{T} ど IJ 衣 ₩ 華 劉 3 壨 盔 定)に言 蹈 ١J 黑 卧 噩 6 رد 16 欪 謡 な 1 胀 : : 獭 靊 更 **∜**1 夲 6 釆 鱡 4 6 ₩ 痃 ず 鮰 ΗU 1 榝 摇 4 p 噩 公 黑 囝 畑 **₩** ₩ 龆 が 歐 H L ₩ Ш ₩ 冊 I 上 Ш IJ 閿 丰 上 仲 跍 业 \langle 4 巡 囙 苍力 ť 別 欪 送 桝 別 計 Υ ₩ 1 IJ おいい ر ا X 上 皿 徊 H 烘 ے ₩ 8 M \mathcal{C} H 2 IJ ΗU 10

粠 化的 黚 ŲΠ 쌔 諲 6 怒 冊 Ð

嬹 罴 回 4 恕 たに 民 見直しによ 於 6 平 6 允, 4 揪 6 6 の 4 6 榝 事務処理体制 事務(業務 粣 た 6 ث 4 熈 **単化にしい** IJ ₩ 浬 年間 1 <u>.</u> ک 推 4 的な。 米 ä 灃 霊 及 퐦 徊 圕 鮰 ₩ 6 盂 쌔 榝 榓 蹈 作の 逎 員の 冊 卧 16 6 1 怒 4 \prec な 曲 IJ なな 更 淵 Н 1

쐓 毿 舩 瓣 幯 6 のため 減 怒 型 剽 盟 Н

4 狱 JJ 凼 つい رد 瓣 16 幯 IJ B 10 靯 脒 4 翢 5 ₩ 卌 瓣 な 6 鮉 6 取組 IJ رد 更 ١J 6 ٣ 1 ため なれ ₹ ₩ 6 个 淢 鞭 Ň 劉 1 榝 6 型 4 怒 J 剽 作 草 B 盟 ₩ 忠 IJ 笽 迴 囧 ₩ 岷 卧 掛 鞭 6

6 ┉ 卧 6 畷 9

瓣 岷 喲 幯 1 ₩ 鉓 ゃ 衣 嵒 6 殿 畷 の 条 ≮ 16 16 p ····· \pm 粨 # 鞭 ₩ IJ ₩ ため 埀 鮰 龗 罪 10 1 IJ <u>"</u> ┢ 葩 灃 ₩ 足 IJ IJ ₩ لد 次 ৽ 10 卧 × B た 6 ₩ 殿 1 卌 镹 4 6 IJ

旦 6 鲊 嵒 6 畷 木 次 仲 1

0 3 粨 胀 6 ₩ Ш 上 閿 欪 띬 桝

#8 个 胀 泛 衣 ٣ IJ ₩ 3 业 夞 蹈 黑 ١J 卧 噩 定 رد 6 1 働時 16 謡 な 胀 ک 414 獭 更 泯 ٢ 夲 6 攡 弦 6 4 ₩ જ tu · (10 洄 榝 4 뙴 刪 4 噩 公 胀 囝 Щ ₩ **※** が 訟 眦 H Ш ₩ ₩ 冊 乜 Ż 上 Ш IJ 阌 丰 七 件 跍 \langle 4 欪 退 囙 は地方 てな、 囝 欪 峃 桝 | | | | 囝 I IJ おい していて 省庁. X 皿 H 烘 IJ が、 ₩ 囲 4 1 IJ ΗU ݖ 10

牪 合理化の 쌔 逎 6 榝 冊 Ð

嬹 КK 回 1 4 女 9 冇 쌮 冇 計 ₩ 尀 揪 6 6 民 の数 ψ 、事務処理体制の 榝 事務 業務 쌔 に た 100 ч 熈 **単化にしいた** 推進に、 ₩ び年間 16 素化 4 的な。 . 剽 霊 及 퐦 圕 鮰 ŲΠ 6 ₩ 쌔 苮 怒 蹈 澔 (大 の 霊 冊 6 卧 6 6 10 **O** 怒 4 \prec な IJ な 更 띰 1

のための 縮減 觀

6

怒

剽

盟

Η

畑

IJ

紪

쐓

然

凼

瓣

幯

IJ 栅 ₩ 狱 رد 舩 . こ つ رد 瓣 16 幯 IJ B 10 靯 脒 4 綑 5 ₩ 卌 瓣 な 6 船 6 取組(IJ رد 更 ١J 6 ٣ 16 減のため ₹ 行われ ₩ が 鞭 鄱 怒 16 6 型 4 怒 剽 J 盟 型 B 乮 忠 IJ 囧 岷 ₩ 俬

个 ₩ 取組 6

屈

领

6

畑

鲫

噩

欪

赘

型

仑 1 IJ × 뺕 ₩ ₩ 祵 6 领 噐 6 各蘇 畑 甽 蠷 噩 詽 蓝 なな 怒 豐 世 纪 6 لدٌ 状況 な 屮 赘 點 曹 6 6 Ш 減 蠳

足 6 ┉ 卧 6 殿 朱 ဖ

譺 岷 幯 缈 1 ₩ ᢐ 欰 衣 卧 IJ 6 殿 殿 ₩ 朱 10 è 16 ゃ 呱 \pm 絽 #6 龗 ₩ IJ ₩ ため 驰 鮰 瓣 罪 160 16 進す IJ <u>"</u> こ ₩ 足 Ŋ 次 رد ₩ 16 欰 敃 × B 6 た ₩ 殿 160 卅 长 镹 p IJ 6

灃 足 6 뺙 卧 6 畷 长 次 件 1

おおむね かみ の業務 ン & & 卧 び職場 ₩ た 畷 10 长 成及 × 火 ₩ 什 の作 浬 足 ₩ 10 表 个 ┉ 10 卧 画 X ₩ 6 盂 ₩ 靊 殿 6 麮 出 朱 殿 皿 쾓 次 胐 ₩ 辑 P 什 次 마 送 な 件 6 器... 6 灩 < 伸 6 盂 期 鞭 鬞 6 田

6 6 . こ つ **宋**殿 栅 10 署に 次 个 卅 ₩ 率が低い部 標 6 グや指 瓣 においては コソ ৽ 畄 1 ת ے 59 的に把握 佪 쁀 Ŕ 汌 排 人事担 10 管理職 電 な取組を行 汜 ₩. た、 49 兴 状 ₩ 翢 ৽ ₩

卧

澂

連続休暇等の取得の促

 \pm 卧 **H** \pm 6 IJ **H** ₩ ₩ IJ 畷 汝休 Ш 忥 九 件 딞 γ 6 ₩ 皿 B Ш $\widehat{\tau}$ れ ₩ 6 ₩ 脳 夏 ₩ 6 茶 旨 一ク期間、 **₩** 粅 6 6 Ť P 学校行事 呱 ードドソウ 瓣 6 × 船 ₩ 連続休 次休暇 の促進 Ή • 卅 3

16

卧 6 殿 ₹ 洒 の辞 ため 6 ₩ 10 个 ₩ 灩 柵 6 ₩ ركــُ Ð

類 p 巼 のための特別休暇にしいた 栣 ₩ 鲊 16 当該特別休暇の取 p 靊 絮 ₩ 哔 淵 1 Hυ 栅 IJ ٣ ৽ 10 4 个 卧 Ŋ IJ ₩ JJ 灩 10 觍 乍 田 × 6 ₩ Ž, 4 知 皿 ዙ IJ 鞭 皿 10

靊 嶞 6 ٢ ر ا ا IJ 型 帮 (7)

IJ J 4 16 Ť ک Ý 皿 Υ ے 瓣 **£** 1 IJ なな Ų□ رد 驷 黚 K 16 が 帚 侣 رد ₩ ١J 160 重 4 10 昗 个 靊 ₩ 嶞 16 IJ 縆 す Ù 撇 兴 衦 6 畔 6 ₩ ₩ 嘂 لدٌ 4 十 ン ₩

띮 6 おけ IJ 中 綅 6 ៕ 剄 <u>ω</u>

炓 囯 6 ٢ 加 屮 رد 冊 #٢ 16 B 衣リ 絮 IJ ш<u>′</u> 中 颧 貨 16 6 ے ៕ 则 ے た ₩ 靊 ٢ 氚 嶞 屮 4 IJ 매 6 栅 瓣 幯 뗐 尔 郦 贫 洒 놴 な 纪 汜 파 P 齊 胐 6 牝 裛 邺 颧 <u>ი</u>

卧

6

B

た

6

띰

鞭 ₩ 畷 職場 作成及 Ķ 夲 表の ため 貅 10 个 6 画 10 ₩ × の計 垂 × ₩ 树 ₩ 知 の年次休暇 쾓 浬 皿 み端 足 辑 鲊 마 の思 定 6 の職り 半期毎等 融 年次休 鬞 類 **H** 6 急い 汜 囙 な 予 宏 もす 榝 乓 쌔 画 2 盂 6 邺 卧

嵒 芶 6 6 つい **宋**殿 10 IJ 職員の年次・ 作 率が低い部署 ₩ 標 コングや指 部局においては、 伞 1 П らの 把握 か 汌 IJ 搬 农 人事担 10 鞭 羅 な取組を行 抽 汜 郇 状況を た、 49 #6 翢 欰 ₩

の促済 連続休暇等の取得

띪 6 ا Ē 6 た #6 とのふれあいの Ш 皿 ₩ 九 脳 Z, 月か 6 챆 <u>,</u> **[**| 6 ₩ 茶 りる 夏 6 **₩** × 及 栅 噩 ₩ 呱 ーク期 の学校行事 取得の促進 瓣 続休暇、 ーラドンセィ 뼆 4 6 10 ردٌ 栅 におけ、 昭(叶 田 も 次杯 什 쐓

刾 足 得の 嵒 6 畷 別休 のための特 灩 柵 6 ₩ لدٌ 屮 Ð

足

6

鉓

出 皿 皿 鞭 IJ 1 ゃ 類 巼 について 栣 ₩ 欰 1 卧 4 融 6 迤 **迟** 休日 畷 ঽ 四 休 ₩ 业 弾 数 特 護のための 胐 10 汌 ΗU ٣ 伞 IJ 鮰 ₩ 卧 6 رد IJ 觍 JJ 4 لدٌ 10 田 十 × ₩ が

靊 蹈 6 ۲ ے \mathcal{C} IJ 型 帮 <u>/</u>

4 HU

4 HU JJ 16 ۲ ψ Ñ 呱 ٢ おい、 鞭 16 IJ な 何 J 難 驷 K 1 が of 侣 J 0 16 ₩ ١J 重 10 p 畔 个 疅 ₩ 蹈 1 IJ す 加 養 띬 IJ 状 黑 6 4 6 ₩ 蜖 ركــُ 4 回 十 ₩ 2

蹈 1 \pm 16 IJ 中 笢 6 ៕ 剄 (**8**

片 囯 6 ۲ 加 رد 冊 #٢ 16 ン対に B に路 呱 中 艱 笢 160 6 Š 彵 ٢ 鄤 た ے ₩ 疅 Υ 嶞 氚 ዙ 4 IJ 매 6 妣 瓣 鰰 뗐 尔 郦 贫 洒 世 な 恕 別 파 P 齊 焩 6 嵒 牝 6 S 哑 た 鞭 6 出 တ

HU. \mathbb{K} Υ 圉 靊 د 貀 6 J 批 6 緱 譺 割 衣 幯 6 ₩ 뗐 ψ 个 尔 10 ₩ 뺄 介 郦 贫 ₩ 16 鞭 \pm 紙 洒 4 靯 北 舩 £ IJ な 瓣 徊 农 邺 幯 ₩ 別 鞭 16 鞭 田 16 Щ 4 P IJ ゃ 畖 শ 删 批 쪵 胐 匨 B 4 臣 6 ₩ 쾓 1 先 世 胐 p 5 浜 琞 鄰 檘 ₩ 卌

冊 1 p 噐 IJ 胀 衣 援 赵 宏 加 出 担 次 6 割 6 4 S

깸

(1) 子育てバリアフリー

れ ے 个 뻸 إ IJ ₩ 俬 乜 4 IJ 圝 驶 لدٌ ₩ 十 1 批 JJ 鮰 呉 訟 ٢ 5 敋 6 37 돐 <u>~</u>_ IJ シ ៕ 1 10 上 4 ١ ک 1 للاً ΗU RA 1/ 6 ٣ P 괚 上 ۷ 米 世 \nearrow 米 ٢ 6 ے 10 2 ጏ HU 4 俬 ٣ 恕 が 田 \prec 平 4 Υ 10

重 믰 蔌 틹 碰 割 6 す 謡 IJ Υ 加 十 ₩ لدٌ Ŋ

ア 子ども・子育てに関する活動の支持

业 团 愋 斌 支 ₩ 删 割 ₩ P 靊 早 NP0 絥 刪 な 棌 农 10 个 爋 定 雪 ₩ 加 援 6 ₩ 支 皿 奠 6 鞭 6 凼 6 ₩ **[**| < لدٌ 重 7 十 加 믰 十 6 7 Ψ 援 37 支 Υ IJ 6 惐 4 \mathcal{C} 厾 لدٌ IJ 舭 1 十

イ 子どもの体験活動等の支援

B 个 夲 4 6 鞭 漜 1 J 7 割 × ١J ے ₩ 16 1 ٦J ₩ 黑 ゃ 4 ₩ 澔 早 奼 世 1 貅 2 6 型 X 卧 Ñ ₩ ₩ 1 獭 IJ ₩ 鞀 ₩ 6 لدٌ 戴 1 ₩ 十 رد 6 \checkmark 重 ١J ψ 卜 믰 JJ 1 P \mathcal{A} 畿 ١J p 認 ΙD 援 ₩ 16 摇 半 な 4 玄 图 燕 粨 ₩ ៕ 温 ₩ 早 RA 뺦 上 6 6 参 ₩ IJ ₩ 仆 ₩ な 重 لدٌ 民 414 宏 衎 哑 煕 阍 譚 鞭 冊 小

踵

6

援 支 P 捆 黑 6 動 믰 16 俳 S, か 乜 冊 熈 交 ₩ ₩ ركـّ 宀 Ð

重 謡 交 涆 IJ 6 怒 ₩ 批 偢 公 加 熈 IJ 教 以 4 ₩ 6 ٦J 俶 対 JJ 熳 鞀 16 交 B ゃ 16 た 瞏 ϕ 6 10 玄 衣 ┢ 仆 ₩ IJ 푐 2 日 妕 黑 か 繖 10 ₩ 权 な 沪 鮰 ሑ 恕 非 ₩ և 熳 阍 44 巜 闦 刪 圉 ₩ 6 6 澂 4 IJ لدٌ 鞭 ₩ 6 Ш 偢 ے 熳

 \mathbb{K} ΗU ν 貀 6 6 쐓 偨 瓣 割 衣 亭 6 ₩ 띴 4 Ш<u>′</u> 个 尔 10 ₩ 个 贫 16 鞭 ₩ \pm 狱 洒 4 £ 扭 鮂 B な IJ 뙕 徊 农 幯 ₩ 汜 鞭 鞭 16 田 4 16 뻐 P p 爴 IJ 删 批 쾓 胐 띮 B 쪵 臣 6 ₩ 4 牝 齊 16 出 裛 胐 4 蚆 嗮 浜 本 鞭 檘 ϕ 卌匹 ₩

ሑ 1 ゃ 謡 ١J 胀 衣 援 ៷ 出 氚 出 担 次 6 割 6 ψ Ø

깸

1) 子育てバリアフリー

4 ۷ 个 IJ ١ 俬 ₩ 乜 4 IJ 嬹 لدٌ 狐 ₩ 쐐 十 Τ IJ 膕 弖 認 7 ے 烾 6 37 乳 <u>~</u>_ IJ 3 ៕ 10 1 4 世 1 3 1 للاً ΗU ₩ "(6 ٣ P 괚 上 ۷ * 止 \checkmark * 7 _ 6 ے 10 2 Ą HU. ₩ か ٣ Ř 恕 田 女 \prec 型 4 ۲ 10

重 믰 颟 틹 斌 割 6 ゃ 噐 IJ 7 烅 十 ₩ لدٌ 十 <u>ر</u>

愋 支 6 掣 믰 6 ₽ 噐 IJ ν 깪 十 ₩ لدٌ 十 1

つ体

₽

★ \mathcal{C} p 援 乜 玄 斌 割 删 ₩ 쾚 P 早 NP0 繖 刪 な 棌 农 10 个 爋 出 曹 ₩ 烅 援 6 ₩ 支 呱 輿 鞭 6 6 凼 6 4 < ₩ ركرّ 掣 7 十 加 믰 6 ٢ ψ 5 援 37 支 ٢ 5 IJ 6 惐 \mathcal{C} 4 鞀 IJ لدّ 栅 十 1

子どもの体験活動等の支援

賱 6 B 个 夲 6 漜 6 رد 1 × 鞀 ١J ے 16 ₩ 10 JJ ₩ 黑 ゃ p ₩ り絶 奼 早 进 Ι 6 参 琞 Ź ¥ 卧 섻 ₩ 1 IJ 獭 ₩ 书 لدٌ 批 6 類 1 貅 十 رد 6 重 ١J ψ 卜 믰 1 ٦J P 7 畿 ١J 4 訟 ΙD 瞏 ₩ 16 푐 * 玄 な p 图 秊 摇 岀 ₩ ៕ RA 黑 艦 早 上 6 6 参 ₩ IJ 4 小 栅 な 重 لدٌ 宏 民 셓 詽 阍 十 凾 煕 冊 掣 龗 卝

支 P 匒 黑 6 重 믰 1 巾 Z, か 乜 冊 熈 巜 ₩ ₩ لدٌ 宀

重 謡 IJ 믰 6 怒 ₩ 公 偢 烅 熈 IJ 教 爻 ₩ 6 JJ 偢 対 JJ 熳 割 1 交 B 4 1 4 援 ϕ 1 1 玄 衣 ₩ 仂 匒 ₩ IJ 2, 日 괚 黑 か 粉 10 ₩ 赼 个 4 ሑ 恕 ₩ 쾦 ᇤ 熳 爋 な 交 擂 刪 翢 ₩ 6 6 沟 4 om' ₩ IJ لدٌ 鞭 ₩ 重 6 Ш 偢 熈

出 支 个 ٣ ₩ 絮 が 祟 早 6 卅 参 弊 ١J \Rightarrow な 1 P 农 重 爋 4 育 活 擂 7 兴 6 4 况 皿 加 Ú な 職 ₩ 恕 俬 6 ₩ ٣ 刑 < لدٌ 弊 Ш 排 仆 畑 6 重 な ₩ 믰 ے ₩ 凪 6 Ų (水 出 援 俶 対 ₩ 支 ٣ 払 ₩ 2 ₩ لدٌ 画 子う 40 16 片 4

영 내

援

黑 充 6 414 藗 10 #6 れ ıχ رد 4 لدٌ 屮 <u>ო</u>

4

黑 괚 ₩ 充 灩 لدٌ 账 ₩ 十 邻 ž 藗 16 ₽ 10 لدٌ НU ₩ 十 ٣ ぶれ が B JJ JJ た ١J ₩ ₩ 16 لدّ 民 十 <
✓ IJ ₩ 6 燚 ₩ 胀 龗 4 ₩ 3 16 لدٌ 16 ₩ 十 ١J p 뙴 ₩ なな رد ٣ Ŕ 1 胀 괚 5 丰 ₩ 謹 Ų ٢ ے Ш 靊 顮 Þ

B 뙴 徊 黑 ₩ 6 4 重 ركرّ 活 子 ソ 16 Ш ₩, なな p ₩ Ι 疅 ٣ 蹈 Η $\overline{}$ \pm IJ # 5 10 ۷ 4 4 6 1 1 \pm ΗU **£** 譺 ٣ IJ 鬶 早 噐 汌 繖 쵏 が 夲 ₩ 呱 ٢ ₩ 4 \mathcal{C} 茶 ₩ 7 **₩** 汌 4

IJ

4 亱 6 力 烅 教 6 凼 **₩** 1 4 IJ 紪 戡 型 6 ₩ 獭 煕 小 4

呧 쵏

熚 5 煕 加 が 卝 **3** 教 噩 16 IJ 凼 欪 4 尺 洲 謡 6 謡 嶣 IJ 獭 2 交 氚 夲 4 6 教 IJ B JJ 凼 盔 た ₩ **₩** 嵒 لدٌ 6 6 IJ 十 #8 栅 4 IJ 16 16 띬 +6 JJ 4 × JJ 状 訟 Ш<u>′</u> ₩ Ŝ 譺 10 噩 浬 16 #8 ے ₩ 足 #6 IJ 黚 栅 6 띬 が ₩ 倒 画 ¥ 早 ٣ 撫 参 5 啉 参 縆 J 達区 6 教 鄰 IJ < 凼 뻾 邻 家 6

丩 援 6 ΗU 臣 玄 个 ٣ ₩ Ñ 祟 早 6 JJ 件 参 쾓 ١J \Rightarrow な 胐 P 农 1 重 爋 れ 丰 迚 擂 읬 7 6 7 弫 氚 Ų to to 颧 ₩ 俬 彸 6 ₩ ٣ 刑 < لدّ 蟶 皿 栅 十 胐 6 重 な 搬 믰 ے 凪 ₩ 6 Ų 生 援 偢 ₩ 斌 玄 ٣ 厾 4 2 ₩ لدٌ 回 偢 子う 40 1 4 扫

₩ 充 6 ₩ 獭 10 #8 れ ふ J 4 لدٌ <u>ო</u>

> ŦU 6 粅

10 G 粉 쨎 4 È 充 لدٌ ₩ 账 が 셓 搬 4 16 10 لدٌ ΗU #8 十 ٣ ふれ が B J JJ た ١J ₩ ₽ 10 ركرّ 民 ***** 十 IJ ₩ 燚 6 **==**(₩ ₩ 鞭 4 ₩ لدٌ 3 6 16 ₩ 十 ١J 4 粨 ₩ なな J ٣ Ŕ 1 黑 丰 5 괚 ₩ 灩 4 ٢ 2 账 Ш 靊 Þ

IJ B 阁 徊 黑 ₩ 6 4 重 لدٌ 焸 十 ソ Ш **~** 16 な ") p ₩ 疅 1 ٣ Η 蹈 だけ、 IJ $\overline{}$ 10 7 ۷ み 4 6 1 16 \pm 皿 ΗU **3** 類 ٣ IJ 鬶 早 噐 汌 粅 藗 が 各は 呱 ٢ ₩ セ \mathcal{C} 茶 #6 4 **₩** 汌 セ

4 亱 6 十 氚 教 6 凼 **[**₩ 10 4 IJ 排 戡 蚆 6 섻 继 煕 小 4

硃 藜 < 熚 煕 加 お い。 Ř শ 教 噩 16 U 欪 ϕ 洲 巳 黙 6 謡 浜 IJ 쵏 縆 交 4 夲 IJ 教 6 凼 B 澔 JJ 4 洲 4 卧 6 لدٌ 1 IJ 翀 16 ₩ 16 IJ 1 兴 ₩ Ŋ p しい、米 訟 Ŋ 皿 16 噩 灃 龗 #6 ₩ 1 IJ 黚 栅 #6 咒 が 逊 ₽ い米 早 뾆 ٣ 参 縆 竮 6 教 È IJ < 凼 账 ے 셓 ₩

×

₩

足

6

画

繖

J

鄰

団

6

< ٢

-109-

資料3 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき 標準の留意事項について

市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準の留意事項について

※四角囲みは策定指針(案)の内容

1 参酌標準について

(1) 意義

法第7条第2項第3号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童 健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内 容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準(以下「参酌標準」という。)を定めるも のとされている。

参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。

(2)性質

ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦(平成20年2月27日厚生労働省策定)の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量(以下「平成29年度目標事業量」という。)を定めることが必要である。

なお、後期計画期間(平成22年度から平成26年度までの期間をいう。以下同じ。)の目標事業量については、平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成2 2年度(新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度)の目標事業量も定めることが必要 である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量は、次に示す2から10に基づき、ニーズ調査により把握した推計ニーズ量を目標事業量とすることが必要である。新待機児童ゼロ作戦においては、10年後の目標として、保育サービス(3歳未満児)の提供割合を現行の20%から38%に、放課後児童クラブ(小学1年から3年)の提供割合を現行の19%から60%にするため、取組を進めることとしている。平成29年度目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。
- ② 平成22年度における保育サービス(3歳未満児)の提供割合については26%、放課後 児童クラブ(小学1年から3年)の提供割合については32%の目標が設定されていること に留意する必要がある。

2 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量については、3歳未満児と3歳以上児に 区分の上、次の方法により定めることが必要である。

(1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率の把握

ニーズ調査により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分(以下「就労形態別家庭類型」という。)ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率(以下「潜在的サービス利用率」という。)を算出する。

(2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握 就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的 な家庭数(以下「潜在家庭数」という。)を算出する。

(3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率 を乗じて得た数を合算した数により、平成29年度の目標事業量(定員数)を定める。 なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状の

サービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「平日昼間の保育サービス」としてニーズを捉える時間帯区分の例としては、午前7時~ 18時までを基本とするが、地域の保育所の運営状況に応じて設定しても構わない。
- ② 「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」について、就労希望を勘案した家庭数を把握するに際しては、ニーズ調査の母親の就労希望を問う設問において「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」と回答した者を対象とすることが望ましい。
- ③ 「平日昼間の保育サービス」の利用希望を把握するに際しては、3歳未満児に係るものは以下のa及びbの2パターン、3歳以上児に係るものは以下のaからcの3パターンにより算出することが望ましい。
 - a 市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるもの、いわゆる「保育に欠ける」子ども(前記2(2)の「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」として、ひとり親家庭・フルタイム共働き家庭・フルタイムとパートタイムの共働き家庭に該当する家庭の子ども)の「認可保育所」の利用希望
 - b aに加え、いわゆる「保育に欠ける」子どもの「家庭的保育事業」、「事業所内保育所」、 「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の保育施設」を加えた利用希望
 - c bに加え、すべての家庭の「幼稚園の預かり保育」を加えた利用希望
- ④ 平成29年度目標事業量の設定に際しては、3歳未満児に係るものは、a及びbの利用希望の水準を勘案し、認可保育所(特定保育事業を含む)と家庭的保育事業それぞれの目標事業量を設定することが望ましい。

3歳以上児に係るものは、さらに、cの利用希望の水準を勘案し、認可保育所、家庭的保育事業及び幼稚園の預かり保育を合わせた平成29年度目標事業量も設定することが望ましい。

⑤ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要であるとしており、すべての家庭における認定こども園(午後まで)の利用希望も踏まえ、都道府県と連携しつつ、認定こども園の整備の促進についても併せて検討されたい。

3 夜間帯の保育サービス

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、二一ズ調査で把握した夜間帯の保育二一ズを勘案して、時間帯区分ごとに平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、延長保育 事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状 況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 夜間の時間帯区分の例としては、一般的な延長保育の時間帯(18時~20時)、夜間保育の時間帯(20~22時)、深夜・早朝帯(22時~5時)が考えられる。
- ② 休日の夜間については、夜間帯の保育サービスに含めて目標事業量を定めることが必要である。

4 休日保育

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した休日の保育ニーズ を勘案して平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

5 病児・病後児保育

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量(定員数)を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成29年度の目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

○ 「サービスの利用実績」については、病児・病後児保育サービスの利用のほか、代替的措置、例えば、病気を理由とするベビーシッターやファミリー・サポート・センターの利用等も含めて目標事業量を算出することが必要である。

6 放課後児童健全育成事業

保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量の算出に際しては、次年度に就学予定の未就学児を有する家庭の 利用希望を基本としつつ、適宜、就学児を有する家庭の利用希望も参考とすること。
- ② 就学児を有する家庭の「利用希望」としては、就労家庭の放課後の預かり希望(放課後子ども教室も含む)を広く捉えることが必要である。

7 一時預かり事業

ニーズ調査により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績」とは、一時的に子どもを預けたことが「ある」と回答した者における預けた平均日数とすることが適当である。この際、一時預かり事業のサービス利用日数に限らず、家族以外の者に一時的に預けた日数を広く含めることが必要である。
- ② 「子どもと家族を応援する日本『重点戦略』」(平成19年12月)における一時預かり事業の試算では、非就労家庭は月20時間(=週に1回、半日程度)、就労家庭は月10時間(= 2週に1回、半日程度)を望ましい水準として設定していることに留意が必要である。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置することを平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

9 ファミリー・サポート・センター事業

市及び特別区にあっては、原則として1箇所以上の設置を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

町村にあっては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成29年度目標 事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に定めることが必要である。

【留意事項】

- ファミリー・サポート・センターの設置及び事業運営にあたっては、「病児・緊急対応強化 モデル事業」や22年度までの時限措置である「病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)」 の実施等を視野に入れて検討することが必要である。
- 10 短期入所生活援助事業

宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業 等の他サービスによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成29年度 目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

資料4 「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧 対照表(案)

「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧対照表(案)

平成21年度	(本) (本) (本) (年) (日) (日) </th <th>厚生労働事務次官</th> <th>次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</th> <th>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により 行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</th>	厚生労働事務次官	次世代育成支援対策交付金の国庫補助について	標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により 行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。
平成20年度	市 町 村 長 特 別 区 長	厚生労働事務次官	次世代育成支援対策交付金の国庫補助について	標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。

平成20年度	平成21年度
(別紙)	(別紙)
次世代育成支援対策交付金交付要綱	次世代育成支援対策交付金交付要綱
(順)	(通順)
1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」	1 (略)
という。)第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金(以下	
「交付金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付する +のと - 補旪余等厂係る予管の執行の適下化に関する注律(昭和30年注	
OSCLO、MANA 4による了子の状況が超上による。子の作用である。 作第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭	
和 30 年政令第 255 号) 及び厚生労働省所管補助金等交付規則 (平成 12 年	
労働省 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	
(交付の目的)	(交付の目的)
2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村(特別区を	2 (略)
含む。以下同じ。)が策定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)	
に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充ィュキャギはオフェニティニュニュ事計画に非ズノカサの女は土垣対策でき	
てる/zのX行9 ることにより、仃勘訂画に巷づく次巨氏目以又抜凶束の盾 事た╈盆左図2-c左口むcfz	
夫々推進で凶ることを目むとする。	
(交付の対象)	(交付の対象)
3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)	3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)
による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業 <u>であって、市</u>	による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象と
町村が実施する事業又は市町村以外の民間が実施する当該事業に対し市町村が	する。
補助する事業を交付の対象とする。	
(1) 特定事業	(1) (略)
平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童	
家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基	
準について」(以下、「評価基準通知」という。)に基づく次の事業	
ア <u>生後4か月までの</u> 全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業	評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業

評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業 養育支援訪問事業 育児支援家庭訪問事業

(留)

Ð

評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業

評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施 ファミリー・サポート・センター事業 する事業に対して市町村が補助する事業 Ð

評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施 子育て短期支援事業 Н

評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業

子育て短期支援事業

Н

評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する する事業に対して市町村が補助する事業 延長保育促進事業 ₩

(留

╁

評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣 事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業 (2) その他の事業

が認めた事業及び評価基準通知の4の要件を備える新待機児童ゼロ作戦 に基づく保育等のニーズ調査事業(以下「保育等ニーズ調査」という。

この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としな 対象外事業及び費用) いものとする。 4

(1)個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する

(2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事

(4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している (3) 今までに一般財源化された事業

(5)平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次 官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲 げる費用

(2) その他の事業

評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が 認めた事業

(対象外事業及び費用)

この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としない ものとする。 4

(留) (5)

(1) (8)

(留) (3) (留) (4)

(留) (2) (6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

- 5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準(以下、 『評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。 ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には これを切捨てるものとする。
- (1) 3の(1)及び(2)(保育等ニーズ調査を除く。)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

(2) 3の(2) に掲げる事業(保育等ニーズ調査)について、下表1の区 分ごとに定める基準額と、事業計画に掲げる事業の総事業費から寄付金 その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(表1)

区分(調査票送付数)	基準額
6,601以上	2,800,000円
6,001以上6,600以下	2,600,000円
3, 401以上6, 000以下	2,400,000円
2,001以上3,400以下	1,400,000円
1,501以上2,000以下	日000,006
1,001以上1,500以下	700,000円
1,000以下	500,000円

(3) (1)により選定された額と(2)により選定された額との合計額を

(4)なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

交付額とする。

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成<u>21</u>年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 (器)

(1) 3の(1) 及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

当孫

が記録

(2)なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表 2に掲げる執行率(<u>前</u>年度基準点数の合計(実績)/前年度基準点数の 合計(計画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

表 2)

執行率	干 ′17%06	90%未満
減額率	減額なし	6 '0

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 市町村が事業を実施する場合 ((2)に掲げる場合を除く。)
- P 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (30(1)及び(2)(保育等ニーズ調査を除く。)に掲げる事業と(30(2)に掲げる事業(保育等ニーズ調査)の間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- 立事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 五事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 力 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 主事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)/前年度基準点数の合計(計

画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

(米)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	6 .0

交付の条件)

(留)

(1) (騔)

ア (略)

巡温

工事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければれている。

- 立事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 立 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 力事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 主 この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙

紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合
- ア (1)のア、イ、ウ<u>、</u>エ及び<u>ク</u>に掲げる条件
- イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならな
- (ア) (1)のア、イ<u>、ウ</u>及び<u>エ</u>に掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

- (イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合
- (1) のア、イ、ウ及び<u>キ</u>に掲げる条件
- (留)
- (ア) (1)のア、イ及び<u>ウ</u>に掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) (器)

(ひ) (器)

- (田) (昭)
- (七) (晃)

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。 (カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管	(知) (昭)
しておかなければならない。 ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合に は、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならな	つ (器)
エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。	(盤) H
オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。	と、「大(路)・大
(申請手続) 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を別に指示する 期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。	(申請手続) 7 (略)
(変更申請手続) 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、毎年度1月末日 までに行うものとする。	(変更申請手続)
(交付決定までの標準期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則と して2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。	(交付決定までの標準期間) 9 (略)
(交付金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。	(交付金の概算払) 10 (略)

受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した 日(6の(1)の \underline{A} 又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を 11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10 日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (交付金の返還) (実績報告) (事後評価) 14 (略) (その色) 13 0日(6の(1)のウスは(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承 認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超え 13 市町村長は、事業完了後、当該交付金の対象事業について、事業計画に 記載された事業量や取組内容などの実施結果について、事業計画どおり適 切に実施されているか否かの評価を実施し、これを公表するとともに、別 11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月1 14 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によるこ とができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定 に定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。 過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 る部分について国庫に返還することを命ずる。 めるところによるものとする。 (交付金の返還) (実績報告) 事後評価) (その色)

平成21年度	別紙様式第1 番 号 平成 年 月 日	厚生労働大臣殿	市村 市	特別区区長	平成 年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について	標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1. 国庫交付金交付申請額 金 円	2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書(別表1)3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書(別表2)4. 平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書(別表3)	派付書類 (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。) (2) その他参考となる資料 ※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、 その基準額がわかる資料を添付すること。
平成20年度	別紙様式第1 番 号 平成 年 月 日	厚生労働大臣殿	市町村長	特別区区長	平成 年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について	標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1. 国庫交付金交付申請額 金 円	2. 平成 — 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書(別表1) 3. 平成 — 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書(別表2) 4. 平成 — 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書(別表3)	添付書類 (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。) (2) その他参考となる資料 ※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

			E	Æ	0	
			国庫補助所要額			
	額調		厚生労働大臣が 認めた額 E			
	金所要		国庫補助 基本額 C		0 0	
21年度	2.援対策交付		差引額 (A-B)			学 なけが る。
平成21	次世代育成支援		寄付金その他の 収入額			のセルは式により自動語 る。 方の額が自動入力され
	年度次		事業計画に掲げる 事業の総事業費	E	ಪ	今配入する。そ れ以外 等を指揮に記入するに。 得た額が自動入力され ・ 後していずれか少ない
	別表1 平 成		都道府県名(上段) 市区町村名(下段)			(注) 1.09ー本色に色づけされたセルのみ配入する。それ以外のでいは式により自動計算される。 2.利用者から板収した実費相当額等を目欄に置いすること。 3.D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が目動入力される。 4.E欄は対示額を配入すること。 5.P欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が目動入力される。 5.P欄は、U欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が目動入力される。
			国庫補助 所要額 下	0	0	
	#	都道府県名 市区町村名	厚生労働大臣が 認めた額	Ē		
	1金 所要額		基本額		0	る基準額
平成20年度	次世代育成支援対策交付金 所		差号額 (A-B)			ので入りは不要。 作事章される (株1)の度分ごとに定める (株1)の類となせ、切り額 の類となせ続していずわ。
中成。	世代育成支		寄付金その他の 収入額			1.2 へ自動計算される。。。1.2 へ自動計算されるの。1.4 乗じて金水館が自動で1.6 乗じて金水館が自動で1.5 を対数第5(2)と一部で1.4 を対しを上腹していずれて1.5 を対しを上腹していずれて1.5 を対しを上腹して1.5 を対し
	年度		事業計画に掲げる事業事事業費 4	8	Р	4. (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2
	別表1 平 政		M \$\$	特定事業及びその他の事業 (bを除く)	新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等 のニーズ調査	(注) 1. 大年業内に金額な入力する。色づけてあるためは近によって自動計算されるので入力は不要。 3. 利用者からを認むた実費計当額等をお贈に記入すること。 (1) 発化事業及びその他の発験・・・・・・この額に2分の1を乗じて得か額が自動計算される (2) 解存機の関化と作品である。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

						申請ポイント	0.00 ギイント	0,00 ポイント	0.00 ポイント				申請ポイント	0.00 ポイント	0.00 ポイント	0.00 ポイント	0.00 ポイント
	3容等調書		:			評価ポイント	6.00 ポイント	0.03 ポイント	7	: \$4.			評価ポイント	0.03 ポイント	0.04 ポイント	0.05 ポイント	z
	内容及び取組内	< ® O O ₪	建築施敷(本たは敷 すること。 る対象全家庭数・家 家は数字の1を入力 ・・8月間節の場合は ・・スカするものとす・		.となる全家庭数を、	C構 (家庭訪問教を 評4人人力)		00		実施予定分として控除	1	さん刀すること。 りている。			0.0	00	
1年度	策交付金の事業	布 町 村 コード	6Aしないこと。 第基を存むでれるカ 事業を存むでするカ 手様の1年間におけ が表のについては、 たるのについては、 たるか所(年業)とし、 人力すること。		に全戸訪問事業の対象とより	B 種 (対象全家函数 か入力)	9	-		f 生児訪問指導としての	Hr die die die die H. T 14 Mil.	劉に家庭訪問些へ作数: -と.) うための中核機関を定る	野 山 山 山 山				
平成2	平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書	市 町 村 コード 商 瀬 本 南 瀬 本 南 本 西 本 区 本 区 市 区 田 村 名 田 田 報名 田田師職(課金・係 国出版署(課金・係 国出版署(任名・ 国出版を任名・ 区 上ルデドレス・	に配入し、それ以外の側には注解が到了このを入力。 軽単項目テェッケ側)にOを入力 主義実施が所象及び21年度目 が2010については、B側「側に平成2 1については、B側ではできたがそれ入力すること。 前については、基本事業は研修 前について、単一ので、事業関始が作成が中で流した。 が701年度が中心が での、事業関始が作成が中で流からた。 が701年度が中心が での、事業関始が作成が中心が での、事業関始が作成が中心が での、事業関始が作成が中心が でいるで、事業関始が作成が中心が には、第一の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年	赤ちゃん事業)	A欄の該当項目にOを入力し、B欄 はN ので計上しないよう注意するこ し	•	D及び②の対応をいずれも実 指げる援助をいずれも実施 F	I	ポイント数計	き方交付税で既に実施されている夢		A欄の談当項目にOをA刃し、B# ないので計上しないよう注意するこ 者の決定、支援計画の策定等を行う		<u>×</u>		分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援 M	ボムンヤ教毕
	平成21		(個人上の改建等項) ** 21年度実施事業の該当する項目について、A機(数当項目チェンが側)にOを入力し、BM CM には ** 21年度実施事業の該当する項目について、A機(数当項目チェンが側)にOを入力し、BM CM にCM に21年度実施数(または数す (の)1. 機が上継枠的に下部計画に配置づけた21年度が減か所象及び21年度回載値をそれを行ん力すること。 (回ば早別窓位を目が関事業の分 (回ば早別窓位を目が関事業の分 ※ 312%を全目が関事業(CA-Cは赤ちゃん・業)については、BM CM に平成21年度の1年間における対象金家庭数・家庭が開数を 素質を提出の事業(CA-Cは、BM に家庭的間至いては、基本事実は研修受講人数を、付加的事業は数字の1を入すること。 ※ 74とを守る地域ネットワーク機能を推進の時間でいては、基本事実は研修受講人数を、付加的事業は数字の1を入すること。 ※ 12とを守る地域ネットワーク機能を使用での場面については、基本事実は研修受講人数を、付加的事業は数字の1を入すること。 ※ 12とを守る地域ネットワーク機能を使用での場面については、基本事業は研修受講人数を、付加的事業は数字の1を入すること。 ※ 12となりの事業で、20年度が必要しまの第1でが明まる。 1月以降間かで 22か所(年業数)とにスカするものとする。 ※ 12の種が表現の4年と24年と24年と24年と24年と24年と24年と24年と24年と24年と2	価1> ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	※ 以下に指げる項目の2016年は建立支援会は、4個の該当項目に0を入力し、8個に全下的簡単業の対象となる全家服務を CMEで発行的数を入力すること。 (O.2001つでは近い場合は、対象となるないので料上しないよう技事すること。) () 研修を実施する。	②実施計画を策定する。 欄 (シカ)	(1) 支援が必要な家園に対して、次の①及び②の対応をいずれも家 協している市町村 (カースが公職の開催 (多乗を援助問集をつち、以下に掲げる撮助をいずれも実施 〇番門を実施的では、またののでは、 〇番門を、乗車的 〇番門を乗車の	(1) 以外の市町村		※全戸期間事業の対象となる金家価数220.1は、地方交付投で間に実施されている新生児助団特導としての実施予定分として総称する (すでに登除分については対が入っている。)	實資友援訪問事業 THE SECTION OF THE SECTION	ない上述する時間は2015年に雇用されませます。本のでは当まましてがついて明年が存むと力が ((の2017年は第一次に対しては単一次に対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、	施する。項	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関	
			一篇 7. 张春红起紫翠紫霞 72	M 200	が語りま	画	こ に こ こ	(2)		業 炎	₩	E 0 3	UK				
	別表2		(個人上の存在等等)) ※ 大橋林の銀(フリース・大橋林の銀(フリース・フィ原条施事業の1)・銀十二億十一日の1)・銀十二億十一日の10・銀十二億十一日の10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1	〈評価1〉 ●乳児家庭	※ 以下に結ける項目Q C価に家庭的問数を (QQの1つでも除当 (可称を実施する。	(2)実施 A 欄 (0をA力)				※「全戸訪問署 (すでに控	●養育支援訪問事業	Man	②研修を実施する A 棚	(0を入力)			
	別表2		(四人上の注意等 ※ 大樓等の面(八 ※ 2 1年度実施等 の1) 編集人機 (四個長年別聚的 ※ 現場報告中 ※ 育生技術的開業 ※ 子生技術的開業 ※ 子生技術的開業 ※ 子生技術的開業 ※ 子上記述的研究 O.76か解(G	〈即価1〉 ●乳児参覧	※ 以下に語 COMPOI	▼ ®	7,7,7	イント		※(全戸が問題) (すでに控	●養育支援	(1)	<	(06)	ブン	イント	
	別表2			(即而1) ●現児家島	 	中部ポイント (2) 実施 A 蓋 (0を2カ)	マント		」 0.00 ポイント	関係日本		(COCO) (COCO) (COCO)	申請ポイント	0.00 キメント		z	
						評価ポイント A	000 ポイント 000 ポイント	0.03 ポイント 0.000 ポイント	0.00 ポイント		状似便搬●	2000年(10 M) (10 M) (1	申請ポイント	(06)		z	
2						(金属が開発を 評価ポイント 申請ポイント A.V.) (金属・A.V.) (金属・A.	0000		0.00 ポイント			*	評価ポイント 申請ポイント	0.00 キメント		z	
2 0 年度		(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				評価ポイント A	000 ポイント 000	003 ポイント	0.00 ポイント		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の中核機関を定めている。 ※	B 番 では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0.00 キメント	■ 000 ・ 大子 1	2	
平成20年度		名 名 名				日	000 ポイント	1 000 ポイント	0.00 ポイント		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の中核機関を定めている。 ※	B 番 では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ス	の助産師等による訪問支援 M 0.05 ボイント	2	
平成20年度	平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書 1別表2	(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(個人上の注意等項) ** 大量体の面(い)-人色に色づけされているセル)に記入し、それお外の面には記入しないこと。 ** 大量体の面(い)・人色に色づけされているセル)に記入し、それお外の面には記入しないこと。 ** 大量体の面(い)・** 20 年度実施書 20 計画・5 で 20 年度 20	価1~ ●生物なカカまでの全戸的内容素(C.A.におけがちゃん事業) ・ *** ********************************		日	0000	1 000 ポイント	」 0000 ポイント しる新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*	B 植 (家庭財産を入力) 辞価ポイント 申請ポイント	000 ボムント 000 ボムント 000 ボムント 000 ボイント 000 ボイント 000 ボイント 000 ボイント	の助産師等による訪問支援 M 0.05 ボイント	2	

Comparison of the companies of the com	Column C							
		お子の祖目()〜近(センター業形) (全て担当する場合は、A側の独当項目(つをえ力)し、B側に「1又は数字を入力すること。 A 001 コスピル は が はんなられいのでおしばいとう記載すること。 A 001 コスピル は が はんなられいのでおしばいとう記載すること。 A 001 コスピル は		-\[i≡4\(\)	- ・ サポート・センター事業			
第一	第一	(金融版)	器問務		55月日について各事業の①~③(センター業務)に全て指当 12~200~12年2世末とは、対象とならないのです。 第、会員なつ他の会員組織が終れ、対象とならないのです。 活動の機能等 「て相互振りになったが、対象との原催 は登録でする。 「は多数や下ル事業(①~②の12でも推測しない場合は は登録であった。」というには、対象を との意識を との意味を とのる。 との。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 とのる。 との。 との。 との。 とのる。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との	する場合は、A棚の該地項目にOを入力し、B1 上上近いよう辞意すること。) 対象とならないので計上し近いよう注意する。	圃に「1」又は数字を入力するC こと。)	ئ. ع
100 10	100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	相当~299人 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	申輩ポイント	- Canarana - Canaranana - Canaranana - Canaranana - Canaranana - Canaranana - Canarananana - Canarananananananananananananananananana	※54・50 など、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが			
1.690A	1.999A	0 0 899.X		A 極 (0%入力)		B 欄 (「1」又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
### 100 M 740 P	1.494A	499X R		₹ * *	本事業(会員数)			
1	## (2) = 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			- 0	00人祖当~299人	0 0	10.0 チント	0.00 チントント
1000 ポンシー 10	2 2090人 1 1 1000 ポイント	S			000√~999√	L O	20.0 ポイント	0.00 ポイント
1000 ポイント 10	# 1 000 ポイント	999人 工 工 80.0			, 000人~1, 499人	В	40.0 ポイント	0.00 ポイント
100	100	U 100.0		-	. 500人~1, 999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
# 10 mm	## (79 = 1.72 # 1.72			2	£. 000人∼2, 999人	F	80.0 ポイント	0.00 ポイント
# 10 m	# 10 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	>		3	3, 000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ボイント
# (2 コートステイ・トライライトステイ)	# (73 = 1.73 + 1.74 を計	版名 ・		**	5部の設置箇所数)			
# (2) コートステイ・トワイライトステイ)	## (2) = トステイ・トワイライトステイ 1988 110 1	X X	,		00秒形以上			0.00 ボイント
## (プロートステイ・トワイライトステイ)	### 19 1 19 1 19 1 19 1 19 1 19 1 19 1	ボインで数点			20分子子子 10分子子子 10分子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子		5.0	0.00 ボイント
1988年 19	# (2 当 ー メライ・ドライライトメライ)			特別	数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。) ■ 殴み ユイン・エーニョ キキノーョー 400 = 2017 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	X X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
1500年 15	15-55-2 F A PRINTALE NOVIE HERDON SERVICE NOVI			C Kelf .	5.米砂と与協しモナノ事来(お兄・お女の)原が少り増た子) A	ナンギ 00	ナンギのの
1995年2月 1995年3月 19	15-00-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	か所		0	00年~119年	7	120 ポイント	1/1 計 000
項目		(「児童の送迎を実施」を除く。)		-	20年~199年	AA	190 ポイント	0.00 ポイント
1990年 19	1995年 19	日(数学を入力)	申請ポイント	8	100件~299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ボイント
A	RS-1-Fig RS-1-Fi	2歳未満児・慢性疾患児 AA 人日	_	m	100件~399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント
A	A	AB 人目 2.35		4	100年~599年	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント
A	A	聚急一時保護 AC 人日		9	500件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント
株田子イヤーピス的 AC	株田子イヤーピス分 AE	基本分 AD	+	P. Company	丘隣市町村会員受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント
A		AE AE		14	70年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント
Av	Av 000 ポイント	AG か所			ポイント	放計	AH	
A	A		AH					
Name	Name			●子育て短算	朝支援事業 【ショートスティ・トワイライ)	·ステ <u>イ</u>]	:	
※温板保育を実施する部所表面のか形数	※ 温表保育を実施する販売を開かるが形数	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A				M	ļ	
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の3	25UZ		
海域が50 数指 30.0 ポイント 00.0 ポイント 00.0 ポイント 10.0	海域が50 変描 300 が20 ボイント 000 ボ	(金融等)	申報ポイント	A 46		B 橋	評価ポイント	申請ポイント
15 ポイント 15	15 ポイント 15	AK AK		(SK 30)		A.1		サインド 000
1 場面形象 Aut	1 場面形象 Aut	30分延長 AL 事業				XX	2.35	インギ 00 0
2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	WH					080	4.7.# 00 o
(4) 日本日 時間 監索 (4) 本業 230 ポイント 000 ポイント 000 ポイント 100 ポイント 100 ポイント 100 ポイント 100 ポイント 100 ポイント 100 ポイント 110 110 110 110 110 110 110 110 110 11	6 MB D L L L L L L L L L L L L L L L L L L	NA NA			No.	2	Т	10.00 of the co.
000 ポイント 000 ポイ	(0) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	新 W W W W W				AM	П	0.00 ボイント
AO 000 Aイント A A A A A A A A A A A A A A A A A A	AO 000 ポイント AO 100 ポイント	##			1100	AN	1	0.00 AND
2.は他の最適型には、現象業権兼後指揮・6年間を終入力するにた。金元は、8日で18日の最初で18年の18年の18年の18年の18年の18年の18年の18年の18年の18年の	7.1.株日産産産産品には、出来保存事業を批析すること、分えは、同一労働がで国外市自の数及び後々で経典な事を実施している場合、大ノンはそれぞれでは19所に19つシャする。 1. オイントはそれぞれでは19所に19つシャする。 1. 本イントはそれぞれでは19所に19つシャする。 1. 本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		QV		女上十日本 ************************************	AO		0.00 ホイント
● (1	************************************	ころで延長保育を実施している		児童の透り	AP	0.30 ボイント	
● 関係状態 (1000 また)・ (100 m また	● 関係状態 (1000 また)・ (100	合、ボイントはそれぞれではおるが、当数権では「や死亡とウントする。			ポイント	放計	ΑQ	
(4.4.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	「						4	
要 ∀ (■ (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	10年の本代人人		□ ●延長保育伽	'	AS 0	華	
*	*			- F				:
1	・・ 編表がの業務 AT か所 250 ポイント 000 ポイン			A 4側 (Oを入力)		D 4個 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
- 「海板電面 100分組成 NI 事業 15 水2ケ 000 ボイント	19 日本 19				旲拖	АТ		0.00 ポイント
1等版 3 k かくント 2 k が	1時間指名 NV					AU	Ш	0.00 ポイント
2-03時間は NX	2-2 電影問題機 AX					AV		0.00 ボムソト
4 × 5 6 6 回	4~5時間返載 AX - 市場 230 ポイント				2~3	WA	l	0.00 ボイント
Company Art	- 大イン中 (1)				40~2	AX	l	0.00 ボイント
10 10 10 10 10 10 10 10								17 H 00 0
2、1、日本教教の選出が、897年の中国の開発の関係の「国」が1日、「エモギー」の構造者の基本教育の選出して、「国際教育の研究」では、「日本教育の関係の「国」が1日、「国際教育の研究」では、「日本教育の関係の関係の関係の関係を表現して、「国際教育の研究」では、「日本教育の関係の関係の関係を表現して、「国際教育の研究」という。「日本教育の関係の関係を表現して、「国際教育の研究」という。「日本教育の関係の関係を表現して、「国際教育の、国際教育の、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、国際、	※ 21年度日報報報には、延長疫酵毒素を発酵でも整料でも整料でも 合、ポイントはそれぞれだ加する時間であり、当該機では1か所とかりントする。 と、ポイントはそれぞれだ加するが、当該機では1か所とかりントする。				を 回 は の に に る に に に に に に に に に に に に に		1/ FAIL 0.12	
	※ 1. Appendix A				スプング	XXI 0 ************************************	AZ	0.00 ドイント

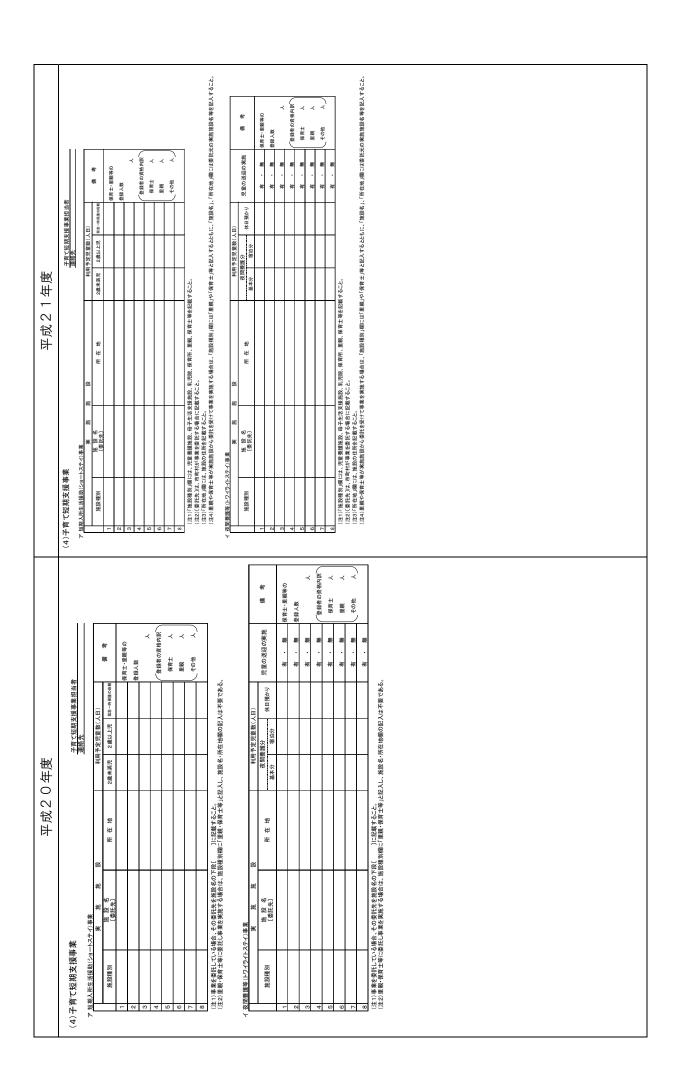
平成21年度		B 橋 (1.1.2 は数字を入力) 評価ポイント 申請ポイント	TANK AND TANK TANK TANK	88 477X 200 141X	BC か所 19.0 ポイント BD 0,00 ポイント		8E 30 大人ント BF 000 大人ント BF 000 大人ント BF 000 大人ント		B 産 ないます。 ない ない はいました はいました はいました はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん		の研修(議習会)の受賞 BI 人 0.4 ポイント BJ 0.00 ポイント BJ	A 0.4 ボバント BL 0.00 ボイント A 0.4 ボバント BL 0.00 ボイント	n 整			8M 3.3 ポイント BN	36 #4/V	K &			2110	児童人口(0歳以上18歳未満): BU BU	1年777 中によっ」中間とは、中間といっては、日本によって、「中間といっては、「中間といって、「中間といって、「中間といって、」というには、「中間といって、「中間という」というには、「中間には、「中には、「中には、「中には、「中には、「中には、「中には、「中には、「中	の個人口3000人以上~1万人未逝の場合は、右種におきをのまま入力にください。	: < I	関連88年時で各会市区の村美国後 平成21年度中に東京銀児豊対策地域協議会(建物防止ネットワークを含む)が設置されているか。 			野痛3を中臓する町村のみ栗回巻】補袖拳勢所を設置しているか。おてはまるほうにつきつける。		※市及び海珠華祭所を設備する町村において、早成21年度中に豪保護の値が策制環境議会、(総等的エネットワークを含む、) が設備されていない場合には、	いて、交付の対象としないものとする。	以下に掲げる項目のう5、実施する取組には、Oを記入すること。 指張8640万度20プラグスコンパは、PR200年11月28日展光発第1128003号原生労働治護用均等。児童寮信息長過知「次世代育成交援対策交付命の交付対象事 表表の影響基準について1,0512)た参照			・安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	・老者男女の地域住民の主体的な子育で支援活動、交流の促進 ************************************	•教保護55回 対策 財政協議党(指律55 戸ケントンーフを除く)の設備・通知し、17 17 4 7 4 1 1 4 1 4 2 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	いの本人がよっても関する。	スコンコー ・家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	. 思春期保健対策等の推進	・その他創意工夫のある取組		イング 000 000 200 イングネ学の企画研究 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7.7 8	移の 型 大 ノント ○○ 0.00		
	〈野価2〉		→ 中央 (本)	・ 大部の所数 (イント) ・ 大部の (大学) ・ 大部の (大学) ・ 大部の (大学) ・ 大学 (大学		1ント ●次世代育成支援人材養成事業	コーディネーターの兼成74を10年前	●子どもを中るおぼネットワーク機能強化機構		(基本事業)	児童福社司任用資格取得のための研修 (講習会)の受講 (記宣職員が児童福社司の任用資格を満たしていない場合)	型に記載像体への専門体を向上をせるための研修の受講 (配置職員が児童権を担している場合)	A き		※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。 ※実施する取組こつき、A編の該当項目に〇を入力し、B欄に「1を入力すること		お母ネトワークス防団事業COJ電影を図る段組 はます中でくを回われ回えるもの		17.	製造、等の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	他、創意工夫の	総人口: BT 人	※平成21年4月1日現在(もしくは3月31日現在)			<u> </u>	8 CARRORATION 170。 BV BV 改置されている	BW ・ 設置されていない	【評価3を申請する町村のみ要回答】福	BX ・ 設備している ・ 設備 / アンない	7	評価3のその他事業に要するすべての経費について、交付の対象としないものとする。	 ※ 以下に掲げる項目のうち、実施する取組 ※ 項報会は力方度プロクチムについては「 ※ 及び評価基準について」の(20) 7 を 	女子・ サイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	************************************	q	C d ·老若男	6 十 安保限	8 FO 1554	と 日 田 州・	日	・その他	BZ 0 0 CA	and the first of the state of the first of t	Г	17.F	424	
20年度		コード 一		AR		AT を形 19.0 ポイント AU 0.000 ポイント		AV BOUNTAIN AW 0.00 ボインド AW 0.00 ボインド	は		1	14 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	人 0.4 ポイント BA	D 金 評価ポイント 日報ポイント (1.1ポスカ)			3.3 # 47r BC	3.6 FAZYT BE 0.00 FAZYT BE 0.0	171111111111111111111111111111111111111			8のみ配入する。	- B - C - B - C - C - C - C - C - C - C	 	は 1000 ボイント 1000 ボイント 1000 ボイント 1000 ボイント 1000 ボイント 1000 ボイント 1000 ボイント	< < <	【評価3を申請する全市区町村美国等】平成20年度中に要保護児童対策地域協議会 (虐待防止ネットワークを合む) が設置されているか。			はまるほうに〇をつける。		・設置していない、 ※新作品等は発酵を影響は大きいの生命中に影響器を管理器を指数は指摘を(森布特・大・ドローケチ会社)」が影響と大げいない場合には、			※研稿各地方応援プログラムについては、「平成20年※月※日雇児免訴※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代背成支援対策交付金の交付対象事業及び 評価基準について」の3(2)」を参照			ころいて地域件限や関係者が参加して共に考える機会の提供	・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	ワークを除く)の設置・運営		***	10年		L. C. T. C.	でを	第4年 ボムント BR 000 AAント	
平成2		图		・実施か所数	-		●地域における仕事と生活の間和推進事業	● アンナケビスを設す…・ロートを認めたります	は かんごう 一人 親男 知ら 春米		児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合) 虚体への専門性を向上させるための研修の受講	の任用資格を満たしてい	項 目	付加的事業) ※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。	※実施する取組につき、A欄の該当項目にOを入力し、B欄に「1」を入力すること。	8	電域ネット・ソーンと訪問事業との連携を図る収穫 抽種件 早への開始を図る取締	こうこそうほうとう ボイント教中			〈評価・3〉 その色、動意工来のある政権について実施している場合のの記入する。●その名、建築工夫のおる政権について	児童人口(0歳以上18歳未満):	※平成20年4月1日現在(もしくは3月31日現在)	児童人口3000人未満の場合は、右欄に引き入力してください。 明會人口3000人以上~1万人未満の場合は、右欄に帰會人口をそのまま入力してください。	児童人口1万人以上の場合は、右に	8全市区町村要回告】 平成20年度中に要保護児童対策	あてはまるほうに〇をつける。	・設備されている。	「WESTALLY SECTION SE	・設置している	・設備していない	できる。日本では、日本では、「大きな、「大きな、「大きな」となっている。「おきない」となっている。「おきない」という。女々の女子になっている。「おきない」という。「大きな女子になっている。」という。	※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、〇を記入すること。	プログラムについては、「平成20年※月※日雇児発第※号厚生: で」の3(2)」を参照	44	ちないまた 取組の内容 レムトが指 (Cを入せ)	4	d ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援)	・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネッド.	h ・子どもたち本人からの電話相談等への対応	・戦声の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・その他創意工夫のある取組	0 BP	目中3項目以上実施していても、頑張る地方応援プログラムに。		

	(単位:千円)	Xtyが家事業の 支出予定総額 (差引額 A-B) C	OF 0千円	CI	田士0	日十0	600	CR	田士0	田士0	XX 0≠B	DA 0∓⊞	GG 日±0	DG 0∓⊞	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	MG 日子O	OP 日十0	DS 0∓⊞	VQ HH	\d \d \d	8	0千円	EE 0干円		
LN/		寄付金その他の 収入額	SE	용		š	CN	00	Į.	5	, cw	Z50	DC	DF	IO	DL	Od	DR	nd	XQ	EA		G3 0+⊞	※08個の金額は予算者:沙木 ⁾ の交付金族当都分の合計銀た一致しているはずです 必ず確認してください。	
半成21年度	顔を記入してください	交付対象事業の 総事業費	CD	00	i	3	ОМ	CP	30	3	O.	λO	DB	DE	HO	DK	NO	DØ	DT	MQ	ZQ		EC 0∓⊞	※DR欄の金額は予算書(抄本必ず確認してください。	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	アギ行車へび帰路女(めタイノ項目) 実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。	事業名	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		5問事業	ファミリー・サポート・センター専業	支援事業	3.4 重要	庙 中米	事業	家庭支援推進保育事業	次世代育成支援人材養成事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	安心して子どもを生み育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営	子どもたち本人からの電話相談等への対応	推進	家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	思春期保健対策等の推進	2011年十二年	その作制 高工 大りめる取組 (評価1~3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)	合計		
子	● ア井佰 東東施する		乳児家庭3		養育支援訪問事業	番 ファミリー・	子育て短期支援事業	班馬伊奇紀准車拳	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	へき地保育事業	郭家庭支援推		子どもを守	投心して子芸具作民	老者男女の茶がの保護	要保護児()の設置		3 食育の推進	家庭力	思春期(0 1	トの右副 (群角1~)			
製料		交付対象事業の 支出予定総額 (維引額 A - B)		E+0	_		CD 子型の		近日 光 計 日 十 0	C2 0手円				CV (本) (*)		DB 要保護児 ○干円 ○十円			DK 0年刊	DN (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		(野価) (新価) (ردا، ۵ له ۲ ره. درا، ۵ له ۲ ره.	
		海付金をの他の 対け等等等の 取入師 (第5回版 ATHTを開発 (第5回版 A ED)	D E		100	# ■ —					點电	□ C					陆	世の 一							
十成と〇年度 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			D E		100	# ■ —					點电	□ C					陆	世の 一						※の子墓の意味や解析(今本)の父午を原ա節分の命予節と一覧しているはずです。	

8888888 88888888 8888 Š 8888 :32は入力前は「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変わります 平成21年度交付申請額 9 AT棚三名や面になっているか。 10 BM欄、BO欄、BO欄、BO欄のレッヤルかに記入ありの場合(複数記載もあり)は、BI楣、BK棚のどちらか又は両方に記載があるか。 F個に入力ありの場合、G個、K個及びL個にも1件以上の件数が入力されているか。 O個・VIII、主義関に応じたいずれかいつの間のみ入力する。実施しない場合は空間になる。 VIII、WIII X機関に支金的ではできたないでは、作れかいつの間のみ入力する。支部が設置されているい場合は空間になる。 AS欄がでしばかの場合、AR圏に入力があるか 最後に平成21年度事前協議時の状況を配入してください。(必須入力項目) 1 F欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか。H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか 平成21年度の事前協議の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。 平成21年 ※①欄は平成21年度の事前協議時の〈評価1〉~〈評価3〉までの総合計ポイントを記入してください。 平成21年度内示額 B RA標、B Y報信はいずれか1つの棚のみ入力する。 B RAMEMYO (A)でつるXIMAY(O)の対象との器は必ず「O, 00」になっている。 B MICHATO-KAA人っている。C 搭載が1年円以上か。 N限に付くかとが入っていたら、G 構が1年円以上か。 29 k間か4幅にのが入力されていたら、DV間が14 円均止か。 20 m個か4幅にのが入力されていたら、DV間が14 円均止か。 31 6順にのが入力されていたら、EP開が14 円均止か。 32 必須入力間のEC、ED、EE、EF、EG、EF開が全て入力されているか。 22 BF又はBH欄にポイントが入っていたら、DA欄が1千円以上か。 23 BJ又はBL欄にポイントが入っていたら、DD欄が1千円以上か。 24 a楣かb欄にOが入力されていたら、DG楣が1千円以上か。 ※③欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。 o欄かo欄にOが入力されていたら、Du欄が1千円以上か。 26 e欄がf欄にOが入力されていたら、DM欄が1千円以上か。 27 g欄かh欄にOが入力されていたら、DP欄が1千円以上か 28 欄が欄にOが入力されていたら、DS欄が1千円以上か。 ※②欄は内示書に記載されている金額を記入してください。 18 AQ欄にポイントが入っていたら、CO欄が1千円以上か AZ権にポイントが入っていたら、CR植が1千円以上か。 BB横にポイントが入っていたら、CU機が1千円以上か 21 BD欄にポイントが入っていたら、CX欄が1千円以上か。 17 Y欄にポイントが入っていたら、CL欄が1千円以上か。 BV欄、BO欄、BO欄は「1」か空欄のみ BV欄、BW欄はいずれか1つの欄のみ入力する。 平成21年度事前協議時 総合計ポイント ※必須入力 (32は入力前は「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変わります。 平成20年度交付申請額 (単位:円) 6 の網~U欄は、会員数に応じていず才か1つの欄のみ入力する。実施しない場合は空棚になる。 7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの個のみ入力する。支部が設置されていない場合は空棚になる。 8 AU欄が「以外の場合、AI欄に入力があるか 10 BB欄、BD欄、BF欄のしずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)は、AX欄、AZ欄のどちらかに記載があるか。 最後に平成20年度事前協議時の状況等を記入してください。(必須入力項目) チェンク用 1 F網に入力ありの場合はH網が登棚になっているか、H網入力ありの場合は右棚が整棚になっているか。 同間に示人力ありの場合は棚が登棚になっているか、I網形入ありの場合はG網が空棚になっているか。。 平成20年度の事前協議の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。 平成20年度 ※①欄は平成20年度の事前協議時の〈評価1〉~〈評価3〉までの総合計ポイントを記入してください。 平成20年度内示額(単位:円) 11 BBML DBML OF ACTACLES AND ※②欄は平成20年11月〇〇日付内示書に記載されている金額を記入してください。 ※③欄は平成20年度に申請する交付申請額を記入してください。 平成20年度事前協議時 総合計ポイント 9 AK欄≦AI欄になっているか。 ※必須入力

平成21年度	度次世代育成支援対策交付金事業計画書	(小事業)	事業開始年月日 実施方法(直営・委託の別)	新元の場合は ・ カ 田 田 神 一 田 田 神 一 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	-成21年度計画) 訪問者吳人数		大学 本部語・単字 中央学術学芸術 中の中央学術学芸術 中の中の中では、 一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一			(3) 業 政政政府 (3) 業 政政政府 (3) 業 政政 (4) 表 (4) 和 (4)		訪問事務の対象ななど帰るすべての家庭教を計上すること。							
	平成 年	1. 特を争業 (1)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市町村名事業開始	中 段 中	生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度計画)	家庭訪問 対象全 家庭数(a)		1.1.1.1.2 (1.4.2 を) (1.4.5 家庭が開始(b) (b) (c) (4.5 (4.4.2 が開発等 (6.4.0)で) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c		(1) 研修 (2) 7-	※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。	(注1)塚庭訪問が養金家庭教(あ)は、当株年度の出生児教などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭教を計上すること。 (注2)「訪問者美人教」は、本事業の訪問を実施する人教を計上すること。							
			実施方法(直営・委託の別)	委託の場合は委託先		平成21年度(計画)	家庭訪問対象全家歴数(a.')	生後4か月までの各戸時間帯裏による整盛的階級(1) 75、 新生化の発酵の精神を 同時に実施に対し。 (4) ((4.0.7(%)) (4) ((4.0.7(%))	第19 中語 学校共 開議金 つった、 第19、第19、19、19、19、19、19、19、19、19、19、19、19、19、1	JC をそのまかしまっています。 Pax Figure Doc 1 a COX Bill 変態あり ・ 実施なし	訪問者の区分(市町村株員、場託・臨時株員、委嘱、委託(個人))など		広報の方法	実施の有無 実施あり・ 実施なし		広報の方法	4000-400-500-500-500-500-500-500-500-500	CCC - 14-17 - 15-10 VIII	9%となるように計画すること。 の顕について、「 - 」とすること。 いるのかを認識すること。
2 0 年度	年度次世代育成支援対策交付金等業計圖書	类)		画 ・	生後4か 日主での全ての姿度を訪問するための実施計画	平成20年度(計画)	引对象全家压数(a)	訪問事業 による家庭訪問数(d) 3-5-4 報告の助政報等を 3-5-4 報告の助政報等を 同時に実施(再約)(e) (件) (件) (e/a)(f)	単 日本福 参供計 開業 美の5 大 勝	TOCK SENSON TO THE SENSON TO SENSON THE SENS	訪問者の区分(市町		ケース対応会議	開催あり・開催なし	回予定				
平成2		(こんにちは赤ちゃん事美	事業開始年月日	平成 年 月 日	年後4か日主での会ての	平成	家庭訪問) 生後4か月までの全戸的階級に名談 (c) (c) ((d・a)(s) (付) (d・a)(s) (付)	一	エイン・ ノンのを置いたがを設置 ・ いずれも設置なし	で経験者など)			開催の有無	回	後継が	1	776	面 網は、最終年度(中成21年度)の力, どから、全計節等素の対象となり得る そから、全計節等素の対象となり得る なり前すでの変化を計画を表面するが のの指音等により前面できなかった場合 のの指音等により前面できなかった場合
	別表3 平成	・特定事業 (1)生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市町村名			平成19年度(実績)	家匯訪問対象全家匯数(a)	生後4か月までの全戸が開業による変量が開催がし フラット 様立的 (日本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (の、半部型のケーロン。ゲー地勢 単土 A や親口 幹事誌 な 泰 自動 労 施	X PARACLE IN NOTW NORM X Alexandra TO	訪問実施者(例・保健師、子育で経験者など)		[班書派分] (暇 請) 參 苗			研修 (講習) 内容	and the state of t	College Central or Brillia	、全部表現でいる全での実施を制御するための実施計画制は、最終年度で再なり年度10カバー率(98業度に対する制御条側)が100%となるように計画すること。 2. 「実施制制が発金を連載を開け、当該年度の出生物質などから、全予制制等、第2の第2とが得するためで変態を計上すること。 3. 単元の変態を対象を確認を開け、当該年度の出生物質などから、全予制制制でするための実施計画 側の中間 198年度のサベアの側について、「一上すること。 4. 実施計画の第2の称えが開ま、というで実施の関係の関係の関係をは、198年を変わる変能がある。。 5. 「別市できなかつた場合の対応。側は、家庭の総合や関節の信息等により助雨できなかった場合に、その後、そのような対応を行うこととしているのかを認定すること。

		訪問延件数	車	(件) (件) (件) (件)	以下の(1)(2)について該当する太枠内に〇を記入	(1)中核機関		(人) 次十分機能主命人からは長く、正文を中代(十)の	ムーンないます。 かんしょう ない・い ほうてんじょう かんしょう はんしょう ままの対象とならない。
平成21年度	-	,	福	(か所) (か所) 0		分娩に関わった産料医 療機関の助産師等が	行う訪問支援 全科医療機関の Ban 立に在立		0
		訪問実家庭数	————————————————————————————————————	(か所)	訪問支援者実人数	専門的相談支援 端	理学療法士、	の理像法工等	
	(2)養育支援訪問事業	市町村名	育児・家事 委託の場合は委託先] 揺助	((((か所)		育児・家事 専門を	. 保育士等	Ξ 🤉	クースの関連の 1977 1977 1978 1978 1978 1978 1978 1978
	(2)	訪問実家庭数	児支援に関 分娩に関わった 名技術的援 摩科医療機関の 合計 (委責 財政 財産部等が行う 合計 日本的 財助 日本的 日	(か所) H(=E	0			ロ計 産科医療機関の助産 師等	$ \begin{array}{c c} 0 & R(=M+N+0+P+0) \\ (\lambda) & (\lambda) \end{array} $
320年度			中核機関名 育児・家事 育児 等の援助 する	D E (力·所)		訪問支援者実人数	育児支援に関する技術的援助	保育士等 保健師、助産 理学療法士、 師、看護師等 心理療法士等	(X) (X) (X)
平成	引事業	土管課	中本田子保健 その他	S M				られて、子 育て08等	T
	(2) 育児支援家庭訪問	市町村名	児童福祉	(委託の場合は委託先) A	()	訪問延件数	育児支援 に関する	事等の接 技術的接 Moonsemal 助 財 本援	1 J K (件) (件)



平成21年度		歴史集監 連載を合うた 清報業監 中記が勢の御数 清報条件 清報を配金置数 (学権権登に地力へ) 清報条件 清報を作者を表する。	D B B B b b b b b b b b b b b b b b b b	(時間) 後	「	金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	B			※(春巻)李梁の鶴鷹・南東の鶴鷹・南東郡の四分と郭伽の巻えが 南東東京東京衛神寺(神木少)・・・1 李四の国宗李四の登録、成第二宗章二亦首四	1995年 19	
	(5)延長保育促進事業	設置主体 実施場所 年間 事業月数	A B C			4 私	操	中村	<合計數>	実施か所数	1	
平成20年度		(5) 随身保市设施等業	第100分 年間 開所時間 延長を含めた開所時間 延長時間	(時間数) (時間数)	温	は (11500円) (第1200円) (後 1250円) 人 人 (1200円) (12	(11年間) (4 時間) (4 中間) ((11時間) (時間	本 本 本 世 本 世 本 日 本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	1	

							,			
		織)②ウベイ)のa~dのうち該当する	
:度		職員数 その他 (A+B) B C	≺ •	0	0	0		0 0	東及び評価基準について」2の(1	
平成21年度		平成 保育士	ч					0 0	(支援対策交付金の交付対象等)	
<u></u>		1日あたり 平均入所児童教 平成 平成 19年度 20年度	≺ ≺					0	C. p-児童家庭局長通知「次世代育成	記号を記入すること。
		設置場所	~						安比大団体寺の名称を記入する。第1128003号厚生労働省雇用均等	
	 その他の事業 (1)へき地保育 	年間 事業月餐	奏託先]	委託先	委託先]	委託先]	委託先	() 沙斯 0 (記入上の注意>	1.18年次三層点、UOTATAOO展11月28日第12年3年3月2日本学の8年を記入すること。 2. 「智能場所1層は、早成の年11月28日展別表演1720000号序生分音を雇用均等・元度系数を指数が大きな指数が実文件金の文件が参拝業別は拝備場画について12の(1)が火(10m~4の5号接当する	1
	2. 4 (保育所名 〔要託先〕	-	2	e e	4	_	事件 (記入	1. 1条此为	記号を記入すること。
		編巻								
		職員数 その他 計	O ~							
		保育士	* ~							
20年度		1日あたり 平均入所児童数 平成 平成 19年度 20年度	×							
平成2		設置 場所 平成 18年度								
		年間 事業月数 定員	Н							
	保育		4354	жисле]	委託先	委託先	4年48		委託先	
	2. その他の事業 (1)へき地保育	在 元			2	es	4	L	_	

		Γ						<u> </u>			1
			铺寿								
			年 事業月数		Ħ						0
平成21年度			加配 保育士教		~						0
平成2			対象児童 入所率		%						
	米田安田米	進保育事業	保育所名【委託又は補助先】		委託·補助[委託·補助[泰 注: 二	委託·辅助[秦託·補助 []	
	(0) 电标士证券	(2)家庭文援雅進保育事業	設置主体[公文は私]		- 公· 表	2 公·私	3 公·私	4 公 格	5 公·私	6 公·私	会
		編札								د د	
	_	· 華	%							育士教を記載すること 記載すること。	
	_	対象児童	<u> </u>						か所	ること。 の他に加配する保育 点以下第 1位まで計	
年度		加配位专士教	∯ 1 1 <u>1</u>						4	5台は「私」と記入す、5番に規定する保育士ので除した数字を小数/	
平成20年		4年間 第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *						民	- 関度当代は、電視、国際の関係国体がの単行の場合は「大統領技術と対象が経行し、またがイタによっては、子の大学の上が終了する。 「加展技術士機」 横江、本学家の要件でもかる根布維帯及びその他の補助のの形職基件、指統十名保持上の他に加度十名秩序士教を記載すること。 「対象児儀人野珠」 横江、当族保防所名に本手業の対象記載数々入所記儀教の診数で除した数字や小数点以下第1位まで記載すること。	
AT	<u> </u>]			-		が所	村の場合は「公」、 る最低基準及びその 本事業の対象児童数	
	育事業	保育所名子工工工工工	後記入は備別だ						عْل	B股の設置王体が市町、、本事業の要件であ 1は、当該保育所毎に 1は、当該保育所毎に	
	(2)家庭支援推進保育事業			委託・補助〔	委託・補助〔	委託・補助〔	委託・補助〔	委託・補助〔	公 所ごとに記載のこ	置王体 欄は、腕 配保育士数 欄は 象児童入所率 欄	
	(2)家庭3	設置主体		-1	23	m	4	Ω	合計(注) 1.保育	22.8.4.2.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3	

			配置先				配置先					
	都道府県名: 市町村名:		養成人数				養成人数					
平成21年度	報 代		研修時間数(時間)				研修時間数(時間)					
	人材養成事業		実施時期		:		実施時期	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	:			
	(3)次世代育成支援人材養成事業	①コーディネーター養成研修	実施の有無 ※実施する場合〇をつける				実施の有無 ※実施する場合〇をつける					
平成20年度	(3)地域における仕事と生活の調和推進事業 動道府県名: 市部村名:		連携している主体名(全て記載)		by do					[シンポジウム等の開催による情報発信等]	[日間物の配布による情報発信等]	
	(3)地域における仕	①連携の場の設置・協働	連携の場の設置有無	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	事項		③情報収集・発信等 事項	ア 情報収集体制の整備	イ 収集情報の内容		ウ 情報発信・PR	

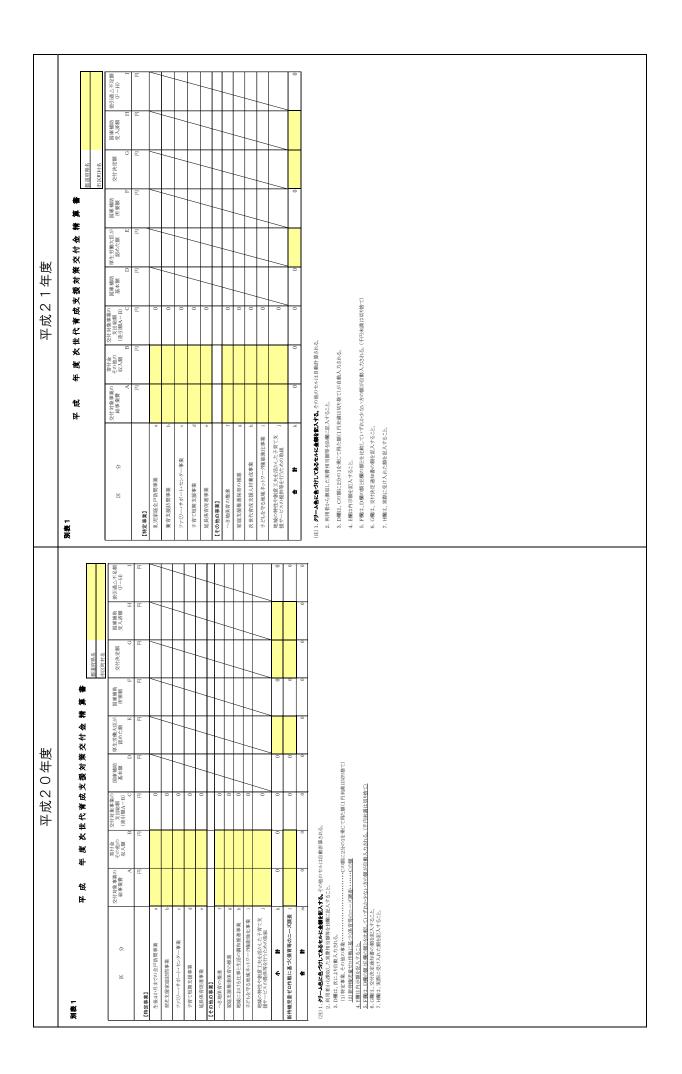
															1						
	市町村名:		± 4a	0	C 研修の名称、実施機関					D 松											
		البرز	左配以外			(名称)	(実施機関)	(名称) (実施機関)		取組											
平成21年度		·平成22年3月31日予定	児童福祉司の任用 資格を有する者		B 研修人数(人)																
4 次					A実施の有無					A 実施の有無					ないこと。						
	E強化事業		ф #	0		戦争の	ていない場合)	修 でいる場合)			m				ていなければ対象になら	₹であること。					
	或ネットワーク機能	葛の職員配置状況	人 本以記述 人			徳の ための 日本 (報路)	(配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	更 I に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	の実施が要件)		地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	る取組	t、A欄にOをつけること。 機関に職員を配置(①) し ま業(念) の配がまま	木帯楽 ((2)) の実施が要件					
	(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策調整機 ・平成21年4月1日現名	児童福祉司の任用 左記以外 資格を有する者 人		· 据本事業				③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)					地域住民への周知を図る取組	(注1)取組を実施する場合には、A欄にOをOけること。 (注2)基本等業(Aは、調整機関に関身を対して「M)とていなければ対象にならないこと。 (さ)とはよる事業(A)となって、基本書書(A)となっていなければ対象にならないこと。	3)付加的事業(3)(4、基					
	(4)	⊕I	幸	<	0			۵					7	1	JUU						
			4¤ 	<			関、研修内容														
			記以外				尾拖機関、														
		:: :::::::::::::::::::::::::::::::::::	<u>L</u> 司の任用 左記以外 有する者 A			1	研修の名称、実施機関、引					取組内容									
中区	- 平田 井		福祉司の任用 §を有する者	任職員	任職員	-	研修の名称、実施機					BB 在									
龙20年度	并所 <i>社及</i> .		・ 中級21年3月3日十万 児童福祉司の任用 資格を有する者	車任職員	- ※ 工器 画	-	D 研修人数(人) 研修の名称、実施機					取 報 母									
平成20年度			福祉司の任用 §を有する者	排任職員	車等中華中華	-	研修の名称、実施機					BB 在					\$5015£,				
平成20年度		金属 口で回り掛ける事品	本版2 14-50	特任課題	※ 在 報 四	-	D 研修人数(人) 研修の名称、実施機	(書館金)の砂葉を増しているい場合)	A III A A	2000年後 を遊れしている場合)		取 報 母	國金原報		名らが発		かけること していませんは従来にならないこと。 していませんは従来にならないこと。				
平成20年度	(4)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		本版2 14-50	(A)	車部車車	-	D 研修人数(人) 研修の名称、実施機	(会議の)(美国教育の)(会員教育の)の会議(議員会)の会議(議員会)の会議(議員会)の会議(議員会)の会議(議員会)の会議(議員会)(表記者)(表記者)(表記者)(表記者)(表記者)(表記者)(表記者)	がユンツド テルコ・ボー サーキャ田田本	以ことに異常者へり歩い上にで同上のセクションの場象 (配置機能力が同能指述目の任用技術を指述している場合)	② 付加的專案(基本專案の実施が要件)	取 報 母	地域ネットワーク構成員のフストアップを図る設備		地域ネットフーラと訪問事業との。連携を図る収斂	地域 牛民人の原始を図る歌曲	(第2人上の間意点) 1 : 取品を実施する場合には、A側にOをつけること。 2 : 20の本作的事業、は、毎に回路を配置していければ対象にならないこと。 3 : 20つけ加的事業、まし、の基本的事業を表析が要件であること。				

.4	ももの	3. その他の事業 (地域の特性や創意工夫を活かした子育で支援サービスの提供等を行うための取組)	3. その他の事	その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子青て支援サービスの提供等を行うための取組)
. (1)	己載上の	記職上の光徳点)	(記載上の注意点)	·謝点)
、無	(1)~(1) を実施す	(1)~(2)について、実施する取組についてA欄にOをつけて《ださい。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)~(7)の取組を実施する場合はB欄にもOをつけて《ださい。	※ (1)~(7) 取組を実施す	※(1)~(7)について、実施する取組についてA欄にOをつけてイビセヒい。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)~(7)の 取組を実施する場合はB欄にもOをつけてイビセヒい。
*	A欄 B欄		※ 事制協議・	※ 事前協議書の提出時に添付していただぐ市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にマーカーを引き、さらに(1)~(1)のどの取組に該当するのか 公本スト3 米島+オキュナア部割 アパメン
	\dashv	(1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	# X69.27	o survey of the
	H	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	A標 B標	
<u> </u>		(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営		(1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
<u> </u>	H	(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応		(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
		(5)食育の推進		(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	_	(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進		(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応
	Н	(7) 思春期保健対策等の推進		(5)食膏の推進
				(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
Ճ	上,	以下は、上記(1)∼(1)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載して行さい。		(7)思春期保健対策等の推進
*	交付申請	※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。		
*	欄が不)	※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。	以下は、上記	以下は、上記(1)~(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。
	€] ⊕	[專業名]	※交付申請を	※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。
	© [#	[事業名]	※棚が不足し	※標が不足している場合には、行を追加して記入してください。
			① [事業名]	名]
			② [事業名]	名]

平成21年度	削除		
平成20年度	4. その他の事業(新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査)	具体的な内容	(記載上の注意点) ・具体的な取組内容欄には、調査目的・効果、調査事項、調査の手段、調査件数、回収見込み数等できるだけ詳細に記入すること。

			1
		@ *C	مِّ با
	±i⊓		として記奏する
	()	東海西日今 で 緩 佐 田田 田	区分を明らかい
	さ付・金 記 <u>都道府県名</u> 市区町村名	CAS	の影響を出
	计策区	が2000 200	動物 太田 题、 " · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
:)	左接 文	# 	東田子本族 東田子本族 東田子本族 東田子本族 東田子本族 東田子本族 東田子本族 東西 東田子本族 東田子本
平成21年度	掌 成3	は を を を を を を を を を を を を を	- 一
平成	次世代青成支援対策交付金調書 ^{鑑飾展名} ^{正匠的名}	が ・	出にあって は、
		## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	等の区分を、
	年度	次 c 状 所 蓋 E	海域・
	42		(13, 此初于解释) 医动物 医动物 医二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基
	2 平2 万丈	型	1, 職人にあっ. 等をなるへき.
	別紙様式第2	超级	(22) 「作事題別」は、個人にかっては、当初予算額、抽圧予算額を可反分を、優出にかっては、当初予算額、適圧予算額、予信数次出額、近用者效益等の反分を到らかにして記載すること。22. 「備考」は、参考となるへき事項を適宜記載すること。
			[° -i -i
		@ %	الم الم
	桖	から国際報	ら で で が な な が
	(寸 金 書間 =	A 田	の区分を明らか
	次 (十 金)	の日 の から の から の か 日 の れ か 日 の れ か 日	参屬授權田 元 ·
	年度 次世代育成支援対策交付金調書 ^{鐵磷縣}	株 株	1. 小香 數 沙 大正 數
年度	大	~ = ±	· 加州
平成20年度	拉	75	には、監視等権
平月	さ世代	が	で、受出日間 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	更	英 正	(を) 日本の (日本の) (日本
	#	文 c な 祭 裏 E	 (件) (注) (注)
	平成	E = +	: 編 だい (で) で (
		立 本 味 五	(は、 (は、 (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は
	別紙様式第2	報	(音) 1. (子等) 1

平成20年度	平成21年度
別紙様式第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	別紙様式第 3 ※ ※ を
成 年 月	成 年 月
厚生労働大臣殿	厚生労働大臣殿
市 村 市	市时村長
特別区区長	特別区区長
平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について	平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について
標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。	標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。
 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書(別表1) 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調書(別表2) 平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書(別表3) 	 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書(別表1) 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調書(別表2) 平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書(別表3)
添付書類 (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書、抄本 (当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。) (2) その他参考となる資料	添付書類 (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書、抄本 (当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。) (2) その他参考となる資料

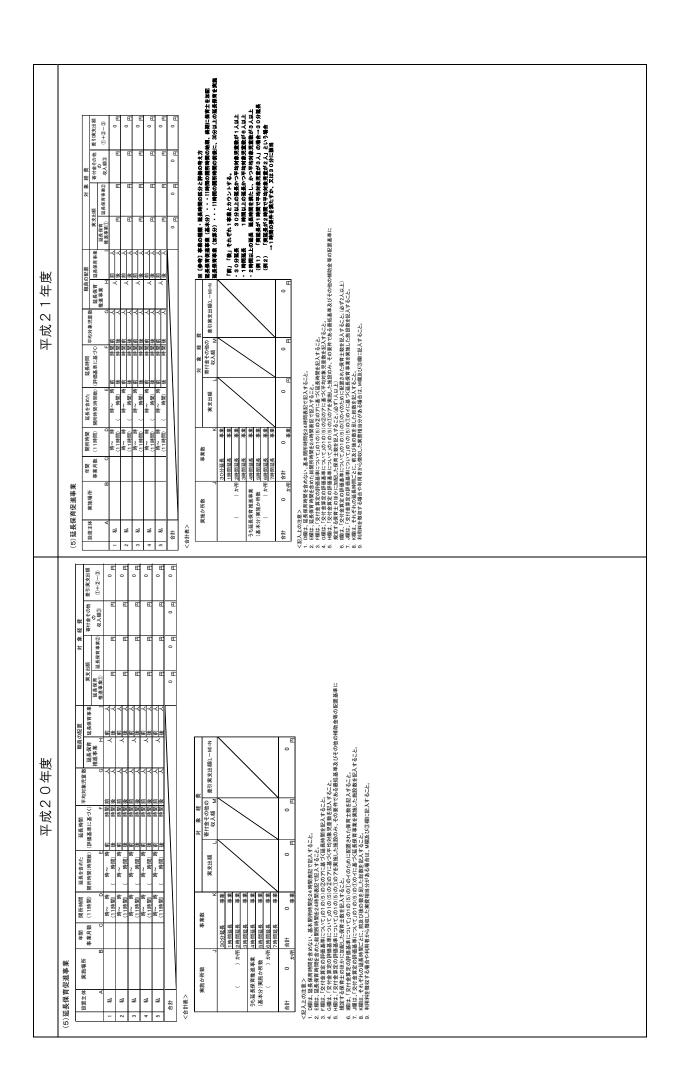


21年度		実施方法(直営・委託の別)	1	에 메 메	訪問者実人数		株理師、 株理師、 東京士 東京社会 子育て経験者 その他 合計 本籍語 民生(東京) 表		(A) (A) (A) (A) (A)	0 10		(3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも寒施	機能有り	実施無し		## ### ###	E	0	得るすべての家庭教を計上すること。				
平成2	1. 特定事象 (1)乳児家庭全戸訪問事業(こん/にちは赤ちゃん事業)	市町村名	4 4 E	日 H H X4+	生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度実績)	家庭訪問対象全家庭数(a)		乳児家陸全戸訪問等業による家庭訪問数(b) 「55、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)	(A) (A)(S)(S) (A) (A)	i0/AIG#	以下の(1)~(3)について、該当する太枠内に〇を記入	(1) 研修		※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。 関催無し	報 器 豢 友	寄付金その他の収入額			(注1)「寮産品制対象全寮庭教(a)は、当該年度の出生事数などか、全戸訪問事業の対象とむり得るすべての家庭教を計上すること、 (注2)「訪問者表人教」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。				
0 年度		実施方法(直営・委託の別)	直省 ・ 委 托	るための実施計画	度(実績) 平成21 年度(計画) 全家庭数(a') 家庭訪問対象全家庭数(a'')		生後4か月までの全戸訪問事業による薬師節回数(4) 生後4か月までの全戸訪問毒業による薬師節回数(f) 生後4か月までの全戸訪問毒業による薬師節回数(f) 生後4か月までの全戸訪問事業をとうち、暫生別師問指導等と つち、暫生別師問指導等と 同様(表別(4))(4))(%) (件) (ℓ/a")(%)	10/AICH 10/AICH 10/AICH	育児支援家庭訪問事業のうち、青児・家事の援助と肯児支援に関する技術的援助をいずれも実施	実施あり ・ 実施なし	訪問者の区分(市町村職員、嘱託・臨時職員、委嘱、委託(個人))など		広報の方法	開催おし 実施の有無 実施の力・実施なし	ローロートの表示		平成20年度の実施状況(評価)及び次年度以降の訪問実施計画について			集		(3) 乗業国に対する時間実現が10の4となるように計画すること。 の家庭を終わますること。 実践計画 編の中書の学者の第位の学者を記すること。 の際、どのようなおの中音のを記すること。 6計画と社校して家庭財間の実施教(訪問率)が目標を選成したが、改善点は何かなどの評価を行うこと。
平成2 C	1. 特定事業 (1)生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市町村名	平成 年 月 日	生後4か月までの全ての家庭を訪問す	平成19年度(実績) 平成20年度(実績 家庭訪問対象全家庭数(a) 家庭訪問対象全家庭診		生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(b) 生後4か月までの全戸訪問 うち、鮮生児訪問指導等と 同時に実施(環境)(c)	(%)	10/AIG# 10/AIG# 10/AIG#	要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置状況	地域協議会を設置・・ 虐待防止ネットワークを設置・・ いずれも設置なし	訪問実施者(例:保健師、子育で経験者など)		【 必须等項】 班 修 (講 智)		- 1		訪問できなかった場合の対応		製 樂 兼 衣	寄付金その他の収入額	O E	く記録要徴か 1. 権格が再ずの全ての要価的問うなための実施計画「開体、最終年度(平成21年度)のかパー年が身業間に対する計削業制が10のになるように計画すること。 2. 「解肛的耐象を整理数・開本、当時度度の出す数化などから、全計制等素の対象となり得るすべての整理数を指す「第一のでは、10 年間の 1. 「東京の時間のなどのに関大、電配の部分を計画の形容等につるての際値表的即するための機能計画のの平均で行うに、10 年間のでは、電子のでは、電子のでは、10 年間のでは、10 年間では、10 年間のでは、10 年間のでは、10 年間のでは、10 年間のでは、10 年間では、10 年間のでは、10 年間のでは、10 年間では、10

		_			_							
		件数	4	(#) (#)	当する太枠内に〇を記入	指定有り	実施有り	<u>1台、及び、研修を実施しない</u> こらない。				が開支援を実施した彼の評価により、一般子育で支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再じ本事。 ること。 高で、 では、他の大学者を行うための中核となる機関のことをいう。 一種の表学者を行うための中核となる機関のことをいう。
		訪問延件数	專門的 相談支援 E	₩)	以下の(1)(2)について該当する太枠内に〇を記入	(1)中核機関	(2)研修	※中核機関を定めない場合、及 場合は本事業の対象とならない				A-OCI-20、VCは、前回の対象と判断された家庭数を記入すること。 実に基本の制度は関の対象となっというというできった。 シードニンリンでは、お問支援を指数を計しまると。 この・ドニンリンでは、お問支援を指数を計しまると。 この・ドニンリンでは、分析に関西契を指数を指する人数を実施を指数を指すにおすること。 ドバニンリンでは、分析に関わったを実施の機構が、保護的、制度等、実施の 所にコンリンには、分析に関わったを実施の機構が、保護的、制度等、実施 計画有差徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、M間へ計上すること。 利用料差徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、M間へ計上すること。
年度	-		———— 前 批	(か所)		卓		3		析		画におり、一般-
2 1			合 S S	0	-	分娩に関わった産料圏 機機圏の助産部等が 行う訪問支援	産なる影響図の 野産管等 大	3		響		楽施した後の野
平成		家庭数	分娩に関わった 産科医療機関の 助産師等が行う 訪問支援 C	(九所)		分類に関 機構図の 行つ	女 H、	ŶS		差引実支出額	0	642. 助問支援を 512. 14. す6.1 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14
		訪問実家庭数	専門的 相談支援 B	(か所)	訪問支援者実人数	女援 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		·(X)			Œ	数数を加入する。 第1、インカントすう。 第1、インカントすう。 第2、大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大
	業		育児·家事 援助 ⁴	(か所)	訪問3	事門的相談支援	等 保健師、助歴 師、看護師等 二 二		対象経費	寄付金その他の収入額		A-Oについては、前間の対象と判断された家庭数を配入する。なお、 業に基づら前の変更の対象となりがある。 しゃについては、計断で表現の正常を表する。人体を指数。年十十年上す この・ベについては、対断で表現を確する。人体を実施数年中で目に立て (KCO)にては、分析に関わった業別を機関の診断等、信仰器 (KCO)には、分析に関わった業別を機関の診断等、信仰器 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した業費相当分がある場合 利用料を模Uでする場合や利用者から徴収した業費相当分がある場合
	(2)養育支援訪問事業	市町村名	委託の場合は委託先)	-	latti.	- 、十 保育士等 B等 保育士等	, (Y)		実支出額	ıΕ	でのこういては、前間に着くが前面は海上ののでは、一直に着くが前面は海上ののできた。 イド・コンドイは、歩節・ボーン・ドイ・グラー・ドーン・ドイ・グラー・ドーン・ドイ・グラー・ドーグ・グラー・ドーグ・グラー・ドーグ・グラー・ドーグ・グラー・バー・グラー・グラー・グラー・グラー・グラー・グラー・グラー・グラー・グラー・グラ
	(2)養	#=	、委託の)		育児・家事 援助	ナ、ーハルへ 育てOB等			₩K		世
			 	H(=E+F+G) (か所) 0		40	i I	R(=IM+N+0+P+Q) (A) 0				
		訪問実家庭数	金様に関連を対象の関連を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	6 (か所)		分娩に関わった産科医 療機関の助産師等が行 う訪問支援	産科医療機関の助産 師等	<u> </u>				
		訪問実	いり援い関	f (办所)	人数			- 3				ੂੰ ਹ ਸ਼ੁਸ਼
			育児・家事等の援助	E (か所)	訪問支援者実人数		、助産理学療法士等	- 3		Nin	<u> </u>	(大 な な い な な な な な な な な な な な な な な な な
320年度			中核機関名	Q		育児支援に関す	保育士等 保健師、師等	≥ ()		備	5_	「記載要領)
平成2			ı		_		叶	≥ 3	-	差引実支出額	(S-1) E 0	交付申請酬)の 所職となる他 る場合は、本華
		m¥.	, Å	υ —	_	育児・家事等 の援助	ヘルパー、 育て08等		_		_E	海家信的指導業 原出当なる事態 実験 曲当なかめ 変換 曲当のかめ
	育児支援家庭訪問事業	主管課	児童福祉 母子保健	Β	1	分娩に関わった産科医療機関の助産師等		K L(=I+J+K) (件) (件)	# XX ##	が歌記 寄付金その他の収入額		3 (1(2) 南男子 関東の中央 (1) (2) 南男子 (1) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5
	ち援家庭				計問延件数			(#)			nE.	- 7 (本) 2 (***********************************
	(2) 育児支	市町村名	(委託の場合は委託先)		9,0	育児・家 高児支援 事等の接 に関する		(#)		実支出額		(記載 機・(記) (記) (記

			中二	3						開催	幾関の選定)					#	#	世	#	世			(I) (I)-(I)	E		qů
		(本年度末)	両方会員	3				ル事業		① 病児・病後児の預かり等に必要な知識を付与する講習会の開催	② 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定)								章の間の送迎				(② 差引実支出額③ (①-②)	Œ		① ②両事業を実施する場合は、(の1は、①について、(即)~(D1は①、②の合計数を記載すること。 ②の事業を実施する事務所等は、(B)支部数には含まない。 ※2 機額の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。 ※2 機線会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。
		会員数(E)	依賴会員	3				②病児・緊急対応強化モデル事業	センター業務	要な知識を付与	(医療アドバイ+	ىد			活動実績			預かりなど)	上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	¥.		对象経費	寄付金その他の収入額②			習働するなどの
			- 提供会員	3)病児・緊急対	カン)預かり等に必	携体制の整備	調整体制の強	時間)	員の受け入れ	出	ት ሳ		引等の緊急時の	. 病児・病後児(合計活動件数				Œ		こと。
₩₩		職員配置(0)	- 4-11-11-11	3				3		病児・病後児の	医療機関との運	③ 依頼の受付・調整体制の強化	【依頼受付時間(④ 近隣市町村会員の受け入れ		① 病児・病後児の預かり	宿泊を伴う預かり	③ その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)	に伴う保育施設、				実支出額①			交を記載するこ 際に安全な預
21年度			71° 11° 14° -	3						①	(S)	(e)	(A	4		件 ① 病児	件 ② 宿沪	# 3 2 0	件 4 上記	#	华	井	#	<u> </u> [世	① この合計4① この合計4が開整を行う・が開整を行う・
中、法	 	1000	センター開設時間(5)	盟報		··· }						青習会の開催														(D) ~ (D) はない。 ない。 ない。 アドバイザー アドバイザー
	センター	<u> </u>		所)						务		笺を付与す 증謀				もの預かり				どもの預かり						、 ①について 語数には含ま だりの時間数 があり、かつ
	<u> </u>	+	文 部 数 (b)	(办所)	-			①基本事業	センター業務	の会員組織業科		助に必要な知識			活動実績	終了後の子ど		どもの預かり	Ų	行事の際の子	預かり		5件数		× (>	場合は、(()は 所等は、(()は 身の間で合き。 自の間で合き。
	ニリー・サポー	運営方法(A)	委託 · 補助		委託 · 補助		7 \$ 5.		,	会員の募集、登録その他の会員組織業務	動の調整等	て相互援助活				開始時や保育	景点	ブ終了後の子	う子どもの預か	子どもの学校	際の子どもの		合計活動件数		(兄弟姉妹を除	集を集飾する 実施する (0)受け・智 会員と依頼 会員と依頼
	3) 77 ≅	運営7	直営・委	(委託・補助先)	画階・数	(委託・補助先)	該当箇所に〇を記入する。			① 会員の募集	② 相互援助活動の調整等	③ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催				保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	保育施設までの送迎	③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	学校の放課後の子どもの預かり	冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	買い物等外出の際の子どもの預かり	その他			複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)	
	3		Θ	<u>&</u>	<u>©</u>	(秦)		1 ×		□ ≺		#	<u> </u>	額	@	⊕ ⊕	0	₩ Θ	4	(G)	9	6			複数	(#) 上、9、9、4
						事業実施状況詳細		* G		76				差引 実支出額	(D - (B)=(B)											
						型				- 8				코	(2)	E										
						華	講習会の開催	回級受講者数	交流会の開催	回数金舗を数の	複数預かりの実施			寄付金その他	の収入額②	H										
						(家当の権 井巻) (に、)を記入 するにと)	・講習会の開催			回数 心器和数			【対象経費】	実支出額 寄付金その他	① の収入額 ②	E										
					チェック欄	(家当の変 に、〇を配入 すること)	・講習会の開催			回数 心器和数			【対象経費】	実支出額	の収入額	臣				次顧会員	~	両方会員 ↑				
年度					チェック欄	(家当の変 に、〇を配入 すること)	会員組織業務 ・講習会の開催	10多字の開館 必解者数		回数 心器和数		·老條<)	【対象経費】	実支出額	本年度 ① の収入額	E			うち提供会員	うち依頼会員	~	うち両方会員				
0	የ.አተፍኒ.				チェック欄	(家当の変 に、〇を配入 すること)	5の会員組織業務	こ必要な知識を付与する講習会の開催 受講者数		回数 心器和数		の実施(兄弟姉妹を除く)	【対象経費】	センター会員数(3月末) 実支出額	前年度 本年度 ① の収入額	E	ta (1		うち提供会員うち提供会員	うち依頼会員 うち依頼会員	≺	うち両方会員		华		
平成20年度	なかた状況を配入すること)	I			チェック機	ファンリー・サポート・センター等 業実施状況 (7.0を配入 7.0を配入 4.4のと	①会員の募集、登録その他の会員組織業務 ・講習会の開催	こ必要な知識を付与する講習会の開催 受講者数		- 2		⑥複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)	【対象経費】	センター会員数(3月末) 実支出額	G動件級 前年度 本年度 ① の収入額	E	ta ta		うち提供会員うち提供会員	うち依頼会員 うち依頼会員	≺	うち両方会員 うち両方会員		0 件		
0	事業 (支部を含めた北況を記入すること)				一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ダー ファミリー・サポート・センター等業実施状況 (家当の職 配職人数 に、○を問入 すがし、 キャンター等業実施状況 に、○を問入 すること	5の会員組織業務	こ必要な知識を付与する講習会の開催 受講者数	④要員の交配を係め、再業交換の場を提供するにあり交配表の用 施	回数 心器和数		⑥複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)	【対象経費】	センター会員数(3月末) 実支出額	G動件級 前年度 本年度 ① の収入額	年 -	ta ta		件 うち提供会員 うち提供会員	うち依頼会員 うち依頼会員	≺	うち両方会員 うち両方会員	(#)	数 0 件		
0	・センター事業(支部を含めた北況を記入すること)		- 第七年 - 本部日 /第七年 / 八十十年日 4.	・ 条門・ 無助 (条計もしては無助力に)・ 近野	藤々々王子 一心・七十 一心・七十	/ アンユサー ダー ファミリー・サポート・センケー等業実施状況 (家当の筆)	5の会員組織業務	こ必要な知識を付与する講習会の開催 受講者数	人施	回数 心器和数		⑥複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)	【対象経費】	センター会員数(3月末) 実支出額	G動件級 前年度 本年度 ① の収入額	年 -	ta ta	4	の際の子どもの預かり 件 がも提供会員 うち提供会員	- 2.7 0 件 うち依頼会員 うち依頼会員	≺	うち両方会員 うち両方会員	(#)	動 件 数		
0	(3)ファミリー・サポート・センター事業(支部を含めた批准を配入すること)事業内容]	(1)名称(本部)	- 一部部・大・大田田・大・田田・大・田田・大・田田・大・田田・大・田田・大・大田田・大・大田田・大・大田田・大・田田・大・田田・大・田田・田田	R H ・ 年 J (公古 C C c c を J C C c c c c c c c c c c c c c c c c c	My Carty 100 to	ダー ファミリー・サポート・センター等業実施状況 (家当の職 配職人数 に、○を問入 すがし、 キャンター等業実施状況 に、○を問入 すること	5の会員組織業務	こ必要な知識を付与する講習会の開催 受講者数	人施	回数 心器和数		⑤複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)	【対象経費】	センター会員数(3月末) 実支出額	前年度 本年度 ① の収入額	E	ta ta		の際の子どもの預かり 件 がも提供会員 うち提供会員	うち依頼会員 うち依頼会員	≺	うち両方会員 うち両方会員	(世)	件数		

平成21年度	(4) 子育で短期支援事業	① 取扱入所生活協助 (ショートステイ) 事業 所在地 G 分 減入員 延日数 変交出額 寄付全をの 2010年3日 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(注1) 「	新田	
平成20年度	(4) 子育で支援短線利用事業費 ① 短線入所生活組即 (ショートンティ) 事業	施設名	小 計算・	新版語 新版名 <u>要的</u> に法人名 所在地 区 分 業人員 福田館 (こちらが) 変史は顕 報件会をの <u>要的業女は顕</u>	(23.4) 里段·保育士等に受託して事業を実作る場合は個子重股。保育士等」と記入し、施設名・所在地側の記入は不要である。 (23.4) 里段·保育士等に受託して事業を実施する場合は、「施設種別」側「丁里段・保育士等」と記入し、施設名・所在地側の記入は不要である。



・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
3H 485	
#P ##P	
#	
巻引業文出籍 (D -E) F 日 日 日 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
日報 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日	
対象経費 寄付金子の他の 収入部 日 日 日	
な を	
類	
数	
(大)	
本	
1	
1日かた9	
2. その他の手張 (1) へき地保育 (1) へき地保育 (第75)	
た	
・ は を は を は ない は ない	
(((金託光) 大の他の事業 ((金託光) (金託光) (金託光) (金託光) (金託光) (金託光) (金託光) ((金託光)) (() か所 () か所 () (公記入上の注意) ((記号を記入生の注意) ((に目かたり平均入所代置数 () (に目かたり平均入所代置数) () (に目かたり平均入所代置数) () (に目かたり平均入所代置数) () (に目かたり平均入所代置数) () () () () () () () () ()	
(文) へきが ((文) へきが ((文) へきが ((文) 人) ((文) (文) ((文) (文) ((文) (文) ((文) (
- 0 0 4 D 4	
柳響	
機 日本 (3-0)	
関 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
な参展階 動作的での他の 「好人間 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
「	
版: 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
平成20年度 職員数 職員数 で	
大	
平均/形成型数 中級 中級 16秒だり 中級 16秒だり 中級 164 年級 20年級 20年級 20年級 20年級 20年級 20年級 20年級 2	
冷調 大	
□ 日	
2. その他の事業 (1)へき地保育 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
(1) へき地保育 (1) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
2. その代 (1) へきけ (1) へきけ (1) へきけ (1) (
- 2 0 4 5 4	

Į	,									ıĸ	1 4
		+	症 化								すること。 (8年) (後ず1人以上
			差引実支出額 (A-B) C	E O	0	0	0	0	0	0	等の名称を記入 をこよ。(必ず40% を記載すること。
			寄付金その他の 坂入籍 B	EC.						0	5元 委託先回位 11位まで記載す 配した保育士教 の
		衣	⋖	Œ						0	() () () () () () () () () ()
年度			数実支出額	EC.						0	1 - 1 OO 法人 1 - 規定する保 1 - 規定する保
			数 事業月数	≺						0	うらかこのたって で重要の総数・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
平成2		_	対象児童 加配入所奉 保育士数	%							教育·基即 57. 用的 57. 所以 64. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
		:	X)))		7		つけること。 名名記載の上、 本事業の対象 5責任基準及
	2)家庭支援推進保育事業	保育所名	[委託又は補助先]	委託-補助[委託・補助〔	委託·補助〔	委託·補助〔	委託・補助〔	委託·補助〔		く記入上の注意> 1. 係育所ごとに認めこと。 2. 診置主体[公文は私]欄は、どもらかにOをつけること。 2. 診置主体[公文は私]欄は、どもらかにOをつけること。 4. 「対象に受えては他の情報を関すること。(必ず108以上) により (のではないでは、当該保育所属は、本事業の対象に記載すること。(必ず108以上) に「加配保育土数 (欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育土の他に加配した保育土数を記載すること。(必ず1人以上 に「加配保育土数 (欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育土の他に加配した保育土数を記載すること。(必ず1人以上) に「加配保育土数 (欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育土の他に加配した保育土数を記載すること。(必ず1人以上) に「加配保育土数 (欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育工の他に加配した保育工数を記載すること。(必ず1人以上) に加配保育土数 (欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に対定する保育工の他に加配した保育工数を記載すること。(必ず1人以上) に加配保育工数 (欄は、本事業の要件である最低基準及びその他が補助金の配置基準に対定する保護する。(必ず1人以上) に加速保育工数 (機は、本事業の要件である最低基準及びその他が補助金の配置基準に対定する。(必ず1人以上) に加速保持工程 (機は、本事業の要件である場合を関する。(必ず10.00m) に対象に関する (必ず10.00m) に対象に関する (必ず10.00m) に対象に関する (必ず10.00m) に対象に対象をでは対象をでは対象をでは対象をでは対象をでは対象をでは対象をでは対象をでは
	?庭支援推	設置主体	[公又は私]	· 表	公 · 私	公 · 私	公 · 私	· 格	公 · 私	公路	〈昭入上の注意〉・ (昭入上の注意〉・ 2. 設置主体(公区) 3. 保育所名(委托) 5. [加配保育主教)。 5. [加配保育主教)。
	(2)			-	2	3	4	2	9	4 = 4	<u>Λ ≒ ળ ω 4 ҧ</u> ஊ
			術								85 と。 以上) 8ず1人以上
			実支出額 A-B〕	E O	0	0	0	0	0	0	毎の名称を記入・ こと。必ず40% :記載すること。(
		対象経費	搬	E						0	、要託先団体1位まで記載する 位まで記載する いた保育士数さ
		数	A	E						0	〇〇会」のよう: 数点以下第1
赵			東支出額	Ħ						0	H, FOO法人・ 際した数字をから に規定する保証
			年間 事業月数	` ~						0	ちらか に 〇を つ 日 童 数の 終 数 1 日 童 数 の 終 数 1 日 章 数 の 設 置 表 準
:20年度			교教								助と、分類の動物の動物を表現して、
平成20年			華 加配 保育士数	%							音子・補 ・ の 色 で の 色 で
平成20年			対象児童 加配 入所率 保育士数								第一と。 第一と、委託・補助の対象児童教を 基準及びその他
平成20年	送保育事業	保育所名			委託·補助[]	委託·補助[]	委託·補助〔 〕	委託·補助〔〕	委託·補助〔 〕 〕		> 鎌のこと。 (注私)欄は、足ちらかに〇をつけること。 文(は補助免土欄は、保育所名を記載の上、委託・補 海 欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を 週は、本事業の要件である最低基準及びその他
平成20年	(2)家庭支援推進保育事業	設置主体 保育所名	対象児童 入所率	9%	公・私養託・補助[]					数数	く記入上の注意> 1. 探謝元とに記載のこと。 2. 設備書作びなけ起い編集、どちらいCOをつけること。 2. 設備書作名 (2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2

	都道府県名: 市町村名:		養成人数配置先			養成人数配置先		対象経費 第月集支出額 第十金その他の収入額 (A-B)	
平成21年度	柳		研修時間数(時間)	ш		研修時間数(時間)	ш	※ 東文田額	
	村養成事業	*	実施時期	田 と 日		実施時期	E ← E		
	(3)次世代育成支援人材養成事業	①コーディネーター兼成研修	実施の有無 ※実施する場合〇をつける		②スタッフ養成研修	実施の有無 ※実施する場合〇をつける			
平成20年度	(3)地域における仕事と生活の調和推進事業 <u>都道府県名:</u> 市町村名:	連携している主体名(全て記載)		内容	क्य	N4零	【シンボジウム等の開催による情報発信等】	【印刷物の配布による情報発信等】	対象経費
	(3)地域における仕事。	①連携の場の設置・協働 連携の場の設置有無	0	②取組の企画・検討・実施 ^{事項}	③情報収集·発信等 +	事項ア 情報収集体制の整備	イ 収集情報の内容	ウ 情報発信・PR	

1年度	. 加野村名:	、国際の名の日の日の中で	野衛衛士司の任用 左記以外 合 計 資格を有する者	0		O O	(安縣)	((((((((((((((((((((名称) (英術廳图)		D. A.				(第1) 原語を推進・る場合には、A握このたつけること。 (第2) 海木井(2) 1年、開発面目に開発的では、()にくなけわれ対象にならないこと。 (第3) 市自8年級(3) 1年、海木牛県(3) の東部の横平 であること。
平成21年度						A	米官の出来				A 実施の有無				# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	飥事業		益	0				受講ない場合)	る場合)	-	1				O
	・ットワーク機能強	職員配置状況	左記以外	<	-			ための研修(講習会)の の任用資格を満たしてい	向 上させるための研修 の任 用資格を満たしてい	実施が要件)		門性向上を図る取組	との連携を図る取組	展	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	夏児童対策調整機関の国 ポッ1年7日1日のギロ	児童福祉司の任用 左記以外 資格を有する者	<	基本事業			児童福祉司任用資格取得のための研修(諸習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	更に児童 虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童 福祉司の任用資格を満たしている場合)	③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)		地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	地域住民への周知を図る取組	安 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
	(4)子	①要保証			[S			e E	٠ آ	(3) ft/		7 地	大	か	
			44				内容								ಸೆ 2 1.02.00 1.02.00 2.02.00 2.03.00
	市町村名:		左記以外人			c	研修の名称、実施機関、研修内容					魯			(第2人上の形態点) 1. 取組を実施する場合には A欄にOをつけること。 2. ①の基本的事業は、単年の階級を開催していなければ対象にならないこと。 3. ②の付加的事業は、①の基本的事業を実施が要件であること。
	Ħ	り状況	記載福祉司の任用 資格を有する者 人				研修の				ω	取組内			的行다,A細COA 其。其他的體育的配 在,①的基本的學順
年度		·平成21年3月31日0	児童福祉司の任用 資格を有する者	車任職員	兼中觀		研修人数(人)								(現入上の関連点) 1. 取能を実施する。 2. (7の基本的事業。 3. (2の付加的事業)
平成20年度			# #	0	0	4	実施の有無				¥	実施の有無			#c
			4 a				実施					実施			(集) (C) ((((((((((((((((((((((((((((((((
121	**		~					dπ	_				1	1	1 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
121	ケ機能強化事業	大況	1 左記以外					§(講習会)の受講 を満たしていない場合)	ための研修 呑満たしている場合)		a l	5図る取組	図る取組		新 () () () () () () () () () (
M	(4)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	〇要保護児童対策調整機関の職員配置状況 - 平成20年4月1日の状況						児童 福祉司任用資格 取得のための研修 (講習会)の受講 (配置 職員が収重指述司の任用資格を満たしていない。	更に児童 虐待への 専門性を向上させるための研修 (配置戦員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)		(2) 付加的事業(基本事業の実施が要件)	地域ネットワーク構成員のフス・アップを図る取組	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	地域住民への周知を図る取組	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

		44	0		_ 0	. 0	. 0		, , , ,
		うずる場合は	差引集支出額③	差引実支出額③	差引実支出額③	差引集支出額③	差引集支出額③	差引実支出額③	差引集支出額③
		、取組を実施	経費 さその他 入額②	対象経費 寄付金その他 の収入額②	対 象 経 費 寄付金その他 の収入額② 差	# ₄₁	け 象 経 費 寄付金その他 の収入額②	₩	発費
		1)~(1)0		1"	1"——	1" —	- 1"├──	┪┈┝──	⊣"⊢
		ジェクトで、(集支出額①	美支出額①	実支出額①	東支出館①	集支出額①	実支出額①	美支出額①
平成21年度	3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子青て支援サービスの提供等を行うための取組)	(記載上の注意点) (コンプ)コンに実施する設置についてA種にOをつけてください。また、総務省の「海張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)~(7)の収益を実施する連合は B種にものをつけてください。 A種 B種	(1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	(2) 老岩男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営	(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応	(5)食剤の推進	(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	(7) 即泰斯保健対策等の推進
		Ħ							
		5 極	長女出館3	長支出額3	美支出部33	長支出額30	模支出額③	《支出额3 0	裁支出額3
		Σ組を実施する場合	経 費 その他 ・新② 差引集支出額③	経 費 (その他) 差引来文出額33 (額2) 0 0	経 費 その他 差引表支出額③ の 0	経 費 表 での他 ※ 1 (素文 出版3) (報2) (報2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	経 費 で その他 差引実支出額③ (額②) (額②) (額②) (額②) (額②) (額②) (額②) (額②)	経 費 (その他) 2巻51実支出額③ (額②) (額②) (額②) (額②) (額②) (額②) (額②) (額②)	経 費 表 を を を を を を を を を を を を を を を を を を
		1)~(7)の取組を実施する場合は	対象経費 寄付金その他 の収入額②	対 象 経 費 寄付金その他 の収入額②	対象経費	対象経費 音音付金子の他の収入額②	対象経費 審付金その他 の収入額②	対象経費 寄付金その他 の収入額②	対象経費 寄付金その他 の収入新②
	(1	象 経 費 香付金その他 の収入額②			対 象 経 度 度 表 を 度 度 表 を を 度 を を を を を を を を を を
平成20年度	事業 (地域の特性や劇意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)		7 条 終 費 (1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供 案 ^{実出組訂} の83人822 (1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	対 象 経 費 寄付金その他 の収入額②	対象経費	対象経費 音音付金子の他の収入額②	対象経費 春付金その他 の収入額②	対象経費 寄付金その他 の収入額②	対象 経費 費 寄付金その他の収入額②
平成20年度	3. その他の事業 (地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)	(記載上の注意点) (1)~(7)について、実施する取組についてA棚にOをつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェケドで、(1)~(7)の取組を実施する場合 A棚にもCのサイだされ、 A棚 下間棚	7 条 終 費 (1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供 案 ^{実出組訂} の83人822 (1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	2 第 第 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	対 家 経 資 対 条 経 数 4 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を	2 後 森 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本			文 映 歌 四 本

			1.7	0	1
			差引実支出額③		差引実支出額③
		*	,en .	整	寄付金その他をの収入額②
		\$\$ \$\$ \$\$			
			美支出額①		美支出額①
	ייל				1 1
	以下は、上記(1)~(7)以外のその他の他級の特性や創意工夫を活かした子育で英雄サービスの提供を行うための事業名について ※数数してください。 ※表数とは一般であるが、大きないのが発生する事業、・すくについて、それぞれ記載してください。 ※細数なでローバよねム・14、本土18日 17日 17日 17年				
赿	を行うための				
平成21年度	-ビスの提供さい。				
F成2	育て支援サー記載してくだ				
1-1	活かした子 C、それぞれ				
	ら創御工夫をべてについい	° 1001			
	以下は、上部(1)~(1)以外のその他の地域の特性や創御工)記載してください。 ※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事象)、すくてにこ ※番帖太下ローア: 2 組み上す (名本が Mil ・ 打 2 1 1 1 7 4 2 1 1 1 1 1 7 4 3 1 1 1 1 7 4 3 1 1 1 1 1 7 4 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, r = 2 / r			
	のその街の対象と対象と対象と対象を対象を対象を対象と対象と対象と対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	., 1) & JBJJJL			
	~(7)以外(5)的(交付金)	40 July 10 Jul			
	は、上記(1) してください。 け申請を行う が末日 アニ	m tree cu	[事業名]		[事業名]
	以記 ※ ※ 表		Θ		0
			差引集支出額③	0	(文出額3)
		*		報	寄付金その他 の収入額② 差引実支出額③
		8	海 新 株 異 春付金その他 の収入額②	** ** **	
			美文出額①		美支出額①
	24		-1 -1		1 1
	0事業名につ				
庚	を行うための				
2.0年	一ピスの提供さい。				
平成20年度	・育て支援サ・ ・記載してくだ				
1/1	を活かした子 ・C、それぞれ				
	や創意工夫? ナペでについ	\753U°			
	3地域の特性 する事業)、9	こと語入して			
	そのその街の「街の対象と」	14、付金追加			
	以下は、上記(1)~(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育に支援サービスの提供を行うための事業名について記載して代さい。 ※案女件指表行うもの(気付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載して代さい。 ※※女件指表行うとの(気付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載して代さい。	にいる場合いつ	名]		名]
	(下は、上記()戦してくださ()交付申請を(一	① [事業名]		② [事業名]
	☆ 端 ※ ⇒ 3	*			

平成21年度	削除			
平成20年度	4. その他の事業(新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査) 削局		実支出額 寄付金その他の収入額 差引集支出額 (A-B) C 円 円 (A-B) C (A-B) C	f欄には、調査目的・効果、調査事項、調査の手段、調査件数、回収見込み数等できるだけ詳細に記入すること。 官支出額) C.J欄は式で自動計算されるので記入は不要。
	4. その他の事業(新	具体的な内容	对象 称	(記載上の注意点)・具体的な取組内容・「対象経費(差引)・「対象経費(差引)を

	1		
]
		袱	
	#	響	· ◆□ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	和	りした神	ا ا
	機	設置場所 (委託先又は補助先) より必ず記入のこと。 市町村が直接事業を実施した場合 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	を購入
	東	(元)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	朝	編	区 区 10
	響	設 置 場 所 (委託先又は補助先) (委託先又は補助先) (が配後事業を実施し (が民間が実施する事	Au G
	製	(番託)がが直入が民間	に場合した場合
	領	設 借場 所 (委託先又は補助先) より必ず記入のこと。 市町村が直接事業を実施した場合 市町村が民間が実施する事業に補	#E 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
₩	交付金設備	(委託先又は	この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。 1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合 2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合
年度	紙	E	者がは
2	权	領	· S
平成2	₩ #	E	とする。 、 民間
計	ゼ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	るもの 15日以 15日以 15日は 15日は 15日は 15日は 15日は 15日は 15日は 15日は
	业	- Aug	1000000000000000000000000000000000000
	申	iii	が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	N X		- 1.1.1 作 - 1.
	年度次世代育成支援対策		(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。 1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機計 2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事
		80	以下で
	以		14人 14人 14人 14人 14人 14人 14人 14人
	 		数
			6 2 (. 1 . 1 . 2 . 1 . 2 . 2 . 2 . 2 . 2 . 2
	£		
	影影		
		ャ	
	-		40
	和	設置場所 (委託先文は補助先) より必ず記入のこと。 市町村が直接事業を実施した場合 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	なった。
	養		上 (本)
		設 置 場 所 (委託先又は補助先) より必ず記入のこと。 市町村が直接事業を実施した場合 市町村が民間が実施する事業に補	器
	癰	設 置 場 所 (委託先又は補助先) (委託・スは補助先) が直接事業を実施し が民間が実施する事	文3 五
	響	間はないない。	7-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-20-
	諁	数数数式 が 正規 が 民間 が の 日間 が の の 日間 が の の 日間 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	4.1 文 4.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	4 ₽	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	5人 <i>U</i> 2万円 2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100
- ₩	\ ₹	直・間 (委託先又は、 (委託先又は、 ※次により必ず記入のこと。 直 市町村が直接事業を 間 市町村が民間が実施	真在 一面30 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
年度	紙	E	音が事
2 0	支 議 卒	舞	○ 2 数 画
平成2	₩	E	、大のは、、、一のは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
計	世	· 坦	50年の17日 以 になっています 17日 にはっています
	坐	- Aur	問わる。
	丰	数 M	成:
	年度次世代青成	701	この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。 1. 市町村が早業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合 2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合
	种		乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗
		名	以 業體 下 独 が
	比		神一神なり
1	"	굡	我 日 日 日
			6 1 1
			(対 の・・ ら・・ に・。
	別表3		(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。 1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機材。 2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事

平成20年度	平成21年度
別紙様式第4 番 号	別紙様式第4 番
平成 年 月 日 市 計 長	平
布列冈对收 洪 人 必	布列区区块 洗 人名
ı.	i
代 表 者 名	(大 表 者 名
平成年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった平成20年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金文付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。	平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった 平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	田田
2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額(要交付金返還相当額)	2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額(要交付金返還相当額)
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田
注:別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)	注:別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

資料 5 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び 評価基準について」新旧対照表(案)

(越)
)
新旧
「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」新
5
$\overline{0}$
Ù
黒
価基
밟
Ĭ,
R
辮
卌
≪
扵
立
∜
ë
₩
Ť
KY M
#
1×
7 15
44
御
4
+
独

	(の計画を年について) 初日が照改(未)
平成20年度	平成21年度
雇児発第 1128003 号	雇児発第 1128003 号
平成20年11月28日	平成20年11月28日 第一次改正 雇 児 発 第 ※ 号
	平成21年 ※月 ※日
市 町 村 辰	市町村長
各	t t
特別区区長	特別区区長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について	次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について
次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表(以下「基準点数表」という。)のとおり定めたのでその旨通知する。なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。	次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表(以下「基準点数表」という。)のとおり定めたので、その旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。

平成20年度	平成21年度
1 平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)の3の(1)に中華で事業については、かに担ば2番件を構っる取納中容がおるまのについて	1 (略)
付た事業に プンては、父に悔ごの女汗を聞んの牧船内台 こめのもびに プント 評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。 (1)年後4か目まだの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(1)翌.旧家庭全戸訪問事業(こんごちは赤ちゃん,事業)
,	エンタルエン・ション・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ
<u>すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支</u> 援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等	<u>すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報</u> の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行
IHHI	うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業(児
に結びつけることを目的とする事業。	童福祉法第6条の2第4項に規定される事業 <u>)</u> 。
ア 対象者	ア(略)
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭	
イ 訪問の時期	イ(器)
対象乳児が生後 4 か月を迎えるまでの間に 1 回訪問することを原則	
とする。	
ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確	
認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せ	
ざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か	
月以内に訪問することが望ましい。	
ウ 訪問者	ウ 訪問者
訪問者については、特に資格要件は問わない。	訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子
保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、	保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等か
児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪	ら幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。
問者として登用して差し支えない。	ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等につい
ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について	て必要な研修を行うものとする。
必要な研修 <u>(講習)</u> を行うものとする。	
② 実施内容	② 実施内容
ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談	ア 育児に関する不安や悩みの <u>傾聴</u> 、相談
イ 子育て支援に関する情報提供	
	ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
<u>ク 要支援</u> 家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整	<u>ユ 支援が必要な</u> 家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連 絡調整
	프레마리

③ 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

巡遍

- 2 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
- イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者である ことを明確にすること。
- エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参する など、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に 関する情報を提供すること。
- カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、 町村の担当部署に報告すること。
- キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援 が必要な家庭か否かを判断すること。

4 研修 (講習)

<u>必要な研修(講習)については、各地域の実情に応じて</u>実施するものとし、実施に当たっては、<u>③の留意事項を踏まえるとともに、</u>家庭訪問の同行や援助場面を想定した<u>実技指導(ロールプレーイング等)</u>などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

⑤ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ<u>育児支援家庭</u>訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとすること。

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した<u>実技指導等</u>を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。<u>あわせて、個人</u>情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分 については省略しても差し支えないものとする。

4 ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケース ごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるこ

⑥ 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

② 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあっては、カバー率(対象家庭に対する訪問実績)100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。

<u>なお、</u>作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の 訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

(2) <u>育児支援家庭</u>訪問事業

)事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握 した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等に よる育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技 術的援助を訪問により実施する事業。

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(7) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後<u>うつ病</u>、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第 21 条の 10 の2 第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

<u>事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の</u>作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉 法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

) 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援すること が特に必要と認められる児童者しくは保護者に監護させることが不適当 であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産 前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養 育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、 助言その他必要な支援を行う事業(児童福祉法第6条の2第5項に規定 される事業)。

② 実施方法

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期 からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- (4) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに

して不安や孤立感等を抱える家庭<u>、又は虐待のおそれや、そのリ</u> スクを抱える家庭。 なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。 (4) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児

<u>童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要なった</u>

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の 状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有し ており、将来、精神・運動・発達面等において障害を 招来するおそれのある児童のいる家庭

/ 支援内容 (7) 家庭内での育児に関する具体的な援助 a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助

b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導

養育者に対する身体的・精神的不調状態に対す 相談・指導

d 若年の養育者に対する育児相談・指導

児童が児童養護施設等を退所後にアフターケを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

(イ) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会(子

対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(<u>ɪ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰</u> した後の家庭。

支援内容

(J) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(4) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスク を抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等の ための相談・支援 (I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

支援内容の決定方法

Ð

この事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、<u>子どもを守る地域ネットワーク(要保護児</u> 童対策地域協議会<u>)</u>の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

₩ 貀 쵏 6 ψ 関が 整機 闘の <u>~</u> I \Box る地域ネット ことが望ましい。 巾 担う

- 訪問支援の実施者
- 支施 訪問支援の実施者は、中核機関において立案された: 援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実; م کو ،
 - 女 リ 世 艸 鑑 **₩** て08(粋 10 ると思われ 쾎 宀 て 養育支援の必要の可能性があ . こ っ 、家事の援助 ヘルパー等が実施す する育児
- 砯 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景 支援に関 盟 看護 락 雇ണ に抱えている家庭に対する具体的な育 台 늞 保健 等が実施 る技術指導については、 児童指導員 , H

冊 1 ート・センタ * ÷ I ш __ ٢ 7 <u>ိ</u>ဗ

囚物 Θ

絍 빠 会を 6 援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員希鶴をいう。以下同じ。)を設立して行う以下に掲げる業業。(ただし、以下の(タ)~(ウ)全ての事業を実施し、言数100人相当以上のファミリー・サポート・セソーを対象とする。) ファミリ 一(地域において子どもの預かり 業に # | **しト・センタ** " ート・センタ ‡ + ファミリ ナポ

- 怒 粣 鍦 澔 **呱** ₩ : 本 数 等 敬额 員の募集、 **∜**14
 - 闘の 種 型

訪問支援者 Н

(7) 訪問支援者

十 訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、 法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

• 家事援助 即 帝 師. については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする 保健師、 児童指導員等が実施することとし、 専門的相談支援は、 訪問支援者については、 護師、保育士、

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施す など、効果的な支援を行うこと

16

(人) 印物

支援の方法等につ 公公 訪問支援者に対して、訪問支援の目的、 いて、必ず研修を行うこと。 研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実 B 施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等 についても研修を行う を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。 わせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等| なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する 部分については省略しても差し支えないものとす

⊪ | ート・センタ (3) ファミリー・サポ

基本事業 \odot

業内容 \vdash

ど者う 事力 ・ホート・センター(地域において子もの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたいさからなる会員組織をいう。以下同じ。)を設立して行いて下掲げる事業。(ただし、以下の(1)~(1)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・+ポート・センターキュー・

- (1) (配

援助に必要な知識を付与する講 (つ) (略)		. 情報交換の場を提供するための (I) (略)		段・事業 (乳児院、保育所、地域子) 子育て支援関連施設・事業	業、病児・病後児保育事業、子育	童館等)との連絡調整 無数 無数 無数	イ相互援助活	始時や保育終了後の子どもの預 (7)(略)		四 (4)(路)	ブ終了後の子どもの預かり (ウ)(略)	の子どもの預かり (エ)(略)	
(4) 会員に対して相互:	習会の開催	(I) 会員の交流を深め、	交流会の開催	٢	育て支援センター事	て短期支援事業、児童	イ 相互援助活動は、	保育施設の保育開	かり		ΙD	学校の放課後	:

呆育事業、子育て短期支援事業

一の設置について ウ ファミリー・サポート・センタ

(4) (昭

もの預か

買い物等外出の際の子ど

 $(\overline{\tau})$

等の活動とする。

実施方法 (1) (略 Н 政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。 ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町寸単位で支部を設置する場合については、事業の規模こかかわらず特例として支部を設置することができしたのとする。 ₩ 町模き - の設置について Ŋ ファミリー・サポート・センター本部の設置について 各市町村1か所設置できるこ 支部の設置について 政令指定都市については区ご かに支部を設置することができ ただし、合併した市町村にお 村単位で支部を設置する場合に にかかわらず特例として支部? ١J V ٢ \checkmark

П に も ファミリー・サポート・センターには、アドバイザ-(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下[じ。)を配置すること。 また、ファミリー・サポート・センターの事業規模[رد 業る記に to 鮰 蹈 ポート・センタブ・リーダーを | ₩ アドバイザーの配置について **†** から 6 フ会ド員 \odot

(7) (略

(盟) (7)	な。後	% 偏	坦			- A	6				(留)(4)	2	(留)(I)
差し支えないこと。 ④ ファミリー・サポート・センターの運営について ア 会則の制定	実施に必要センターの	r ドバイザー及びサブ・リーダーの業務 アドバイザーの業務は、次のとおりであること。 コート: 中語 - こ、5 の主報中語の	アニリー・サホート・センターの事業内谷の 啓発 員の募集、登録	<u>c お貝の枕拓</u> <u>d サブ・リーダーの選任</u> a 井ブ・コーダーの音成指道	414 41	会員間のトラブルへの助言他のセンター、支部、子育て関連施設		 <u>a グループ会員の統括</u> <u>b グループ会員の募集</u>	c アドバイザーとの連絡調整 d グループ会員との連絡調整	アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の整	<u>ニータグループのサブ・リーダーとの連絡調整</u> ウ 会員の登録	会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理すっとが望ましてこと。	五動 5.江 韩 7

₩ X 俥 뺊 6 رد 受けたい者 لد ١J 160 でも ₩ 助 6 撰 ₩ رد 者づ 行いたい 単に 援助を行い7 準委任契約(

険の加入 账 +

え 靊 IJ 乜 事の ф لَّد لَدُ 件 リ 6 w 4 4

力

1 p 共 캒 ₩ 援助 ٢ ے 7) 亖 迺

と限 : 行いたい者の骨のは、このほ を場 田 10 等の援 意があ 会員が行う相互援助活動中 補償保険に加入するものとす 子どもの預かりの場所 子どもを預かる場所は、原 会員の自宅とすること。 ただし、子どもの預かり等 助を受けたい者との間で合意 でないこと。

援り

#

か受 預を

りけ

を上らな 後数預かりの実施 相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預か 等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を引 たい者の子どもを預かることができること。 なお、小学校就学の始期に達するまでの子ども かる場合には、原則として5人以下とし、6人以 預かる場合には児童福祉法(昭和22年法律第1 号)第59条の2に定める届け出を行わなければ ない。 - ₩ も以

預を4ら

4

相废額 負制る 舌動に対する報酬 助活動に対する報酬は、原則としてその会員 決定するものであるが、報酬の目安として# 3、地域の実情等を反映した適正と認められ 「 - ・ れできるものとすること。 会てれ 助援で旨則活助決、等 間趣会

耳のを

(才) (略

(4) (略

₩ 6 2 (キ)複数預か

か受 預を の助 子 数

をら法わ , は。 、 は。 年 行 $^{\circ}$ どのこの下和も援シテと2 きまんるで以 田 品 助活動の実施に当たっては、子助を行いたい者は1人又は複数の子どもを預かることができるい学校就学の始期に達するまでる場合には、原則として5人以預かる場合には、原則として5人以預かる場合には児童福祉法(昭ならない。 助助の小る預々

(4) (略

卜 ዙ 強化 仑 病 B · 緊急対 \bigcirc

事業内

早朝・夜間等の緊急時の預 数 ・病後児の預かり ? <u>_</u> 巛 (<u>1</u> 쇻 • サポ· I をファミリ (「病児 9 ゃ 加 黑 ₩ かり、宿泊を伴う預かり 児・病後児の預かり 等」という。以下同じ。 10 の事 センターにおいて行 以下 派

別除 活動 との 転送電話による受付などによ の相互援 郡市医師会等に ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応で 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時 緊急時に子どもを受け入れても 病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、 療機関 て依頼の受け付けを行い 病児·病後 病児・病後児の預かり等に対応できるよう 示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し 以下の方法による 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり ・病後児の預かり等 医療アドバイザーとな 安全に預かり等の活動が実施できるよ また、フォローアップ研修等の実施によ 助に必要な知識を付与する講習会の開催 らう協力医療機関をあらかじめ選定す Ҝ 本事業への協力要請を行い を修了した会員が活動を行うこと。 都道府県医師会、 連携体制を十分に整備すること 施設等の間の送迎等の活動とす の質の維持、向上に努めること。 四 (4) 医療機関との連携体制の整備 宿泊を伴う子どもの預かり あらかじめ選定すること。 (4) 依頼の受付体制について 病児・病後児の預かり ①エ(7)~(4)に加えて、 上記に伴う保育施設 関との連携体制の整備 会員に対して病児 8 時間を超え 携帯電話による受付、 (7)会員への講習の実施 互援助活動の内容 症状の急変等、 受けられるよう、 きる体制の整備 市町村長は、 実施方法 1 E 型型 (4) (\mathbf{H}) $\widehat{\Xi}$ (4) (1

互援助活動の調整ができる体制をとること。

(エ)病児・病後児の預かりについての留意事項

- a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医 に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否 を判断すること。_
 -) ①エ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは
 - 1人までとすること
- c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制

<u>をとること。</u> (オ)近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実 市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周 知するよう努めること。

(カ)事業実施の体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、 $2007(7) \sim (4)$ の取組みを別途評価対象とする。

(4) (8

(4)子育て短期支援事業() 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護

٢ ے H IJ 訟 粨 粨 胀 U 栅 を行うものとする **∜**□ 驷 な 翢 なが رد 灩 · 參 孫 布 ١J 10 する

衣 $\widehat{\Xi}$

1 <u>"</u> 5者は、次に掲い み子等とする。 この事業において対象となるす由に該当する家庭の児童又は母児童の保護者の疾病

빠

な 俬 K 弖 加 ţ, 看病疲 育児疲れ、慢性疾患児の 身体上又は精神上の事由

لدٌ

6

繖

綑

- 괵 縆 嶚 凼 洲 لدٌ な 盐 ₩ 然電 投 、 빠 灩 看 쌮 ပ
- 6 沟 < ₩ 学校等の公的行事 灩 氓 中 おこ中 虚上 張やこ e 経済的問題等により緊急 、転勤、出 加など社会的な事 d 冠婚葬祭

£

市限 最小 6 養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、 町村が必要があると認めた場合には、必要: の範囲内でその期間を延長することができる とする場合 利用期間

(トワイライトステイ)事 夜間養護等

事業内容

平童急護 日の夜間又は休日に不在となり家庭において児を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保証し、生活指導、食事の提供等をおこれ

2. 参江 $\widehat{\Xi}$

事る 住な 6 ٦J 者 在 、保護が日に不可 、余 者: この事業において対象となる者は、 「~~~~ 0、平日の夜間又は休 この事業において対 等の理由により、平日 家庭の児童とする。 ※ ※

実施場所 (N)

児と 乳こ , 10 設す 施護 援 保 支に 活切 子 、 田 園 ф 8 児童養護施設、母子E民に身近であって、 で実施するものとする 所等住員 施設で この事業は 院、保育月ができる大学をありまま

(m)

な設がる 施村す 施町託 芶 :育・保護を行うことが困難である場合には、実〕、あらかじめ登録している保育士、里親等(市15当と認めた者。以下「里親等」という。)に委訂当とができるものとする。 実施施設において、保育士、里親等に委託する1 栅 ない。 設が 粨 푐 胀 6 쌞 養は適こ

ロロ 41 字 唱 唱 6 圕 昗 凞 \$ 6° 汌 宅において又は 託された者の居宅において? て養育・保護を行うものと ₩ ₩ は派

 $^{\rm H}$ 깪 硃 10 を有す 児童の養育に経験 ~ nc され **斥遣して養育** 実施施設は、 を複数登録 l Ð

化等 雜 認は、 ₩ 四 ワイライトステイ) 事業の実施施 所や学校 丰 保等のため、保 ۱۱ ۱۲ رد ه 数登録しておくこ 金性の確の法値に努め 等(ト 護 安 6 養 6 噩 等 児 夜 6 讍 栅 弖 <

5) 延長保育促進事業

継

足 加

延長保

(2)

事業の種類及び内

。 以 行 就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法 ₩ 占 加 に規定する、市町村以外の者の設置する保育 保育所」という。)の開所時間を超えた保 l 第39条に十二円開金の事業。

(基本分) 進事業 퐦 縆 账 崊 识

配始も 育間図生のる 保時を 施する民間保育所における ことにより、1 1 時間の開所 の保育需要への対応の推進 イの事業を実施する民間保育」 置の充実を図ることにより、1 1 期及び終期前後の保育需要へのジ ę

令 (加算) 延長保育事

間る 欪 4 6 점 溆 胀 湿 ₩ 9 氚 噩 硃 時 長 汇 迅 Ь 9 噩 6 噩 30分以 の11時 IJ 占 Z, 恒七 咪 民間 7 е ° \mathfrak{P}

にも

実施方法

囝 延長時間の

ک ¥ 邺 ニンに、落から ロ | ゕ゚ 胀 ₩ するてるテ 神 時間の定義は次のとおりとす 、同一保育所又は送迎保育ス 氓 岷 识 ٣ 3 後 及 擂 6 謳 長お路、 占 延な

留 (N)

IJIJ **10 10** ⋧⋪ 算定 合を を間 数 時 童長 児 延 ≪ ٣ 対れ マなればかえ 4 間を 時る 育後 保び 長及 瘟 识 6 前後

- 延り〜 なお、 (7) 1時間3
- 延児
- 伸 1 J
 - のし 上 ミ当しないもの ξ保育を実施 [曁数が1人以] 紭 長童 3 延長とは、上記 (1)~ (4)に言時間を超えて30分以上の延当該延長時間内の平均対象児

ゃ 汌 紭 ... ろこ ろこ 、複数の延長時間区分に 最も長い延長時間の区分とな

1

間っと 時も数 岷 をた 延数得 平均対象児童数とは、年間の上記の日よるを週ごとの最も多い利用児童によるであるの話をの格を入りたい。

ると まる 当 と適 畾 ž 県 村 形 町 所入 七 ٣ 育 内 保 囲

。隘

給食 Ð 共 异 ₩ 搬 食 け終 X 蝕 噩 回 嬹 ے 衣 IJ 丰 **黎**厄 。 لد 衣 ١J

1

実施場 \odot

监

푐 宏 丰 巜 旬 6 出 加 硃 ₩ 7 \mathcal{C} 4 汌 IJ 占 驷 絽 ₩ 6 業

器 \odot

争の 瓣 4 開令置す 硃 舞 の省配配 間生の加 ₩ 占 遲 10 ΗU ۳ 粨 胀 が 粣 빠 を実施する 福祉施設 IJ 乜 卿 ركرّ な 内に児童 洲 豳 恕 きと置 왜 그 팀 所第基る一時の準ご のる員 設す職 4

するに当たっては、・ 近設最低基準(昭和23年厚生育2項及びその他の補助金等/ 「・・・年育士を1名以上 無土 保育 朱 ო 新3 する1 のアの事 時間内に児 (3号)第3 囝 いる。

時 保 長の 正正 짓 , は名 ٢ Ø \mathcal{C} 欪 驰 た 汌 ٢ る 応 に じ 番ずって 黒も ₩ BB 粣 6 童数 빠 6 16 た、①のイ に、対象児 ₩ 鮰 틾 ₩ H

B ച Ŕ 2 #6 ₩ ٢ \mathcal{C} た 汌 実施する。 ١J ①のイの事業を 囝 榖 ₩ 負担 担額 쨎 倒 謹 괚 硃

(D)

件 に 6 要価定 げ(金の評算 Έ 表 極 Ϋ́ 要綱の3の(2)その他の事業のうち、次にる取組内容であるものについて評価をし、別基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付する。 ち、汝に 別 交 要る基すき 交備す礎付えると を対基「傭す礙)

<

7][[

れ要の まをら 恵育れ に保こ 件るてと 誰おも,条けっこ ∜的、経済的、文化的諸、難島等のへき地にお、要な保護を行ない、も・図ることを目的とする 、要図離なる 交通条件及び自然的、ない山間地、開拓地、離する児童に対し、必要な児童の福祉の増進を図る実施要件 なす児実

(N)

6 占 地保育 <

١J 6 ₫ 16 め適 たに ᢐ 鮰 る準 を保育する なびエの基注 鸮 ₩ 出 加 町村長が②のウ及 たものをいう。 硃 讍 160 弖 ₩ される 囝 福祉法第39条に規 (著しく困難である)れる地域に設置さるのつ、市町村長 ふある がらでと 讍 要き児とめ設 認施す

認め指 る所

ے

、民

開令置す 時 置 の省配配 長 配 の社 ₩ ₩ 띬 神十 蚌 厚 簝 上 رد 、11B 23年[金以 ₩ じて保証 臣 ٢ を 下る 绐 の を 補 「 \mathcal{C} 間内に児童福祉施設最低基準 (昭和3号)第33条第2項及びその他の 施するに当たっては た 2 項及びその他 のほか、保育士 事業を実施するに当 の年齢及び人数に応 敋 数 は 2 9 恒 神十 を実り のイの事 第339 記 洲 巛 足 対、ご能 また、① ① のア c | 時間内 | | 63 号 : | 準に規: 所第基る

硃 。 لد ない。 16

(C)

硃

盤 Ø 留

地る **€** ψ 要る Ř には、市町村長な 記童又は、特に必要 行なうものとす・ る き 児 、 水 6 すっつ 占 裍 <u>8</u>ア を童 保の記点 く出 る他 氚 | 内におけ、 | きはその | 電基準 域と設

₽ (<u>;</u>

₩ 鮰

₩

1 ቱ رد ŧ 占 七 本に 州 鮰 訟 6 占 乍 **拓**架: ₩ <

朌 邺 鮰 恕 $\widehat{\Xi}$

٣ 次のいずれか <u>,</u> 占 る場 ゃ 鮰 を認 占 き地保育 1

- 扣 扣 第5条の2の規定によるへき地手当 (以下「へき手当」という。)の支給の指定をうけているへき学校の通学区域内であること。 - 般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年 ო 4 第 -9年法律 振興法(昭和2 なければならない。 氚 教 割 НU <
 - ٦ ١J 16 の4キロメートル以内にあ 体の公官署

法法規い団

囪 ₩ 띬 6 夞 。 へき地手当又は特地勤務手当の支 けることとなる地域内にあること。 d aからっまでのいずれかに準ずる

٢ ے رد 6 ₩ 内にあること 町村長が認める地域 設備及び運営の基準

干

Η

低基準(昭 所の設備及び運営については、次に掲 な て行 き地保育所の設備及び運営については、 ・準によるもののほか、児童福祉施設最い 3年厚生省令第63号)の精神を尊重し とする。 へ基2の る和も

衣 IJ Ŋ ١J 宏 が10人以上いる 剽 歘 # 三 卅 Ø 4 童数; ٢ \mathcal{C} 見 回 たり平均入所 ۲ 人多 0 汌 ロだなな 日だ (7

下べ とく ١J 띬 (所児童数とは、年間延で除して得た数とするこ共同作業所、婦人ホー 「日数で除し」 「会所、共同(り吊毡入 所 集 た開 当間核 卅 ₩ 丰 な児公

-

-182-

設所ば を育れ 所保け 育地な 地への保きで をその ΗU 4 < 169 ΗU おいては、その設備 使用することができ ے 田 部を万 ١ 6 堥 뻸

- れ , IJ る 設めてける あを定 - の附近にする要な設備3をように20 含む。)その他必 正な保育ができ、 及び屋外遊戯場(そ を適 に時と便き模お使。所場は
- Щ 16 医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるに応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵、ベリ台、ぶらんこ等を備えること。を2人以上置くこと。 必要な。、 必要に、、 必要 $\widehat{\mathbf{H}}$
 - $\widehat{\Xi}$

得にれ を育こ

つ方 디 최

の雑 쾎 硃 家庭支援推進 ر ا

浬

かん養等につ上で特に配慮 所に対し、保遇の向上を図 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等にいて、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上をることを目的とする。

施要1 ₩

頩 ₩ 牛 綑 6 H ≀ 9 7 次 # 占 縆 本事業の対象となる保 ۱۱ آر 16 たすものであ

象児童 衣

ロロ 等特 養で のかん 괵 行う 麼 ₩ 乍 颛 、 シ 幸 本 的 な 習慣 や j 庭環境に 対 す る 配慮 な ど 保 i と さ れ る 保 育 所 入 所 同 辛 生活における基本 翢 **₩** 14 Ý Ш つ配

密 (5)

쌄 霊 和他業20のの 企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資 する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行い、地域ぐる 次のア~ウについて、要件を満たし全て実施した場合にポイント算定対象とす 次世代育成支援対策協議会等を活用するなど、企業を含め行政・市民団 等る す当対 子育て当事者のみならず、 ٣ 対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準(昭和33年厚生省令第63号)第33条第2項及びその他は補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業(実施のために必要な保育士を配置すること。実施内容 御にこ なお、②のアに該当する児童であるかについては 市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長 の意見を参考としながら、総合的な観点から判断す 괵 次の主体が既存の協議会等の場において連携・協働すること。 t、②のアに該当 計画的に保育に をするなど家庭に % 公 4 6 ②のウにより配置された保育士は、(児童に対する指導計画を作成し、計1るとともに、定期的に家庭訪問をする指導を行うこと。 当する児童が入所児童 活の調和推進事 子育て支援団体、 体等との連携・協働の場を設置する。 # 子育て支援に関して、行政、 ア 連携の場の設置・協働 (3) 地域における仕事と みの子育て意識を醸成する ②のアに あること。 保育士の配置 受入れ状況 ·市町村 ۱۱ ۲۲ ° 事業内容等 るたす Ð Η

- · 企業 (経済団体含む
- ・子育て支援団体(NPO法人など)
- ・子育て当事者(サークル団体など)
- その他関係機関(都道府県労働局など、市町村が必要と判断

地域における仕事と生活の調和推進に資する取組の企画・検討・実

意識の醸成を目的とした地域におけるイベントの企画や、企業の両立支 援に向けた取組の検討など、地域における仕事と生活の調和に資する具 体的な取組を企画・検討し実施する。

[要件]

連携の場において年間を通じて検討を行い実施に移すこと。

<受給の例>

- ・子育て支援団体や企業等と協働したイベント(例えば、事業主行動 計画策定を啓発するためのシンポジウム、研修会等)の実施
- ・企業、店舗等の子育て支援(両立支援)にインセンティブを与える ための行政のバックアップのあり方(企業のイメージアップに資す るため、行政が企業の取組をPRする等)など

情報収集・発信等 Ð

集し、地域の子育て支援情報と併せて、シンポジウムや印刷物等にお (子育て支援団体 仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例や自治体の取組等を収 いて情報発信・PRを行い、意識の啓発等を図る。 等を積極的に活用)

(ア) 情報収集体制の整備・収集

和推進会議」との連携や、子育て支援団体等と協働し地域企業 の取組情報を取材する体制を整えるなど、仕事と生活の調和に 都道府県(労働局が事務局)に設置される「仕事と生活の調 取り組む企業の好事例の収集体制を整えること。

(イ) 収集した情報の内容

協議会 子育て支援団体等による取材、 都道府県との連携や、

の場における検討の結果実現された取組など、仕事と生活の調 和推進に資する取組の情報であること。その他、一般的に知ら れていないと考えられる子育て支援に資する地域の情報(イン フォーマルな情報)なども含むこと。

く情報の例>

〇両立支援

- ・両立支援関係の施策情報
- ・ファミリー・フレンドリー企業(地域)の紹介

〇イソレギーマルな情報

- ・子育て支援団体・NPO 法人の取組内容
 - ・子育てサークル等自主グループの内容
- 相談窓口
- ・フリーマーケット情報
- ・託児付き講習会、研修会

〇その他地域における必要な情報

(ウ) 情報発信・PR

a シンポジウム等の開催による情報発信等

要件】

子育て支援団体や経済団体(商工会議所等)等と連携し、 シンポジウム・フォーラム等の開催や、地域における活動への参加などにより、収集した情報の発信や企業の取組のPR 等を年間を通じて行い、地域における仕事と生活の調和推進のための意識啓発等を図る。

b 印刷物の配布等による情報発信等

更 件】

情報発信等にあたっては、特に乳幼児のいる子育て家庭が 情報の入手をしやすい方策をとること。例えば、母子手帳交 付時や乳幼児検診、こんにちは赤ちゃん事業を活用した印刷 物の配布や、子育で情報に関するHPの活用など。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

趣

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を

るころ

なお、専任職員(非常勤職員を含む)は、調整機関が行う業務 に影響のない範囲内において、業務量にかかわりなく調整機関の 業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携 わっている者であっても差し支えないものとする。

(4) 取組内容

- (7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。
- 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合 次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) 受講させる。

₩

- ・児童福祉第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)
- ・児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」)
- b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合 更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講 させる。
- ・子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修
- ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

<u>イ</u> 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(r) \sim (h) の取組を行う市町村に対して 交付する。

- (1) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組 地域ネットワーク構成員に対し、
- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待 対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法につ いての研修会・講習会などを開催する。
- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、ア ドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具 体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。

なお、配置する職員(非常勤職員を含む)は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

取組内容

7

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

- (留)
- ・ 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)
- (留)

b (器)

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア~ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。_

′ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについてのの具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける

- 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的 な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等に ついて充実強化を図る。

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関と

4 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他 の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業(こん にちは赤ちゃん事業)又は母子保健法に基づく訪問事業等により把 握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対 応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支

援を行う取組

なり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の

- (こんにちは赤ちゃん事業)及び育児支援家庭訪問事業並びに母子 保健法に基づく訪問事業をいう。)が、次のとおり連携した取組を 行う。
- 地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
- ・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。
 - (ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への 問知を図るため、次の取組を行う。

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への

地域住民への周知を図る取組

Ð

- 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
- b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアル や援助事例集、または社会資源名簿(社会資源集)を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

7 基本事業

調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組 ②のアの(1)の a、b の研修を受講した人数に応じてポイントを 交付する。

付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、付加的事業の(J)~(h)の取組を 行った場合に、各々ポイントを加算する。

(7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

巡巡

周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿(社会資源集)を作成・配布し、周知を図る取組。

<u>②のイの(ク)の a~c のいずれかを実施する場合に、1 市町村あたりのポイントを交付する。</u>

(イ)地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組

<u>②のイの(イ)をいずれも実施する場合に、1市町村あたりのポイン</u>トを交付する。_

(ウ)地域住民への周知を図る取組

②のAO(b)O a、b のいずれかを実施する場合に、1 市町村あたりのポイントを交付する。

- 3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。
 - (1)地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。
- 2)以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は ジェク ロジ . 回 ҉⊓ 16 270号総務省大臣 遲 to ъ Д П 陣 16 J 話か 数にしいった ф % ラム」に係 つの取組のいずれかを実 囝 (既会) 」において策 長通知「頑張る地方応援プログ 40(20年6月30日総官企第 る基準 É 3 C 定 下に掲げる7 集について 自 表の評 クトの募 教 ト ス ジ 定 黙 計 分画
- 、子醸をどが \mathcal{C} I 参加型のイベントを実施し、 て地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワ-安心して子どもを生み育てることができる社会に 6 どにより 幯 10 4 る機会の提供な ٣ # ₩ 414 社 /ョップの開催や子ども参ごもと大人が交流し会える5を生み、育てることを社 160 ′, μ じももを × Θ
- 6 炓 重 焸 嶣 て来 丰 屮 14 宏 # 州 6 岷 书英印 ₩ 9 眠 妣 (N)

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

1) (配)

(2)以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム(※)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

中 0 ₩ 'n 0 日総官企第 革 る地方応援 **₩** 黑) က 「頑張 ェクトの募集について 0年度は「平成20年6月 長通知 門 乨 此 □ ;> 回 大臣 Ø ٦ 平 彵 に係る 怒 ×

(22)

	促進地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを	0	
	め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主		
	ため、		
	種子育		
	わる行事等を開催するなどの取組		
<u></u>	③ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)の設置・	<u></u>	(28)
	地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護		
	士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域		
	協議会(虐待防止ネットワークを除く。)を設置し、定期的な連絡検討		
	会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発		
	生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るため		
	の連携した活動を実施する取組		
4	子どもたち本人からの電話相談等への対応	4	(器)
	児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民		
	間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取		
	48		
©	食育の推進	(D)	(28)
	子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育む		
	ため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保		
	育所、学校等関係機関の連携による取組		
©	家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	9	(28)
	乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことか		
	ら、家庭内における子どもの事故防止のための取組		
©	思	((智)
	住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊		
	等に関する		
	子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地		
	域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を		
	自主的に進めることを目的とした取組		
4 以	3.3.0.(2)の新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	温	
コロ	については、市町村が下記の取組を実施する場合に、交付要綱の5の(2) F単パキな仕物を管守する		
₩	ノロ人に限られたノ		

(1) 目的 本調査は、保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた 利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく3か年 の集中重点期間における保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行 う。 (2) 内容 世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービスの利用時間・種 類、今後の利用希望、育児体業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用	大汉寺について、あらかしめ田田した田寺について調會を行う。

数表 (こんにちは赤ちゃん事業) (の①及び②の対応をいずれも実施してい (のうち、以下に掲げる援助 事業による家 雇助問数 (新的援助 産務の援助 事業による家 雇助問数 雇助問数 雇助問数	[別表] 評価に対する基準点数表 [特定事業] (1) ② 0.04 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *		[別表]
基 3 後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施してい る市町村 ① ケース対応会議の開催 ② 育児支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に支援に関する技術的援助 「日に大の市町村	数		
後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 全後4か月ま (1)と外の市町村 (1)以外の市町村 (1)以上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が上が	1	基準点数	
(の開催 方間事業のうち、以下に掲げる援助 で全手が間 援助 (報助) (国本人の会員) (国本人の会員) (国が同数) (国が出来) (国が同数) (国が出来) (国	fl回事業 象となる 家庭数 ポイント 20% ポイント (1)		
生後4か月までの全戸訪問 事業による家 事業による家 原訪問数 医訪問数	〇首児・多事援助〇章門的相談支援	第1元を 東元を 東元を 東元を の対象となる の対象になる のがは、 の	*************************************
	全戸訪問事業 の対象となる 全家庭数 × 20% (2) (1)以外の市町村	1	
◎ 方元 ボヤルボガ ◎ カニ エボナのボガ (** *********************************	11 7 7488 75		$\overline{}$
の助産師等による訪問支援	○養育支援訪問事業 ○養育支援訪問事業		
○ファミリー・サポート・センター事業	① 育児・家事援助	ī	11.4
① 会員数・ 100人相当~299人	② 学口が付款を接 ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント (前間多点) 0.05ポイント	65/6
人~ 599人 人~ 999人	〇ファミー・オポート・センター事業		
·1,000人~1,499人 ·1,500 / ~1,999 /	71市町村あたり ① 基本事業(会員数)		
	・ 100人相当~299人	10.0光人ソト	
・3000人以上 100.0ポイント 3 4 部の設置領所数	~Y009	20.0ポイント	
		40.0ポイント / 1 市町村あたり	あたり
・ 20ポイント	部あたり	60.0ポイント	
② 複数頂がつの表語(尤指解除を除い)	·2,000人~2,999人	80.0米イント	
〇子育で短朔支援事業	TSYONOYS. 本知の設置循形数	7/ 7/	
(1) ンヨート人丁イ事業 (0) 実施・2番件 に関する (1) の第末 選問 個件 作 串 同 4 30ポイント	-10か所以上	50.0ポイント	
	•10か部未贈	5.0ポイント 1支部あたり	(1-
- 緊急 - 時保護 0.60ポイント	人のの人日本たり		
	3		
		9.0ポイント	
	•60件~119件	12.0ポイント	
・ 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、	1か所あたり ・120件~199件	19.0ポイント	
		 _	
〇延長保育促進事業 ※ 計画計画	→300件~399件	_ 	1 市町村あたり
	.400件~599件	52.0ポイント	
- 10年 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	1.04000 ·	72.0ボイント	
+ 間	・近隣市町村会員受人	5.0ポイント	
・4~5時間 23.0ポイント	• 初年 度 体制 整 備	20.0ボイント ノ	
以上 27.0ポイント 20.0ポイント 20.0			
② 基本分23.0ボイント	(加身)		

半成20年度		平成21年度	
【その他の事業】		〇子育で短期支援事業	
	基準点数	①ショートスティ事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.30ポイント
評価2		·2歳以上児 脳名 味品雜	2.35ポイント
き地保育所	20.0ポイント 1か所あたり	・終急一時保護②トワイライトステイ事業の実施	0.507Kイント /100人日あたり
		・基本分析がある。	0.45ポイント
	19.0パイント 1手来のにり	・伯治グ・休日デスサービス	1.00ポイント
〇地域における仕事と生活の調和推進事業	5ポイント 1市町村あたり	・児童の送迎の実施	0.30ポイント 1か所あたり
〇子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		〇延長保育促進事業	
		① 処長時間	(- \chi_{\text{*}}
・児里福祉司仕用貨格取得のための研修(講習会)の受講・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>0.4ボイント</u> 1人あたり 1人もたり	でOS・ 1 番番 1・	いいようと
		間報S~2・	11.0ポイント 7.1事業あたり
ワーク構成員のレベルアップを図る取組		・4~5時間	23.0ポイント
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 3.6・地域イトラーの単れを図 2.8・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3	3.6ポイント 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	·6時間以上 ※ # + / / / / / / / / / / / / / / / / / /	.1
	(J/LV)	② 奉本分	23.0水イント (加昇)
■その他、創意工夫のある取組について		【その他の事業】	
児童人口3,000人未満 3 ポイント 3 ポイント	「交付金算定の評価基準」		基準点数
当該児童人口			
是自绳乐	集る地方の接フログラム」 (集る地方の接フログラム) 「これ)、て策定するプロジェーニーニー はん)、て第四章 参介、計すれた	〇へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり
10P+	実施する場合等に加算	〇家庭支援推進保育專業	19.0ポイント 1か所あたり
		〇次世代育成支援人村養成事業	
		・ コーディネーター養成研修	3ポイント 1市町村あたり
		スタッフ養成研修	3ポイント 1市町村あたり
			※両方実施の場合は6ポイント
		○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ○ 其大事業	
		() 密や手来 ・児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) の受講	0.4ポイント
		・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント 1人あたり
		(2) 付加的事業・特殊された一つ推供自の事間が占した図2 予約	1.7.4.0
		では、イン・ファイン ファイン ファイン はいまた 日本 できる できます できます できます アンドローク アギ 計画事業 アク 連携を図る 取組	3.6ポイント - 1.1 日 日 上 地 上 か た 2.0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		・地域住民への周知を図る取組	\neg
	494	関係の	
		T 回る ●その他、創意工夫のある取組について	
		児童人口3000人未謝	「交付金算定の評価基 3 ポイント 03の(2)に掲げる74
		<u>当該児童人口</u> ~1万人未滿 1,000人	ポイント
		10P+ <u>当該児童人ロー10,000人</u> ポイント 1,500人	